

**新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について
とりまとめに向けた論点整理**

平成21年3月26日

男女共同参画会議 監視・影響調査専門調査会

目 次

1. 「生活困難」とは何か	1
2. はじめに～なぜこの問題を取り上げるのか	1
(経済社会の変化のもとで顕在化しつつある女性の生活困難リスク)	1
(生活困難層の多様化・一般化とそこに潜む男女共同参画をめぐる問題)	2
(本調査のねらい)	2
3. 経済社会の新たな潮流	2
(1) 家族の変化	2
(単身世帯とひとり親世帯の増加)	2
(主たる生計の担い手の変化)	3
(2) 雇用・就業をめぐる変化	3
(非正規雇用者の増加)	3
(非正規雇用をめぐる諸問題)	3
(3) グローバル化	4
(定住外国人の増加)	4
(国際結婚と外国人の親を持つ子どもの増加)	4
4. 経済社会の変化のもとで生じている生活困難の実態	4
(1) 生活困難をめぐる動向	4
(生活困難層の増加と多様化・一般化)	4
(女性に多くみられる生活困難)	5
(経済的困難がもたらす社会的排除)	5
(2) 分野別にみた生活困難をめぐる実態と支援ニーズ	6
(ひとり親世帯)	6
(子ども)	7
(若者)	7
(高齢者)	8
(国際結婚、在留外国人女性とその子ども)	8
(女性と労働をめぐる問題)	9
(DV等の女性に対する暴力被害等)	9
(生活上の障害を抱える人々)	10
(その他の生活困難をめぐる実態)	10
5. 男女共同参画の観点からみた生活困難の防止・生活困難者支援に関する課題	10
(1) 生活困難をめぐる状況～困難の複合化・連鎖・固定化	10
(2) 生活困難を生み出す要因	11
ア. 女性が生活困難に陥る背景	11
(妊娠・出産・育児等のライフイベントの影響)	11
(女性の就業構造)	11

(女性に対する暴力等の影響)	11
(背景にある固定的性別役割分担意識)	12
イ. 男性特有の状況	12
(男性の孤立や日常生活自立の困難)	12
(男性役割のプレッシャー)	13
ウ. 男女共通にみられる状況	13
(成育家庭をめぐる問題)	13
(学歴の影響)	14
(自尊感情の侵害による社会不適応)	14
(雇用構造をめぐる問題)	14
(生活上の障害)	14
(外国籍)	14
(地域ネットワークの弱体化)	14
(3) 対応の基本的視点	15
(生活困難の中にある男女共同参画をめぐる問題への着目)	15
(女性の生活困難の防止に不可欠な男女共同参画施策の推進)	15
(女性のライフコースを通じたエンパワーメントと総合的な支援)	15
(4) 今後検討すべき課題	16
ア. 自立に向けた力を高めるための課題	16
(若年期におけるライフプランニングを考えるための教育の充実)	16
(教育領域と職業領域等の連携に基づく若年期の自立支援の充実)	16
(暴力被害当事者等のエンパワーメントに向けた支援の充実)	17
(高齢期における経済的自立や社会参画の実現に向けた取組の推進)	17
イ. 雇用・就業の安定に向けた課題	17
(雇用の場の改革)	17
(女性の就業継続や再就業を支援するための環境整備)	18
ウ. 安心して親子が生活できる環境づくりに関わる課題	18
(困難を抱える親子を地域で支える仕組みづくり)	18
(生活困難の次世代への連鎖を断ち切るための取組の必要性)	18
(国際化に対応した支援体制の強化～国際結婚や在留外国人とその子どもへの支援)	19
エ. 支援基盤の在り方等に関する課題	19
(家庭や地域における男女共同参画の推進)	19
(自立概念の捉え直しと支援チャネルの多様化)	19
(制度の狭間への対応や個人のニーズに応じた一貫した支援の必要性)	19
資料 1. 参考図表（関連データ）	21
資料 2. 生活困難を抱える男女に関する支援機関・団体ヒアリング結果のとりまとめ	67
参考	107

この論点整理は、既存の統計・調査等のデータや生活困難者に対する支援を行う支援機関・団体に対するヒアリングの結果をもとに、監視・影響調査専門調査会並びに「生活困難を抱える男女に関する検討会」における議論をもとに、中間的な論点の整理としてとりまとめたものである。今後は、この論点整理をもとに、関係する施策の実施状況について調査等を行い、具体的な施策の方向性について検討を深めて最終的な報告をとりまとめる予定である。

1. 「生活困難」とは何か

本検討では、「生活困難」を経済的困難に加え、教育や就労等の機会を得られない、健康を害する、地域社会において孤立するなどの社会生活上の困難も含めた広い概念として捉える。

特に、自分の力だけでは乗り越えられない何らかの不利な状況（健康、教育、家庭の事情等）を抱えるために、個人あるいは世帯として経済的な自立の困難に直面している状態を中心検討する。併せて、経済的な困難から派生して、あるいはそれ以外の何らかの不利な状況にあるために、地域社会で人間関係を保てずに孤立したり必要なサービスを享受できなかったりする社会生活を営むまでの困難も含めて捉える。

2. はじめに～なぜこの問題を取り上げるのか

結婚や家族をめぐる変化、雇用・就業をめぐる変化、グローバル化など経済社会が大きく変化する中、ひとり親世帯、不安定雇用者、外国人、障害者等、生活に困難を抱える人々の状況は多様化かつ深刻化していると考えられる。加えて昨今の金融危機に端を発した経済あるいは雇用情勢の急激な悪化が、生活困難を抱える人々をさらに生み出し、またその状況を悪化させてしまっていることが懸念される。

このうち女性が生活困難に陥りやすいという問題については、かつてはみえにくい問題であったものが経済社会の変化のもとで顕在化しつつある。また、雇用情勢が厳しくなったりグローバル化が進む中、生活困難を抱える層の多様化・一般化が進みつつあるが、その状況や背景には男女共同参画の観点から留意すべき点がみられる。

（経済社会の変化のもとで顕在化しつつある女性の生活困難リスク）

- 女性の生活困難は、単身女性世帯や母子世帯には以前からみられた問題であったが、配偶者による扶養がある標準世帯モデルの陰に隠れてみえにくい問題であった。
- しかし、単身世帯やひとり親世帯が急増し、また配偶者である男性の雇用不安も増す中において、女性が自ら生計を維持する必要性が増しつつある。このような中、経済的な困難に直面し、またそれから派生して様々な困難を抱える女性が増加していると考えられる。
- 女性の生活困難の背景には、男女共同参画社会の進展が道半ばであるといった問題が根底にある。雇用・就業場面における男女間の格差が、女性に経済的な困難をもたらしている。自ら選ぶ場合も少なくないが、女性は出産をきっかけに7割が離職し、非正規雇用が多いなど、いまだ女性が持てる能力を発揮して必要に応じて自身で生計を維持していく社会環境が十分には整っていない。

- なお、女性自身が生計維持のための収入を得る道が十分開かれていない中で男性の雇用が不安定になることは、経済面あるいは生活面が安定しない家庭の増加につながって子どもの教育や養育の環境に大きな影響を及ぼす。そのため女性の生活困難は、次世代に連鎖するきわめて由々しき問題として捉えることができる。

(生活困難層の多様化・一般化とそこに潜む男女共同参画をめぐる問題)

- 経済のグローバル化、産業構造の変化などにより雇用情勢の厳しさが増す中、女性のみならず、主たる生計の担い手である男性についても不安定な雇用が増加し、生活困難に陥るリスクが高まっている。
- また、若年層における無業や不安定雇用の増大が、キャリアの積みにくさや長期的な経済的困難につながることが懸念されている。この問題については、これまで男性イメージで語られることが多く、男女間で問題の様相が異なることについてあまり焦点が当てられてこなかった。
- 他方、国際化の進展のもとで、国際結婚や外国人労働者の急増がみられる中、在留外国人女性とその子どもの社会適応の困難など、新たに目配りすべき問題が生じている。

(本調査のねらい)

- 以上をふまえ、本調査においては、新たな経済社会の潮流のもと、女性、男性それぞれのライフスタイルや置かれている状況が大きく変容してきたことを踏まえながら、新たに生じてきた、あるいは顕在化・深刻化しつつある生活困難の所在とその実情を探り、その背景にある男女共同参画をめぐる問題について検証、考察する。
- このことにより、生活困難防止のための施策について、女性が生活困難に陥るリスクを低減するなど、男女それぞれの状況に応じた効果的な取組の方向性を明らかにすることを目指す。

3. 経済社会の新たな潮流

(1) 家族の変化

(単身世帯¹とひとり親世帯の増加)

- 未婚・離婚の増加や高齢化の進展により単身世帯とひとり親世帯が増加し、中でも単身世帯は今後も急増していく見込みとされている。推計²によれば、約 20 年後の 2030 年には全世帯に占める単身世帯の割合は 37.4% に上り、男性の約 3 割、女性の約 2 割が 50 歳時点で一度も結婚したことがない「生涯未婚」の状態になると予測されている（図表 1～3）。また、高齢単身世帯も増加し大きな割合を占めつつあるが、その数は女性が圧倒的に多い（図表 4）
- 離婚の場合、親権を担うのは女性が大半であり、国勢調査によれば、平成 17 年の母

¹ 本稿では一人暮らしの世帯を「単身世帯」と称しているが、統計においては「単独世帯」という呼称を用いている場合がある。資料 1 参考図表（関連データ）の呼称は各資料の呼称に拠っている。

² 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（2008 年 3 月推計）」

子世帯数（母子のみの世帯）は約 75 万世帯³となっている（図表 5～7）。

（主たる生計の担い手の変化）

- 家族や雇用・就業をめぐる状況が変化してきた中、いわゆる「主たる生計の担い手」が女性である割合が増えつつある。総世帯数に占める女性の単身世帯の割合は、平成 8 年の 11.3%から平成 18 年の 13.2%に上昇している（図表 8）。2 人以上の勤労世帯において女性が世帯主である割合も、平成 6 年の 4.8%から平成 16 年の 8.0%に伸びている（図表 9）。
- また、現状では世帯主であることが多い既婚男性についても、その雇用形態が非正規雇用等である割合が、平成 9 年は 1 割に満たなかったものが平成 19 年には 15%を超えている（図表 10）。

（2）雇用・就業をめぐる変化

（非正規雇用者の増加）

- 我が国においては 1990 年代以降、女性並びに若年層を中心として非正規雇用者が急速に増えてきた。いまや女性に占める非正規雇用者の割合は半数を超え、男性についても 2 割に届く水準になっている（図表 11～13）。
- かつて非正規雇用は、主婦（女性）が家計補助のため家事・育児との両立を図る働き方として、あまり問題としては捉えられてこなかった向きがある。しかし、近年においては未婚層や男性においても非正規雇用比率の上昇がみられ（図表 14）、自ら生計を担うにもかかわらず、その人自身が低収入で不安定な非正規雇用という層が増えていると考えられる。

（非正規雇用をめぐる諸問題）

- 非正規雇用については、働き方の一つとしてパートタイム労働や派遣労働を自発的に選択する場合がある反面、「正社員として働く会社がなかったから」等の非自発的な理由によってやむをえず選択している場合も少なくなく、若い年齢層を中心に他の就業形態への転換希望を持つ者も多い（図表 15, 16）。
- 非正規雇用をめぐっては、次のような問題や状況があることが指摘されている。
 - 相対的に低賃金で雇用が不安定になりがちである（図表 17）と共に、被用者保険制度の適用外となる場合がある、頼るべき家族がいない場合には生活困難に陥りやすい。
 - 一度非正規雇用になると多くが有期契約であり、その状態を繰り返しやすい。非正規雇用の多くは女性であることから、その傾向は女性の方が強い（図表 18, 19）。
 - 非正規雇用者は、職場における教育訓練など能力開発の機会を持ちにくく（図表

³ 国勢調査の母子世帯数は、現に配偶者のいない 65 歳未満の女性（配偶者が長期間生死不明の場合も含む）と 20 歳未満のその子（養子を含む）のみで構成している世帯である。母と子ども以外の同居者もいる世帯も含めた母子世帯（父のいない児童（満 20 歳未満の子どもであって、未婚の者）がその母によって養育されている世帯）の推計世帯数は平成 15 年で約 123 万世帯とされている（厚生労働省「全国母子世帯等調査」（平成 15 年度））。

20)、その結果、キャリアの形成や自尊感情が阻害されてしまう場合があるとの指摘もある。

- 男性は非正規雇用者の方が有配偶者の割合が低く、非正規雇用の場合は経済的に不安しないため、結婚して家族を形成することへの障害がより大きいと考えられる(図表 21)。
- 最近では、経済情勢の悪化に伴い、いわゆる「派遣切り」等により、非正規雇用者の雇止めや解雇が発生していることや、社宅や寮に入居していた労働者が、仕事と共に住居を失う事例がみられるなど、非正規雇用をめぐる問題が深刻化している(図表 22)。

(3) グローバル化

(定住外国人の増加)

- 1990 年の出入国管理法及び難民認定法の改正により、来日する外国人が急増し、来日目的の多様化、定住化、居住地域の広域化が生じている。平成 19 年末現在、外国人登録者数は 215 万人で、総人口の 1.7% を占める。そのうち女性は男性の約 1.1~1.2 倍とやや多い(図表 23, 24)。

(国際結婚と外国人の親を持つ子どもの増加)

- 国際結婚が 1980 年代半ば以降急増し、その約 8 割が夫は日本人で妻は外国人という組み合わせである(図表 25)。平成 19 年では年間婚姻件数に占める国際結婚の割合は約 5.6%⁴ に上る。
- 国際結婚の増加のもとで、外国人の親を持つ子どももも増加している。平成 18 年では、日本に生まれる子どもの約 30 人に 1 人が「少なくとも一方の親が外国人」という状況になっている(図表 26)。

以上のような家族の変化、雇用・就業をめぐる変化、グローバル化といった新たな経済社会の潮流のもとで、家族による扶養や企業による安定雇用等のセーフティネットから漏れてしまう層が増え、既存の制度枠組みによる対応では不十分な生活困難層が生じていると考えられる。

4. 経済社会の変化のもとで生じている生活困難の実態

(1) 生活困難をめぐる動向

(生活困難層の増加と多様化・一般化)

- 平均的な生活水準から一定の割合の所得以下の状態にある人がどの程度いるかを示す指標である相対的貧困率⁵をみると、我が国は 1990 年の 13.2% から 2002 年の

⁴ 厚生労働省「人口動態統計」(平成 19 年)

⁵ 「相対的貧困率」とは、等価可処分所得(収入から税・社会保険料を差し引き、社会保障給付をえた額を、世帯の人数の平方根で割って調整した値。世帯構成員の所得水準を示す。)の中央値の 50% 未満の所得の人口が全人口に占める割合。

14.8%に上昇している。高齢者世代の相対的貧困率は以前から高いが、近年は壮年者世代及び子ども世代で相対的貧困率が上昇している（図表27）。勤労世代（18-65歳）の相対的貧困率は12.3%（2000年代中旬）であり、OECD諸国の中でも高い水準となっている（図表28）。

- 生活保護の被保護世帯数・保護率⁶は近年上昇傾向にあり、平成18年度は108万世帯、保護率は11.8%である（図表29）。保護率は地域によって大きく異なっており（図表30）、生活保護につながる背景には、その個人の問題だけではなく各地域の産業構造の影響が大きいと考えられる。
- 生活保護を受給する世帯類型としては従来から高齢者世帯、傷病者・障害者世帯、母子世帯が多いが、最近の傾向として、50代の男性で生活保護を受給する人々が増えている（図表31、32）。終身雇用制の崩壊や未婚・離婚の増加など家族の変化の影響の現れとみられるが、このような層が今後さらに増えしていくことが懸念される。

（女性に多くみられる生活困難）

- 相対的貧困率には、男女間や配偶関係、世帯類型によって大きな違いがみられる。男女共同参画の視点において着目すべきポイントとして、次のことが挙げられる（図表33～36）。
 - ほぼすべての年齢層において男性に比べて女性の方が相対的貧困率が高く、その差は高齢期になるとさらに拡がる。
 - 高齢単身世帯、勤労世代の単身世帯で相対的貧困率が高く、中でも女性の方が厳しい状況にある。
 - 母子世帯で、また特に離別者での相対的貧困率が高く、その影響が母子世帯の子どもにもみられる。
- 生活保護世帯に占める割合は高齢者世帯が高いが、世帯保護率でみると母子世帯が高い（図表37）。生活保護受給者を性別、年齢別にみると、高年齢者の受給者数が多いという特徴に加え、20代、30代、40代では母子世帯の被保護世帯が多いことが影響して、女性の受給者数が男性のそれを大きく上回っている（図表38）。生活保護を受給する母子世帯が多い背景には、地域産業の衰退や景気の悪化によって世帯が経済的な困窮に陥って、離婚に至るケースがあることもヒアリングでは指摘されている。
- このように、我が国においては女性において生活困難に陥るリスクが高いと考えられる。

（経済的困難がもたらす社会的排除⁷）

- 経済的な困難は、それだけではなく社会的に生活していく上で必要な必需品やサービス、

⁶ 生活保護の受給状況がそのまま我が国における生活困難層の状況をあらわすものではないことに留意が必要である。

⁷ 社会的排除概念とは、従来の物質・貨幣の多寡を問題にする貧困概念に比べて、社会関係・つながりをも問題にするという意味で多次元的であるとともに、ある一時点における分配等の結果を問題にする貧困・相対的剥奪概念に比べて、困難な状態に陥る過程やメカニズムを問題にするもの（Berghman 1995）（菊池英明「社会的排除－包摂」とは何か－概念整理の試み」（日本ソーシャルインクルージョン推進会議編集『ソーシャル・インクルージョン 格差社会の処方箋』補論1、平成19年1月））

人間関係などのネットワーク等から排除されやすい状況をもたらしやすい。

- 先行研究⁸によると、我が国では世帯所得 400～500 万円を境としてそれ以下の所得階級において、上記の必需品等を持つことができない割合が高まる傾向がみられており、経済的困難と日常生活での困難や孤立等の社会的排除とは密接な関係にあると考えられる（図表 39）。

（2）分野別にみた生活困難をめぐる実態と支援ニーズ

本節では、経済社会の変化のもとで生じている生活困難の実態について、既存の統計・調査等の関連データや支援機関・団体等に対するヒアリング結果をもとにとりまとめている。関連データ並びにヒアリングの詳細については、参考資料を参照されたい。

（ひとり親世帯）

- 日本の母子世帯の就労率は 8 割を超えて高いにもかかわらず、年間就労収入は 100 万円未満が約 3 割、100 万円以上 200 万円未満が約 4 割を占める（図表 40）。背景には、結婚生活期における就業中断や育児等との両立のために選べる職種が臨時・パート等非正規雇用が多くなりがちであることが影響していると考えられる。また、母子世帯の非正規雇用比率は近年上昇傾向にある（図表 41）。
- 母子世帯の相対的貧困率は高く（図表 34）、約 12% が生活保護を受給している（図表 37）。なお、低所得だが生活保護を受給していない母子世帯も多いと考えられる。
- 特に厳しい状況にあるのが離婚等による生別母子世帯である。生別母子世帯の持ち家率は約 3 割と低い。夫からの養育費をもらっている者も約 2 割にすぎない⁹。
- ヒアリングによれば、経済的な困窮がきっかけで離婚に至り、離婚後も多重債務などの問題を引きずるケースがあるという。また、家計を維持するために母親が長時間労働や多重就労をせざるをえず、身体をこわしたり、時間的にも精神的にも子どもに十分に対応できない母子世帯があるといった問題も指摘されている。
- 母子生活支援施設に入所している、あるいは生活保護を受給している母子世帯の状況をみると、特に困難を抱える母子世帯の背景には、配偶者からの暴力（以下、「DV」という。）や病気・障害の問題があつたり、外国籍の母が増加したりする傾向がみられるとの調査結果もある（図表 42～45）。
- 父子世帯については、平均的には母子世帯よりも経済水準は高いものの、就労収入が年間 200 万円未満の世帯も約 15% ある（図表 40）。父子世帯は「家事」等に関する悩みを持ちやすい傾向もみられるが（図表 46）、周囲に相談者がいなかつたり、公的支援等の対象になりにくかったりすることで、孤立してしまうことが懸念される。

⁸ 阿部彩「相対的剥奪の実態と分析：日本のマイクロデータを用いた実証研究」社会政策学会編『社会政策における福祉と就労（社会政策学会誌第 16 号）』法律文化社（平成 18 年 9 月 30 日）、pp.251-275。

⁹ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「平成 18 年度全国母子世帯等調査結果報告（平成 18 年 11 月 1 日現在）」（平成 19 年 10 月）

(子ども)

- 我が国における子どもの相対的貧困率¹⁰は、1980年代以降上昇傾向にあり、他の世代に比べて上昇幅が大きく、中でも母子世帯における相対的貧困率が高い（図表47,34,48）。また、単純な比較はできないが、我が国においては、子どものいる世帯の相対的貧困率が、税・社会保障制度等による再分配前よりも再分配後の方がむしろ高いという、他のOECD諸国とは異なる傾向もみられている（図表49）。
- 子どもへの教育費支出は、ひとり親世帯において、また所得階層が低い世帯において相対的に少ない（図表50,51）。先行研究¹¹やヒアリングにおいても、成育した家庭の経済的困窮や家庭環境の不安定が子どもの教育・学習の不足に影響し、就業等での不利な状況をもたらす、生活困難の次世代への連鎖の問題が指摘されている。東京都の調査¹²では、児童虐待が行われた家庭では経済的困難を抱える家庭が多いことを示す結果もみられている。
- また、ヒアリングにおいては、定時制高校等において親の失職や離婚、病気などによる経済的困窮により働きながら学ぶことを余儀なくされる子どもや教育費負担ができないために高校を辞める子どもなどの問題もあることが指摘された。

(若者)

- ここ数年は若年者の非正規化に歯止めがかかり、ニート、フリーター等の数も平成10年代半ば頃のピーク時に比べて減少してきた（図表52）。しかし、最近の金融危機のもとでの内定取り消しなど、若年雇用をめぐる情勢が再び厳しくなっている。
- フリーターを含む非正規や無業については、女性の方が、また相対的に低い学歴の方が多い（図表53～55）。相対的に低い学歴である者、または高校や高等教育機関からの中途退学者において、フリーターになっている割合が高いという研究結果¹³もある。ヒアリングでの指摘なども踏まえると、経済的な問題からアルバイトをしなければならないために学業継続ができないための中退、高校在学中の妊娠による中退などの問題もある。
- いわゆる「ニート」については、現状では家族に支えられて生活できる場合であっても経済的に自立できないという点で潜在的な困難層と捉えることができる。そして、「ニート」については、女性の問題が見えにくい。この背景には、女性は「家事手伝い」等の形で問題が顕在化しにくいといった問題（図表56）や、ヒアリングで指摘されたことであるが自立に対する本人及び親の意識が男性に比べて女性の方が弱く支援に結び付きにくいといったことが考えられる。実際、若者の自立を支援する機関に

10 「子どもの相対的貧困率」とは、子どもがいる世帯の所得をもとに世帯人員数で調整して算出した等価可処分所得が、全人口における等価可処分所得の中央値の50%未満の所得水準にある子どもが全子どもに占める割合をいう。

11 池谷秀登「自立と自己実現に向けた福祉事務所の支援」（浅井春夫、松本伊知郎、湯澤直美『子どもの貧困』明石書店、平成20年4月15日）：生活保護世帯の子どもで高校進学率が低いという調査結果を紹介。

12 東京都福祉保健局「児童虐待の実態II」（平成17年12月）

13 小杉礼子・堀有喜衣「若者の労働市場の変化とフリーター」（小杉礼子編『自由の代償／フリーター』日本労働研究機構、平成14年12月3日）

つながるのも男性が圧倒的に多い（図表 57）。

- なおニート等は、不登校、いじめ、ひきこもり、精神科での治療等の経験が多くみられており、雇用問題だけではなく社会不適応や精神的な問題を抱える層が少なくない（図表 58）。また、病気やけがのために仕事を探せない無業者や中年無業者の増加も懸念される（図表 59）。

（高齢者）

- 我が国においてかねてから相対的貧困率が高く、生活保護制度の保護対象としても最もボリュームが大きいのが高齢世帯である。そして、高齢世帯の中でも経済的に厳しい状況にあるのが、未婚男女及び離別女性である（図表 27, 35, 60）。
- 平成 20 年に内閣府が行った調査¹⁴では、高齢期における収入レベルには、若い時期からの雇用・就業状態の影響が大きいことがわかっている。就業中断期間が長く、非正規雇用の割合が高い女性においては、年金水準等が低く、高齢期の経済基盤が脆弱な状況につながっている（図表 61）。
- また同調査によれば、高齢者が抱える困難は、経済的な困難以外にも、一人暮らしの男性が地域における人間関係や社会参加等のネットワークを持ちにくく孤立しがちな状況にあることや、高齢女性の消費者被害の多さなど、生活自立をめぐって様々なものがあることがわかっている。
- 65 歳以上人口の中で公的年金の受給権がない人は平成 16 年で 62.6 万人、比率では男性 2.7%、女性 2.4% である（図表 62）。

（国際結婚、在留外国人女性とその子ども）

- ヒアリングによれば、国際結婚をめぐって、良好な家族関係を築くケースが多くある一方、文化・価値観の違い、コミュニケーションの困難さ、DV、親の介護負担など、外国人の妻が抱える困難は大きい。在留外国人女性の一時保護の理由も DV が多く（図表 63）、その後の生活再建に向けて母語での支援を必要とするケースもある。しかし、在留資格の問題から生活再建の支援が限られることがある。また、女性が日本人のケースも含めて、国際離婚の手続きや国を超えた養育費の請求手続き等に関する相談のニーズも高まっているという。
- 他方、ヒアリングでは、一般に我が国に在住する外国人女性の職域が飲食サービス業、風俗営業、一部の製造業など狭い範囲に限られ、雇用契約も適正に交わされず低賃金であるなど不安定な条件下で働いていることが多いことを問題提起する意見もみられた。
- 在留外国人の子どもについては、親が母国の子どもを比較的大きくなつてから呼び寄せるケースも含めて、不就学、学校における日本語理解をめぐる問題がある（図表 64, 65）。

¹⁴ 内閣府男女共同参画局「高齢男女の自立した生活に関する実態調査」（平成 20 年 6 月）

(女性と労働をめぐる問題)

- 女性の非正規雇用が増加し、それはかつてのようなパートタイム労働に従事する主婦だけではなく、若年の未婚女性においても多くなっている（図表 13, 66）。また、女性の非正規雇用は有期雇用が多く非正規雇用を繰り返しやすい傾向があり、短時間労働者の場合、相対的に低い賃金水準となっている（図表 19, 67）。
- 女性は出産・育児で就業中断する場合が多いが、子どもが大きくなるにつれて就業希望が増えても実際に希望する形で再就職できている人は多くない（図表 68）。また、就業する場合も、育児等との両立、就業中断の影響、税制・社会保障制度における扶養範囲との兼ね合いで就業調整などのために女性は短時間の勤務を希望する場合が多く、その結果、非正規雇用となることが多い。しかし、そのことで不景気時などに仕事を失いやすく、生計の担い手であれば生活困窮に陥るリスクが高いと考えられる。
- ヒアリングによれば、セクシュアル・ハラスメントの被害のダメージによる退職、妊娠による派遣契約の解除など、女性であることを理由とした様々な問題も生じている。
- このように女性労働をめぐっては、固定的性別役割分担意識とも結びつき、就業を中断する場合も多く、依然として就労機会や待遇をめぐって様々な問題が残されており、それが女性の経済的な自立基盤の不安定に結び付いている。

(DV等の女性に対する暴力被害等)

- DV等の女性に対する暴力被害の相談件数は年々増加しており、婦人相談所、婦人保護施設、男女共同参画センター等の支援の現場ではその対応に追われている（図表 69～74）。暴力の加害者は夫やパートナーに限らず、親兄弟や親族や第三者に及ぶ。
- ヒアリングによれば、暴力被害者は、親からの暴力、DV、性犯罪被害など、小さいときから暴力を受け続けて自尊感情を大きく侵害され、精神的に不安定な人も少なくなく、その回復を図って健康を取り戻すことが大きな課題となるという。
- DV被害者が自立生活に向けて抱える困難は、生活資金、体調や気持ちの回復、居所を知られるため住民票を移せないなどの問題が多い（図表 75）。
- これらを踏まえると、暴力被害者が自立に向けて生活の再建を果たすには、精神的な回復と共に、加害者からの追跡を逃れつつ経済的な自立に向けた住まいや就労先の確保などを並行して行わねばならないこともあります、その困難はきわめて大きいと考えられる。
- ヒアリングにおいては、DVを受けていても、夫等から離れた後の経済的困窮を怖れて保護を求めるのが遅れるケースがあることや、婦人保護施設入所者の中には、生活上の障害を持つ人、相対的に低い学歴の人も多く、自立に向けた道のりが困難な女性が一定程度いるとの指摘もみられた。他方、婦人保護施設等の入所者の中には、経済的困窮や成育した家庭の問題が背景にあって性産業に就いていた女性も少なくなく、その中で尊厳を侵害され、心身を害したり、望まない妊娠・出産に至るケースが少なくないことも指摘された。

(生活上の障害を抱える人々)

- ヒアリングによると、障害者と認定されていない（障害者手帳は保持していない）が知的な遅れや精神的な疾患により生活上の障害を抱える人々が、制度上の狭間に陥つて支援につながりにくい状況があるという。
- 女性の視点では、障害のある女性が子どもを自分の手で育てたい場合にそれを支援する仕組みが不十分であること、障害があるために性暴力やDV等の被害のリスクが高まったり、知識や能力の不足のために子育ての困難を抱えるケースがあつたりすること等の問題がある。また、障害のある子どもを持つ母親が負担を抱え込みがちであるという。

(その他の生活困難をめぐる実態)

- その他の生活困難者として、多重債務者、ホームレス等も挙げられる。ヒアリングによると、多重債務者の背景には近年は雇用情勢の悪化の影響が色濃いが、DV等で夫やパートナーから脅されて多重債務に陥る女性もいるという。他方、ホームレスは約1.6万人（平成19年度）であり、野宿生活の危険性ということも影響していると考えられるが、女性は約3%と少なく男性が大半を占める（図表76）。ホームレスになった主な理由は、仕事関連や病気・けがなどが多いが、アパート等の家賃支払いの困難や飲酒・ギャンブルといった問題もみられる（図表77）。

5. 男女共同参画の観点からみた生活困難の防止・生活困難者支援に関する課題

（1）生活困難をめぐる状況～困難の複合化・連鎖・固定化

これまでの分析の結果わかったことは、生活困難な状況にある人々は、その困難が複合的に生じ、また連鎖し、固定化している状況にあるということである。

例えば、DV被害女性は、DV被害による身体的・精神的被害に加えて、加害者である夫等の追跡を怖れたり裁判等で多大なエネルギーをとられ、また仕事を探しても就業中断や育児の両立等のため不安定・低賃金の仕事が多く、経済困窮から子どもの養育困難に陥る場合が少くない。また、ニート等についても、いじめ等の経験が自尊感情の低下と社会からのひきこもりをもたらし、そのために教育・学習が不足し就労機会を持ちにくく、就労しても非正規雇用中心で断続的な就労ゆえにキャリアを積み上げられず困難な状況を固定化している。さらに、家庭が経済的に困窮していたりDVや児童虐待等で安定しない状況にあると、その子どもの教育・学習の機会が奪われ、生活困難が世代間で連鎖するといった状況が生じている。困難な状況にある家庭のもとで育った子どもは、その不利を補う家族や地域のサポート等の社会資源を持ちにくいという点でもより困難な状況に陥る可能性もある。

このように、生活困難な状況というのは、ある一時点に降って湧くように生じるものではなく、その個人のライフコースの様々な場面で生じる困難が連鎖し、複合化して影響力を増し、固定化する状況にある。このような状況を断ち切るためにには、多方面の連携に基づく取

組が必要であり、ライフコースを通じて、可能な限り早期からの支援が必要とされると考えられる。

(2) 生活困難を生み出す要因

ア. 女性が生活困難に陥る背景

これまでみてきた実態を通してみると、我が国においては女性がより生活困難に陥りやすい状況があることがわかる。では、なぜ特に女性が生活困難に陥りやすいのか。それについては次のように考察することができる。

(妊娠・出産・育児等のライフイベントの影響)

- 女性は「産む性」であるゆえに、妊娠・出産・育児等といったライフイベントが女性の生活に与える影響は大きい。固定的性別役割分担意識が十分に解消されていない現状のもとでは、いまだ家事・育児並びに介護の負担が女性に偏り、女性は就業中断が生じやすく、育児等との両立のために選べる職域が限られがちである。また、例えば妊娠による高校中退など 10 代の妊娠は、支援が十分にないもとでは、その女性の教育機会と就労機会を同時に奪ってしまう問題をはらんでいる。
- 10 代の出産・育児等に伴う教育機会の制限は、それが就業機会を狭めることにつながり、さらにはその期間の無収入・低収入のみならず、キャリアや能力開発の積み重ねを妨げ、女性に人生全般にわたって不利な状況をもたらしてしまう場合がある。

(女性の就業構造)

- 固定的性別役割分担意識や出産・育児等のライフイベントの影響のもとで女性の就業に係る行動の選択が狭まっている一方、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の浸透や支援策が不十分であり、税制・社会保障制度が女性の就業調整をもたらす影響もある中、現状では女性の雇用が非正規雇用に集中し、相対的に低収入で不安定な雇用につきやすい構造となっている。また、女性が非正規雇用につきやすい状況は、出産・育児に伴うものだけではなく、未婚の女性においても近年強まる傾向にある。
- 女性の非正規雇用としての働き方は、働き方の一つとしてパートタイム労働や派遣労働を自発的に選択する場合もある一方、身分が不安定で低収入であり、景気後退期には雇用調整の影響を受けやすいなどの問題も生じやすい。

(女性に対する暴力等の影響)

- DV、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、人身売買等の女性に対する暴力が、女性の尊厳を害し、様々な行動と自由を制約して、女性を困難な状況に陥れている。
- 女性に対する暴力は、被害女性の自尊心を著しく壊し、様々な身体的・精神的な不調

をもたらす。そのため、その回復には一定の期間を要し、就業や社会参加を困難にしている。

- また、DV被害者が自立して生活しようとする場合には、心身の不調を抱え、加害者からの追跡を怖れて住民票を移せなかつたり、夫との離婚等に伴う裁判や調停に多大なエネルギーと時間をとられることも少なくない。そのような課題を抱えながら、住宅の確保、就業機会の確保、子どもの養育問題等の複数の課題に向き合わなければならぬが、仕事を探しても不安定・低賃金の仕事が多く、多重就労で生活を支えることを余儀なくされるなど、その困難は非常に大きい。
- 被害者が外国人、あるいは障害者等の場合には、女性に対する暴力に加えて言語、国籍、日常生活能力等でのハンディを抱え、その問題解決がより難しくなりやすい。加えて、それらの人々が、そのハンディゆえに暴力被害を受けやすいという状況もある。
- また、女性の性を商品化して扱う性産業の存在が、女性の尊厳を傷つけている。性産業で働くことは、女性の心身に大きな負担を負わせている場合があり、その社会復帰を困難にしていることにも留意が必要である。

(背景にある固定的性別役割分担意識)

- 家庭・地域・職場における男女共同参画が十分に進んでおらず、女性が希望に応じた就業継続や働き方を選択しにくい社会構造がある背景には、「男は仕事、女は家庭」といった性別に基づく固定的な性別役割分担意識が影響している側面がある。このような状況のもと、女性は結婚・出産等に伴って就業中断や就業調整をし、夫へ生計を依存しがちで、離婚等に際して女性が自立の困難に陥りやすい。また、自立の見通しが立たないために深刻なDV被害であっても我慢してしまうといった問題も生じている。
- 固定的な性別役割分担意識の影響は、ニート等において女性の問題が家事手伝い等として潜在化しやすく、若年期におけるキャリアや自立基盤の形成につながらないといった問題にも顕われている。また、国際結婚における外国人女性をめぐる問題の背景にも、育児や介護の女性への負担の偏りなど固定的な性別役割分担意識の影響がみられる。
- 世論調査¹⁵の結果によると、固定的な性別役割分担意識に反対する者の割合が平成19年に初めて半数を超えるなど一定の変化がみられるが、依然として男性の過半数は賛成しているなど根強い課題であるといえる。

イ. 男性特有の状況

男性の生活困難についても、男性特有の状況がみられる。

(男性の孤立や日常生活自立の困難)

- 男性については、父子世帯が周囲に相談相手がおらず孤立しがちで家事等に関する悩

¹⁵ 「男女共同参画社会に関する世論調査」（内閣府）

みを持ちやすい、一人暮らしの高齢男性が地域でのネットワークを持ちにくく孤立しがちであるなどの傾向がみられている。核家族化等のもと、男性も介護を担うことが多くなる傾向がみられるが、慣れない家事にとまどいを持ち、介護負担が生じていることも懸念される。

- こうした男性が孤立しやすく日常生活における困難が生じる背景には、家庭・地域における男女共同参画が十分に進んでいないことが影響していると考えられる。

(男性役割のプレッシャー)

- ニート等についてのヒアリング結果によれば、いじめ等の生活経験がきっかけとなって社会的な不適応に悩む若者の中でも、特に男性の方が自立に対する意識が本人も親も強く、意識と実態との狭間で悩んでいるという。また、父子家庭が育児との両立のため仕事量を調整しようとしても周囲の理解を得にくい、悩みを周囲に相談しにくいといった問題も指摘されている。「男性が主に稼ぐべきもの」、「男性は弱音を吐いてはならない」といった男性役割のプレッシャーが、厳しい状況にある男性をより困難な状況に追い込んでしまっている懸念がある。
- 自立に対する意識の高さはきわめて重要であるが、たとえ共働きでも女性が非正規雇用に就きやすい構造の下、男性側に生計維持の主たる担い手であるという責任やプレッシャーが大きくのしかかる状況がある。さらに、昨今の雇用情勢の厳しさのもとで男性の自立に対するプレッシャーが過剰に強まってしまっている懸念もある。こうした問題は、男性は非正規雇用者において有配偶者の割合が低く、経済的に安定しないことが結婚を阻害している一要因になっているとみられる状況にも現われていると考えられる。

ウ. 男女共通にみられる状況

生活困難に陥りやすい状況を生み出す男女共通にみられる要因としては、以下のようなものが挙げられる。これらの要因は、複合的に、あるいは連鎖して生活困難の発生に関わっていることも少なくなく、また先に述べたような女性あるいは男性であるがゆえの特有の状況と相まって深刻な事態に至るケースもある。

(成育家庭をめぐる問題)

- 婦人保護施設や母子生活支援施設等の施設入所者や生活保護受給世帯の状況をみると、成育した家庭における生活困難が子どもに影響する世代間の連鎖の問題がみられる。
- 成育家庭が経済的な困難を抱えていたり、家庭環境が安定しないために十分な教育機会を持てない問題があることに加えて、育ってきた過程での教育・学習の不足、自尊感情の形成の不足などが、成人しても就業や社会活動に当たって不利な状況を生み出している。

(学歴の影響)

- 施設入所者や生活保護受給世帯の中には、中卒や高校中退などの相対的に低い学歴の人が比較的多く、学歴での不利が職業の選択幅を限定し、低収入な状況をもたらしやすい。

(自尊感情の侵害による社会不適応)

- いじめ・不登校の経験を持つ人やDVや児童虐待の被害者の中には、そうした経験によって自尊感情が著しく侵害され、社会生活に対する適応に困難を抱える人が少なくない。これらの人々は、就労自立以前に精神的な回復への支援が必要とされている。

(雇用構造をめぐる問題)

- 各分野でみられた生活困難の多くには、その背景に雇用の不安定があり、労働市場における非正規化の進展とそれら非正規雇用者の身分が不安定でセーフティネットが不十分であることが、女性のみならず男性も含めて大きな影響を及ぼしている。
- 近年においては若年の未婚層においても非正規雇用の増加がみられるが、非正規雇用については能力開発の機会を持ちにくく雇用が断続的になりやすいなどキャリア形成が難しい側面があり、これらの層が将来にわたって不利な状況になることが懸念される。
- また、今般の経済環境の悪化がもたらした雇用情勢の急激な悪化の影響が、非正規雇用者を中心に雇用の終了や調整など大きな影響をもたらし、それが生活困難者を生み出していることがヒアリングでもいくつかの団体等で指摘されており、その影響が懸念される。

(生活上の障害)

- 障害者、あるいは障害者と認定されていない（障害者手帳は保持していない）が知的な遅れや精神的な疾患により生活上の障害を抱える人々が、そのことによって就業の困難をはじめとした様々な困難を抱える場合がある。
- 特に、障害者手帳はないものの生活上の障害を抱えている人は、公的支援の対象になりにくいためより難しい状況に陥ってしまう場合がある。

(外国籍)

- 在留外国人が、言語のハンディや文化的な相違のために、必要な教育や行政手続き、適正な雇用契約や支援からもれてしまい、生活困難に陥ったり社会的に不適応な状況に陥ったりする場合が少なくない。この問題は、在留外国人の子どもの教育等に関する問題も含めて捉えられる。

(地域ネットワークの弱体化)

- 都市化が進み地域における人間関係の希薄化が進む中、地域における相互扶助の機能

が弱まってきたことも、人々が生活困難に陥るリスクを高める一因となっていると考えられる。

(3) 対応の基本的視点

(生活困難の中にある男女共同参画をめぐる問題への着目)

- これまでみてきたように、我が国における生活困難をめぐっては、男女間で問題の現れ方やその背景に違いがある。生活困難を効果的に防止するためには、男女別の観点でその状況を的確に捉え、その分析を踏まえて効果的な対策を検討していくことが重要である。
- かつて女性では問題視されてこなかったパートタイム労働等の非正規雇用をめぐる問題も、そこに男性も加わることで社会的な問題として顕在化してきた側面がある。これは翻ってみれば、暗黙のうちに女性は経済的な自立を必要としない存在として社会的に捉えられ、問題が見過ごされがちであったことに他ならない。また、税制・社会保障制度等の様々な仕組みが、女性の就業活動の選択に影響を及ぼし、現下の経済社会の変化のもと女性の生活困難リスクの顕在化に影響してきた側面もある。
- このように、生活困難の背景には固定的性別役割分担意識の問題や女性が希望に応じた働き方を選択しにくい社会構造があり、経済社会の変化のもとで固定的性別役割分担を前提とした社会制度にもひずみが生じつつあるといった男女共同参画をめぐる問題に対して、より一層敏感な視点を持って現状を捉え、今後の施策のあり方を検討していくことが必要である。

(女性の生活困難の防止に不可欠な男女共同参画施策の推進)

- 女性の生活困難を防止するためには、男女共同参画のための施策を推進し、女性が生活困難に陥りやすい要因を解消することが不可欠である。具体的には、女性が出産・育児等のライフイベントを経ながらも希望する形で就業継続を図ることができるよう、固定的性別役割分担意識の解消を進め、家庭や地域における男女共同参画を推進すると共に、男女間の雇用機会均等の確保等により女性が働きやすい就業構造への改革を一層推進していくことが必要とされる。
- 加えて、女性に対する暴力は女性の尊厳を著しく傷つけ、女性の自立に向けた道のりを困難なものとするものであり、その被害の防止と被害者支援のための対策に一層力を入れていくことが必要とされる。

(女性のライフコースを通じたエンパワーメント¹⁶と総合的な支援)

- 出産・育児等のライフイベントの影響を受けやすい女性については、多様なライフスタイルの選択を尊重しながらも、その持てる力を発揮して経済的自立が図られるよう、女性のライフコースを通じたエンパワーメントの視点から、総合的な支援を進め

¹⁶ ここでいう「エンパワーメント」とは、その人自身が自尊心を回復し、持てる力を引き出して自分の生活のあり方や環境をコントロールし、自己決定できる状態を目指す過程のことを意味することとする。

ることが重要である。

- 出産・育児・介護等を経ても希望に応じて就業継続したり再就職できる社会環境の整備、子どもを持ちながら安心して職業訓練を受けられる機会の充実など、女性が生活困難に陥るリスクを高める、あるいは防止するポイントに着目した取組の充実が必要とされる。また、一人暮らしが多い高齢女性が経済的な困難に陥らず、持てる意欲や能力を発揮して社会参画することを支援する取組も重要である。
- 子どもを持つ女性への支援のあり方を考える際には、「母として」だけではなく、女性本人の福祉（Well-being）にも着目した支援が重要である。例えば10代の母の場合、本人は児童福祉法の対象であるにもかかわらず出産すると母親としてしか扱われないといった問題も見受けられることから、母となった際であってもその女性自身のライフステージ上の課題に着目した支援が適切に提供されることが求められる。
- 他方、個人のニーズを中心としてさまざまな支援策を用意し、それらを総合的に提供することが重要である。例えばDV被害により困難に陥った女性が、その後子どもと一緒に自立した生活に向かう過程には、DVからの保護の他、住まいの確保、就労自立の支援や保育や教育に関わる支援など、多様な支援が必要とされる。また、障害を持ちながら子どもを育てたいという女性には、個人に対する支援だけではなくその母子の生活に対する支援が求められる。このような困難な状況にある個人と家族を中心に、そのニーズに総合的に応える支援のあり方が求められる。

（4）今後検討すべき課題

既存の統計・調査のデータやヒアリング等から得られた示唆、並びに監視・影響調査専門調査会並びに「生活困難を抱える男女に関する検討会」における議論をもとに、生活困難の防止や生活困難者支援に関する施策に関して、今後検討すべき課題を以下に挙げる。これらの課題については、今後最終報告に向けて、関係する施策の状況確認等を含めて引き続き分析を進め、具体的な取組の必要性やそのあり方について検討を深めていく予定である。

ア. 自立に向けた力を高めるための課題

（若年期におけるライフプランニングを考えるための教育の充実）

- 若者が、経済的に自立することの重要性について学び、職業とのかかわりや自らのキャリアを意識しながら教育機関で学ぶことができるよう、教育領域と職業領域との連携に基づく早期からのキャリア教育を充実させていくことが必要ではないか。
- このようなキャリア教育は男女共に必要であるが、特に女性が、非正規雇用に就くことが将来に与える影響も踏まえ、義務教育等の早い段階から、自らの経済的・社会的自立に関して学び、人生を通じたライフプランについて考えられるような学習機会を充実することが必要ではないか。

（教育領域と職業領域等の連携に基づく若年期の自立支援の充実）

- いじめやひきこもりなどをきっかけとしたニート等、自立に困難を有する若者への支

援に当たっては、まずはその社会生活適応を支援し、健康を回復して就労等による自立に向かうことができるよう、教育、保健・医療、福祉、就労その他多様な関係機関間の連携に基づく支援が必要とされるのではないか。

- 職業を持ちながら学ぶ高校生等が困難な状況に陥らないように、こうした高校生等が教育と仕事の両立を図ることができるような支援が必要であると共に、学校で労働者としての権利について学ぶような機会の充実も必要ではないか。
- 中卒や高校中退者に対する就労支援の充実や、高校中退を防止するための対策も重要である。経済的困難ゆえの高校中退等がその子どものキャリアに与える影響を勘案し、在学継続に向けた支援や妊娠ゆえの中退も含めた中退後の学び直し等フォローアップの充実について検討がなされるべきではないか。また、望まない妊娠による中退を防ぐため、学校・家庭等において性に関する正しい理解を深めることが重要ではないか。

(暴力被害当事者等のエンパワーメントに向けた支援の充実)

- 暴力被害当事者やメンタル面で問題を抱えた人々等については、まずは精神的な回復を支援し、当事者の持てる力を引き出すエンパワーメントが必要であるため、そのための相談支援や自助グループ等の活動支援の充実を図るべきではないか。特に、支援に高い専門性を要する性暴力被害者に対する専門的な相談支援のあり方についても検討が求められるのではないか。
- また、こうした困難者に対する相談支援に関しては、相談員等の専門性の確立を図るための方策についても検討が必要ではないか。

(高齢期における経済的自立や社会参画の実現に向けた取組の推進)

- 高齢期における経済的自立を実現するために、意欲のある高齢者の就業支援を充実することが必要ではないか。また、高齢期の経済状況には若年期からの就業年数や雇用形態等の影響が大きく、特に女性で厳しい状況が生じていることを踏まえ、税制・社会保障制度が女性の就業活動の選択に対し及ぼす影響も勘案しつつ、女性の就業継続を支援するための環境整備に一層取り組むべきではないか。
- 高齢者が社会と関わりながら自立した生活を送ることができるように、意欲ある高齢男女の積極的な社会参画を促進する取組が必要ではないか。中でも孤立や日常生活自立の困難が懸念される高齢男性に関しては、家庭や地域への円滑な参画を支援するための取組が重要ではないか。

イ. 雇用・就業の安定に向けた課題

(雇用の場の改革)

- 女性や若者の生活困難の背景にある非正規雇用者の雇用や待遇をめぐる問題に対応するために、均衡待遇の確保や非正規雇用者のセーフティネット機能の更なる強化が一層必要とされるのではないか。
- 就労を希望する女性が雇用の場においても十分に能力発揮できるように、男女雇用機

会均等の確保に向けた取組を一層進めると共に、男性も含めた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の浸透や、ワークシェアリングや短時間正社員制度など新たな雇用形態の普及、女性労働をめぐる相談体制の充実などに積極的に取り組んでいくべきではないか。

(女性の就業継続や再就業を支援するための環境整備)

- 育児等との両立を必要とする女性が希望に応じて就業継続でき、また就業中断後に再チャレンジができるように、男性を含めた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、地域の子育て支援環境の整備、女性の能力開発機会の充実等にさらに努めていくべきではないか。
- 子どもを持ちながらも安心して学び直しや資格取得のための職業訓練の機会を持ち、より良い条件で再就業できるための支援をさらに充実していくことが必要ではないか。中でも、生活困難な状況にある相対的に低い学歴の女性に対する支援の充実が重要ではないか。
- また、女性の多様なライフスタイルの選択を尊重し、税制・社会保障制度等が女性の就業等の活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとする方向で制度等の見直しを図っていくことが引き続き不可欠ではないか。

ウ. 安心して親子が生活できる環境づくりに関する課題

(困難を抱える親子を地域で支える仕組みづくり)

- DV被害者等が、婦人保護施設等の施設を退所した後に、地域において相談や支援を受けられ、段階的に母子での自立が図られるようなフォローアップの仕組みの充実が必要ではないか。
- 困難を抱える親子について、その親が子どもをケアする時間が確保できることを支援するという考え方も重要であり、また、障害を抱えていても自分で子どもを育てたいという人に対する子どものケアを含めた支援の充実が図られるべきではないか。
- 父子家庭が周囲に相談しない（できない）傾向を改善し、地域で必要な支援を受けられるような方向に向けた取組についても検討が必要ではないか。

(生活困難の次世代への連鎖を断ち切るための取組の必要性)

- 生活困難の次世代への連鎖を断ち切るために、生活困難を抱える世帯の子どもに対する教育機会の拡大等の支援を充実させていくことが重要ではないか。
- また、女性が出産・育児等のライフイベントを経ながらも希望に応じて就業継続して就労収入を得られるようにすることは、子どもがいる世帯が経済的な困難に陥るリスクを低減することにもつながることを踏まえ、就労と結婚・出産・育児の二者択一構造を解消するための取組を一層進める必要があるのではないか。

(国際化に対応した支援体制の強化～国際結婚や在留外国人とその子どもへの支援)

- 国際結婚の増加、並びに在留外国人の増加に対応して、外国人の交流や相談等の支援の仕組みづくり、国際結婚における生活や離婚等に際しての相談支援、日本語教育の機会、DV等で保護された外国人女性の生活再建に向けた母語での支援等の充実について、自治体やNPO等民間活動団体等とも連携した取組が必要とされるのではないか。
- また、外国人の子どもの就学機会の保障や、第二言語としての日本語教育の充実が一層図られるべきではないか。

エ. 支援基盤の在り方等に関する課題

生活困難の防止や困難者への支援として上記の課題に対応していく際には、その支援基盤の在り方として次のような方向性もあわせて検討していくことが必要と考えられる。

(家庭や地域における男女共同参画の推進)

- 女性の就業継続や再就業等の困難を解消し、男性の孤立や日常生活における自立の困難を防ぐために、男女の固定的役割分担意識を是正し、家庭や地域における男女共同参画の推進が図られるよう一層の取組が必要ではないか。

(自立概念の捉え直しと支援チャネルの多様化)

- 生活困難を抱える人々の状況は非常に多様であるため、目指すべき自立の形は、経済的自立だけではなく、日常生活における自立や社会参加や社会関係づくりによる社会的自立など、様々な側面から捉えられるべきものではないか。
- そのように自立概念を捉えれば、職業体験やボランティア活動等も含めた地域における多様な居場所づくりについて、地域のNPOや企業等との連携のもとでの取組を進め、支援チャネルの多様化を図っていくことが必要となるのではないか。
- また、こうした取組は、単身世帯の増加や核家族化の進展などで家族の機能が変化し、地域ネットワークが弱まってきた中、地域社会における新たなセーフティネットを作り直すという意味合いにおいても重要ではないか。

(制度の狭間への対応や個人のニーズに応じた一貫した支援の必要性)

- 経済社会の変化の上で、生活困難を抱える層は、従来からあった高齢世帯、母子世帯等だけではなく一般化し、ニート・フリーターといった若年男女、中年の単身男女など、非常に多様化が進んでいる。このような中、既存の制度のもとでは狭間に落ちる支援ニーズが一層多くなっていると考えられる。
- 生活上の障害があるとみられるが障害者手帳を保持していないために支援が届きにくい人など、制度の狭間に陥る支援ニーズがある。複合化・連鎖する問題に対して、各種の支援制度が要支援者の状況や時期に応じて細分化し、縦割りになっているため、個人のニーズに対応した支援が継続的に行われず断片的になってしまっており、個人を一貫してフォローし支援する仕組みになっていないという問題もある。これらの課

題への対応について、制度間の連携や体系の見直しのほか、NPOや企業等の民間機関との連携による柔軟な共助の仕組みの構築やそれら民間機関に対する支援のあり方も含めて検討を深めるべきではないか。

- また、生活困難者への支援に当たっては、困難に陥っている人々への相談援助に加えて、その人の自立生活に向けて住宅、医療、教育等多面的に必要とされる支援が適切に組み合わせて行われるような仕組みづくりが必要ではないか。
- 長期的には、既存の制度枠組みを再構築し、ニーズがある個人を中心とした継続的かつ総合的な支援の仕組みを新たにつくっていくことが必要ではないか。イギリス等で既に進められつつある社会的包摂政策等を参考にした仕組みについても調査検討が行われるべきではないか。

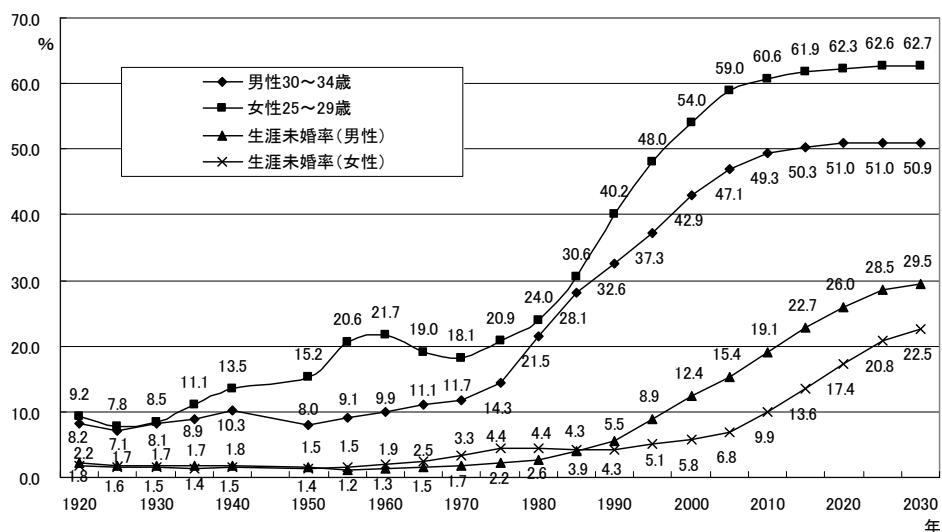
資料1. 参考図表（関連データ）

○経済社会の新たな潮流

(1) 家族の変化

(単身世帯とひとり親世帯の増加)

図表1 生涯未婚率の推移

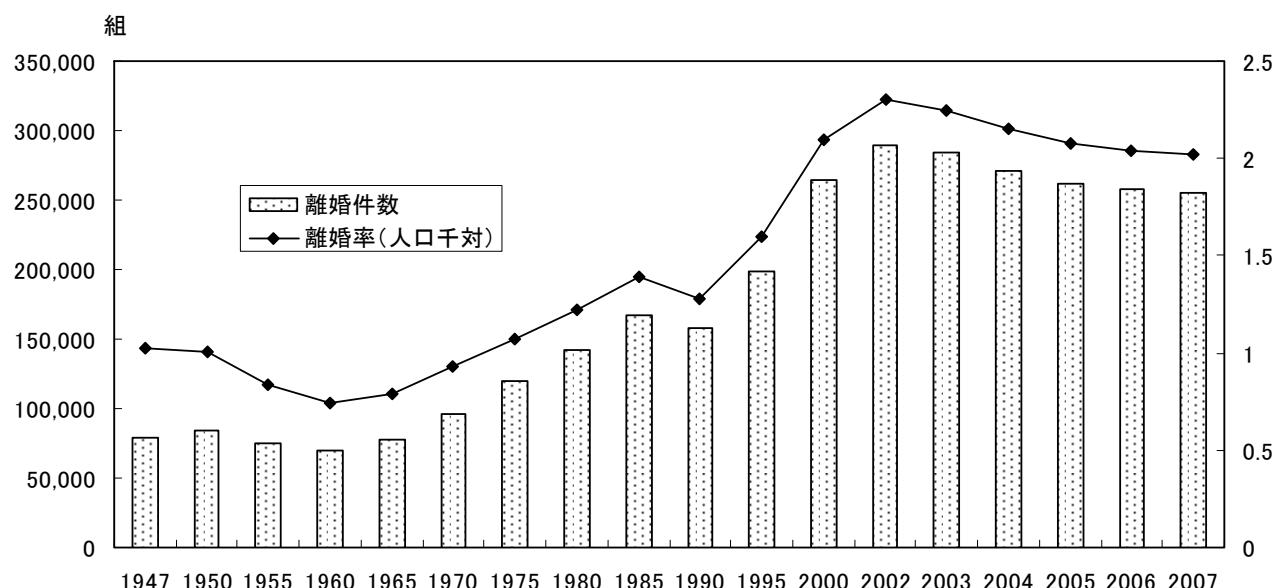


資料:総務省「国勢調査」(平成17年)及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成20年3月推計)」

注1:2005年までは「国勢調査」、2010年以降は「日本の世帯数の将来推計」による。

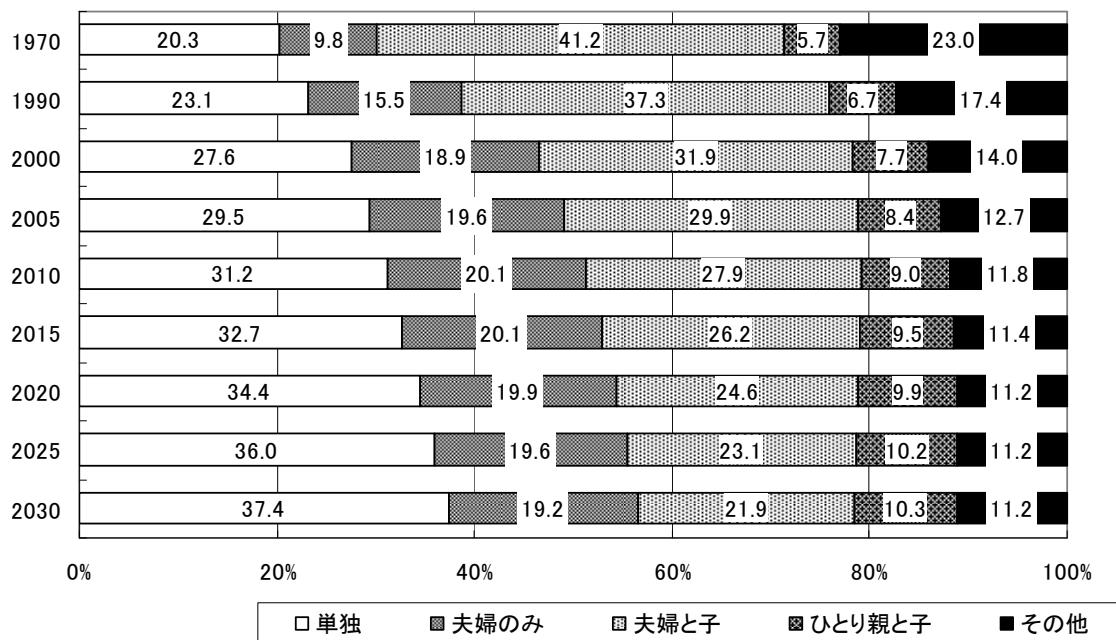
注2:生涯未婚率は、50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合であり、2010年以降は、45歳～44歳の未婚率と50歳～54歳の未婚率の平均。

図表2 離婚件数・離婚率の推移



資料:厚生労働省「人口動態統計」

図表 3 家族類型別一般世帯数構成比の将来推計

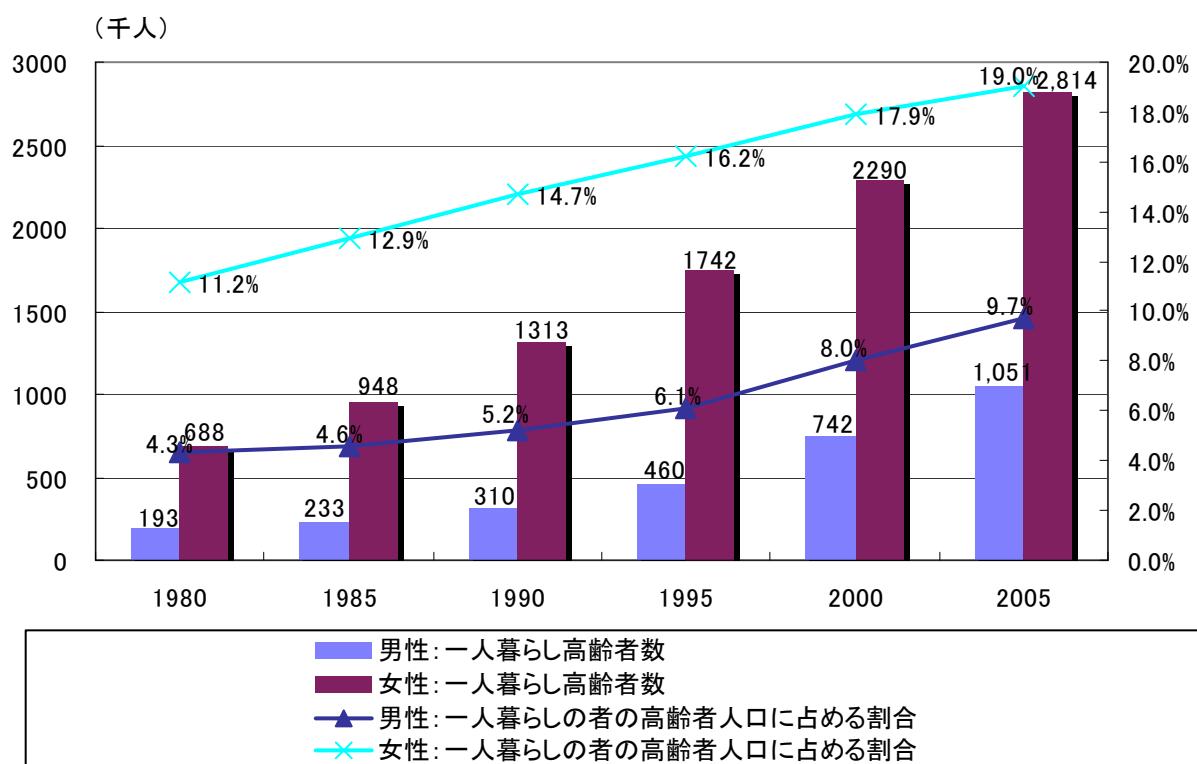


資料:国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成20年3月推計)」
及び国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2008年)」

注1:1970年、1990年、2000年、2005年の数値は総務省統計局「国勢調査報告」による。

注2:四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

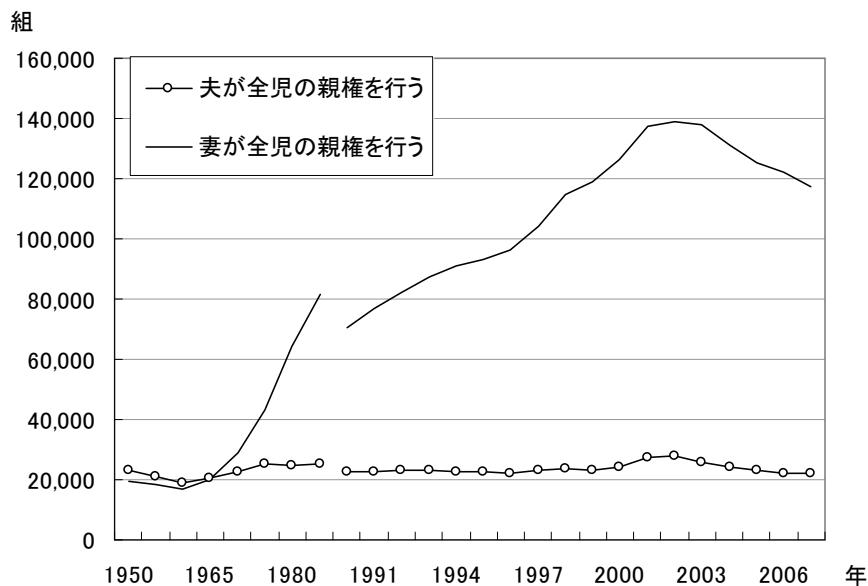
図表 4 一人暮らしの高齢者の動向



資料:総務省「国勢調査」(平成17年)

注:「一人暮らし」とは、「単独世帯」のことを指す。

図表 5 親権を行わなければならない子を持つ夫妻別にみた離婚件数の推移



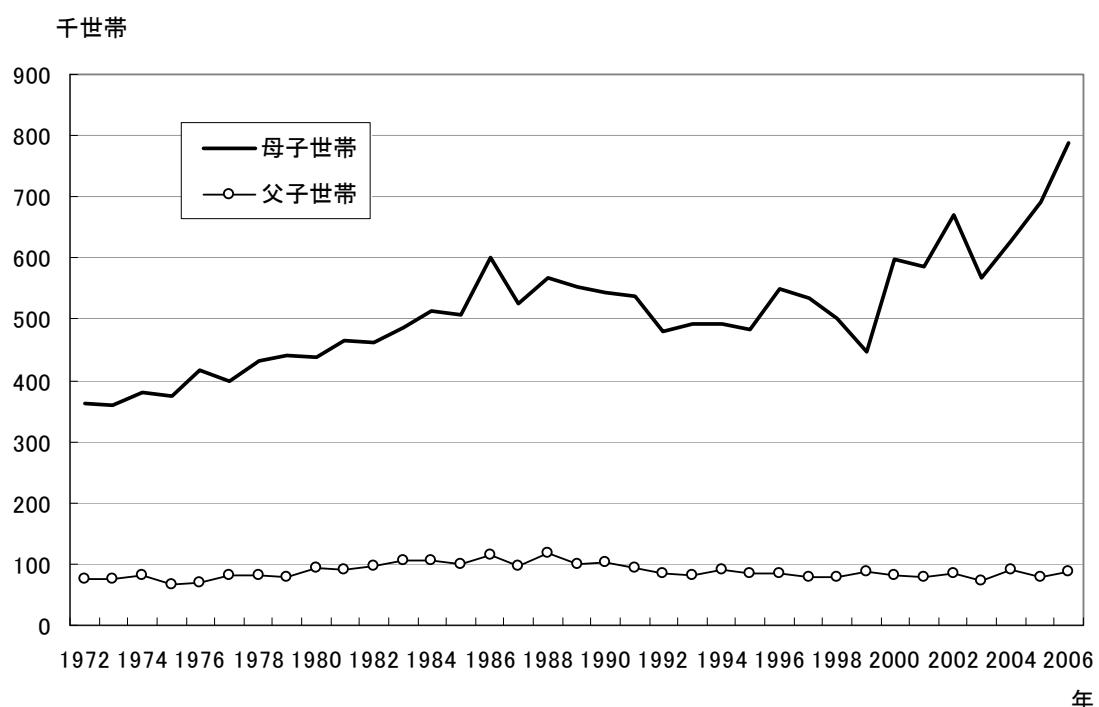
資料:厚生労働省「人口動態統計」

注 1:親権を行わなければならない子とは、20 歳未満の未婚の子をいう。

注 2:1950 年から 1990 年までは 5 年おきのデータ、1991 年以降は 1 年おきのデータ。

注 3:夫と妻がそれぞれ分け合って子どもの親権を行う場合もあり、2007 年では離婚件数の約 4% にあたる。

図表 6 母子・父子世帯数（ひとり親と 20 歳未満未婚子のみ）の推移



資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」(昭和 61 年以降)、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」(昭和 60 年以前)

注 1:母子(父子)世帯とは、死別・離別・その他の理由(未婚の場合を含む)で、現に配偶者のいない 65 歳未満の女(男)(配偶者が

長期間生死不明の場合も含む。)と 20 歳未満のその子(養子を含む)のみで構成している世帯をいう。

注 2:平成 7 年の数値は、兵庫県を除いたものである。

図表 7 母子世帯数（未婚子以外との同居も含む）の推移

区分	総 数	母子のみ	同居者あり	同居者の種別（割合は総数との対比）			
				親と同居	兄弟姉妹	祖父母	その他
参考：推計世帯数（千世帯）							
平成10年	100	70.9	29.1	23	5.9	2.2	5.5
平成15年	100	62.7	37.3	24.8	8.6	3.7	14.5
平成18年	100	67.5	32.5	28.2	9.2	3.4	4.2
平成10年	955	677	278	220	56	21	53
平成15年	1,225	769	457	303	105	46	177

資料:厚生労働省「全国母子世帯等調査」(平成 10,15,18 年度)

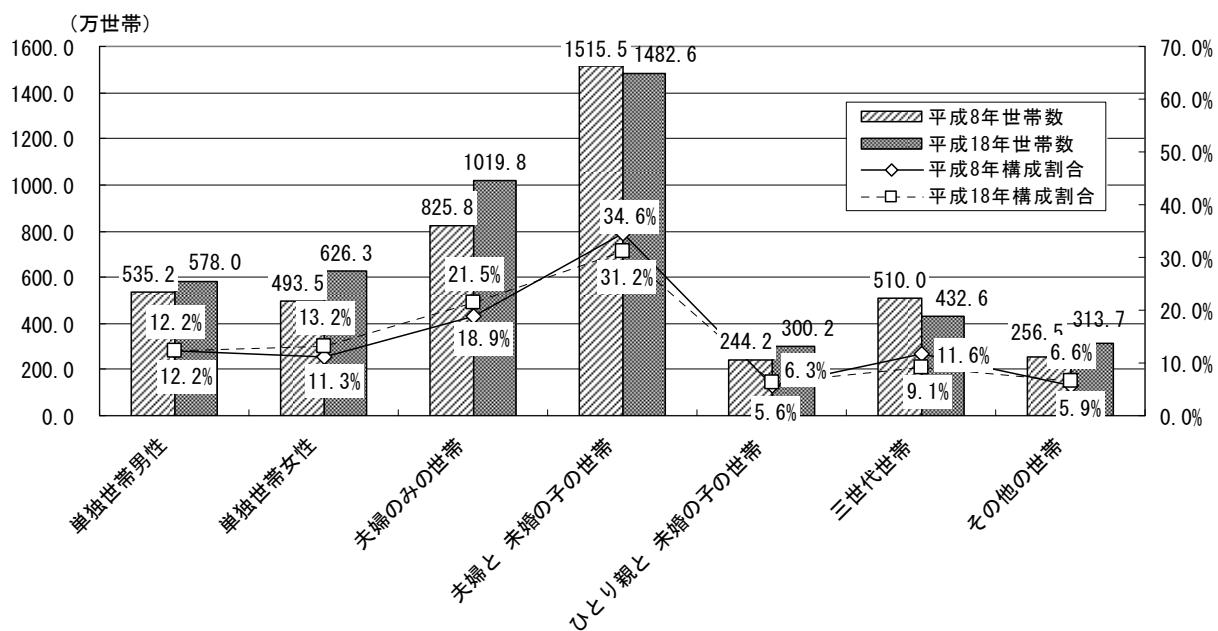
注 1:母子世帯とは、父のいない児童(満 20 歳未満の子どもであって、未婚の者)がその母によって養育されている世帯。

注 2:平成 10 年の推計世帯数の内訳および同居の種別世帯数は、平成 10 年度調査の表1-(1)の母子世帯総数と平成 15 年度調査の表4-(2)に掲載されている平成 10 年度の世帯構成の割合によって内閣府が算出。

注 3:平成 18 年度調査では、推計世帯数の公表はない。

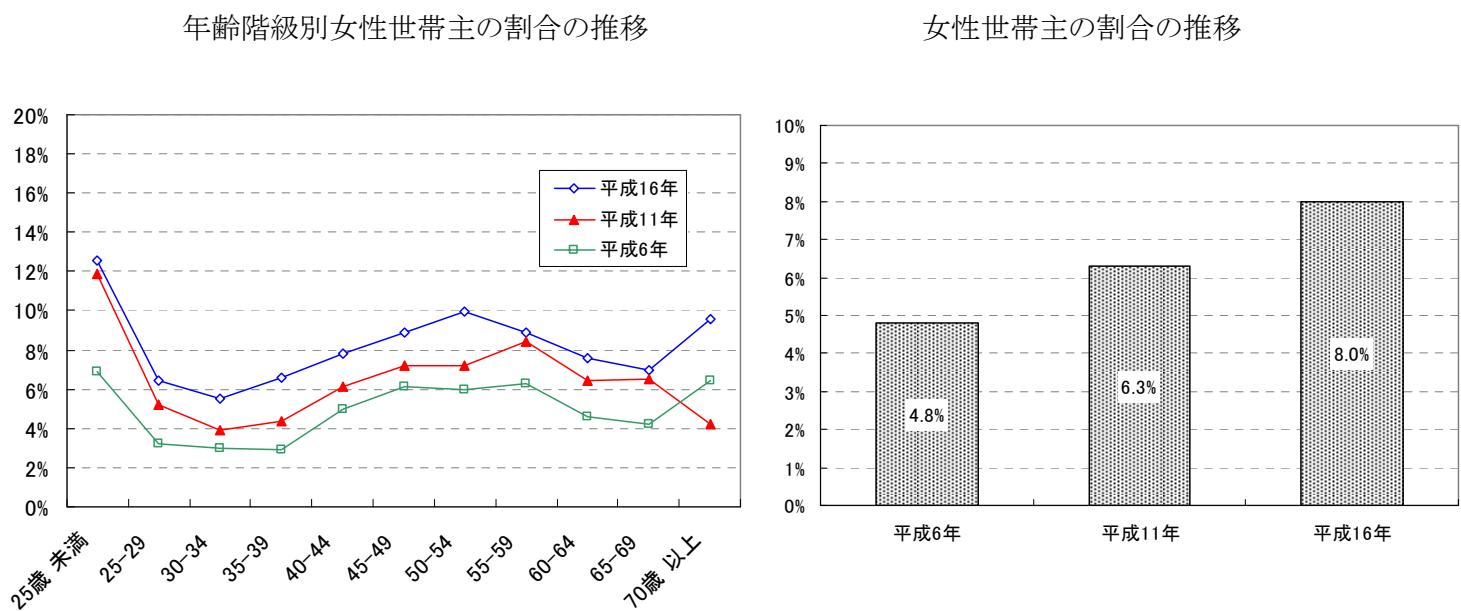
(主たる生計の担い手の変化)

図表 8 世帯構造別世帯数・構成割合の年次比較



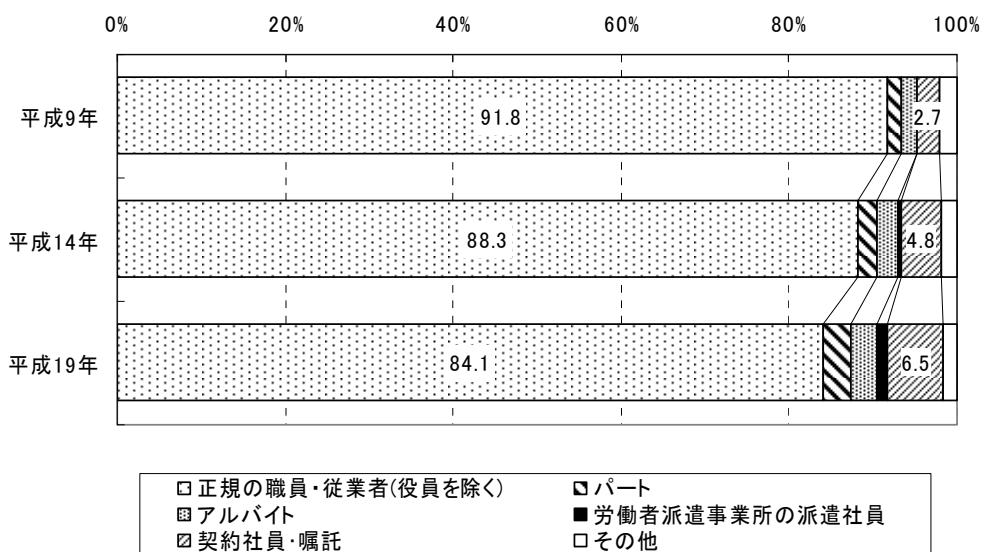
資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」

図表 9 「主たる生計の担い手」に占める女性の割合（2人以上・勤労世帯の女性世帯主の割合）



資料:総務省「全国消費実態調査」(平成 6,11,16 年)

図表 10 既婚男性の雇用構成



資料:総務省「就業構造基本調査」(平成 9,14,19 年)

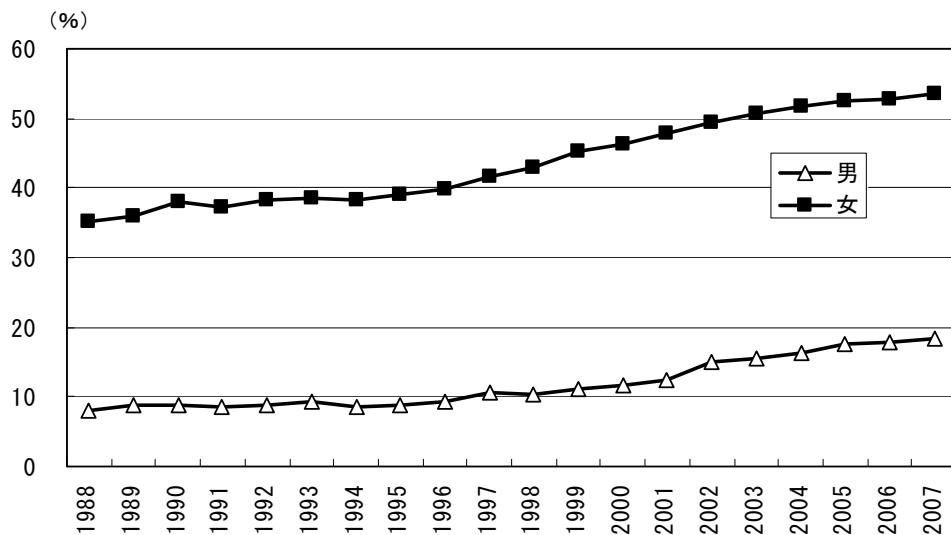
注 1:母数は、役員を除く雇用者

注 2:雇用形態は、平成9年では「契約社員」の区分がなく、平成14年では「契約社員・嘱託」となり、平成19年では「契約社員」と「嘱託」は区別されている。

(2) 雇用・就業をめぐる変化

(非正規雇用者の増加)

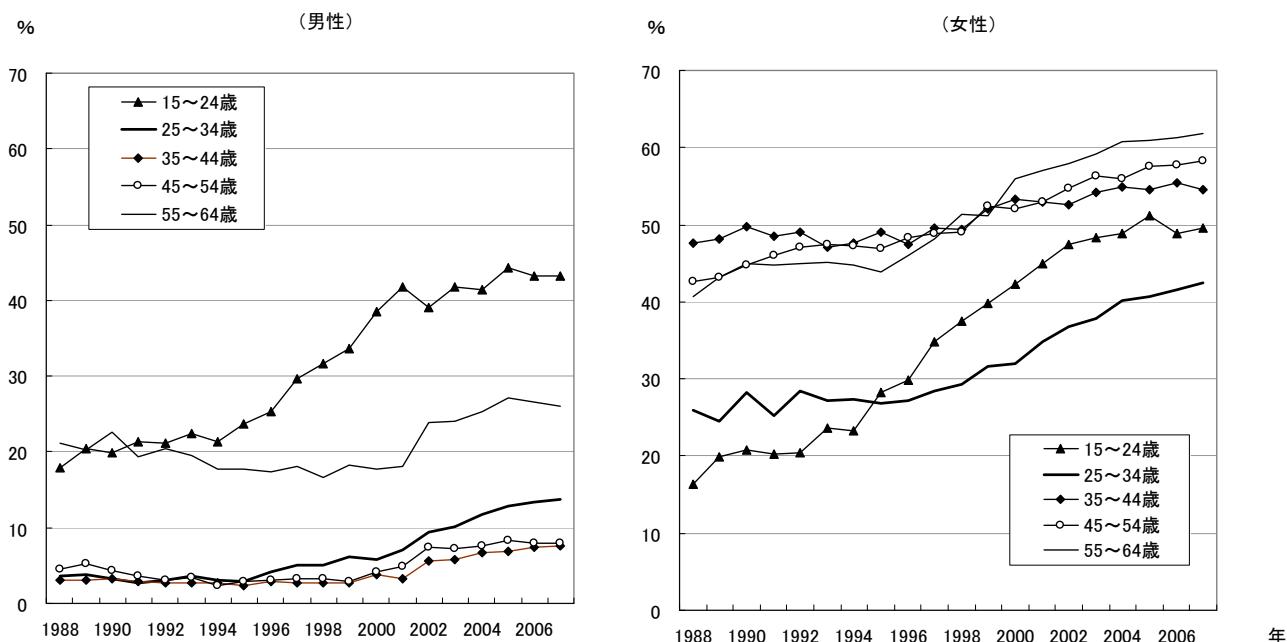
図表 11 非正規の職員・従業員比率の推移（男女別）



資料:2001 年以前は総務庁「労働力調査特別調査」、2002 年以降は総務省「労働力調査詳細集計」により作成。

注:「労働力調査特別調査」と「労働力調査詳細集計」とでは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

図表 12 男女別・年齢階級別 非正規雇用者比率の推移



資料:総務省「労働力調査」

注 1:非正規雇用者比率=(非正規の職員・従業員)/(役員を除く雇用者)×100

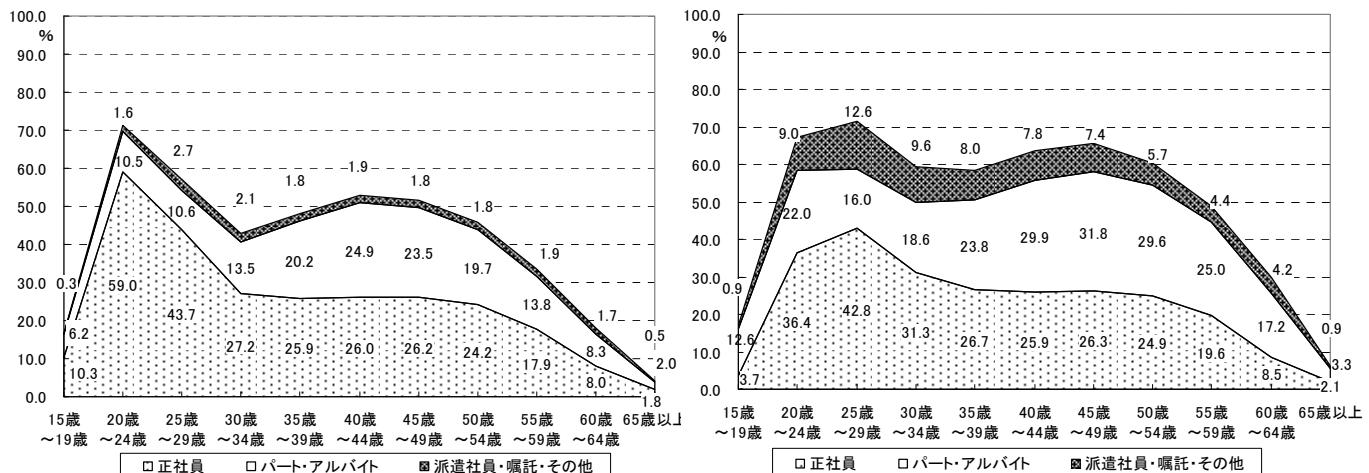
注 2:2001 年以前は「労働力調査特別調査」の各年 2 月の数値、2002 年以降は「労働力調査詳細集計」の各年平均の数値により作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査詳細集計」とでは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

図表 13 雇用形態の内訳別：年齢階級別雇用者割合（男女別）

【女性】

平成 4 年

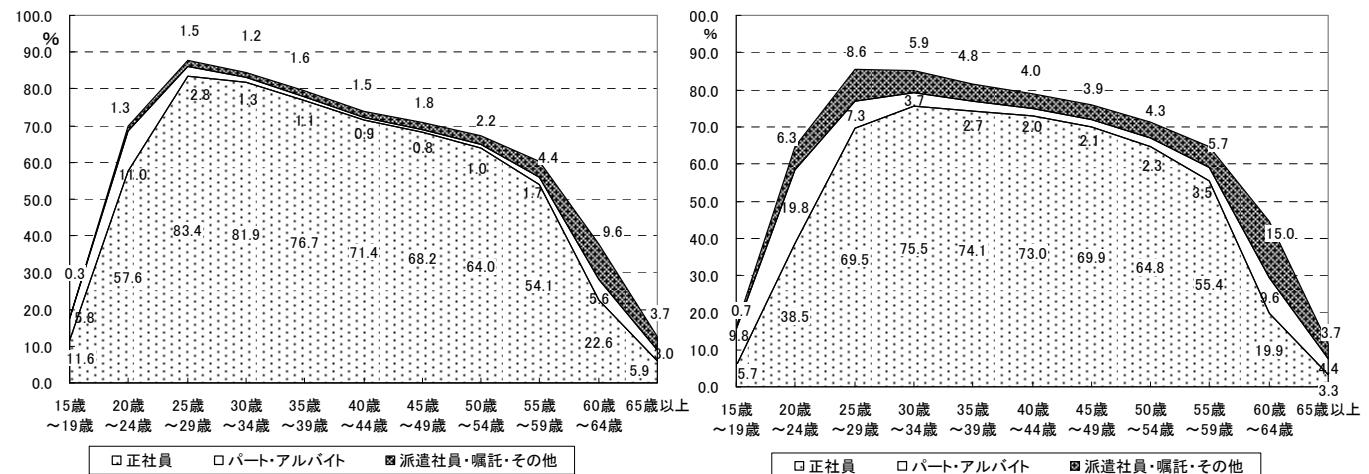
平成 19 年



【男性】

平成 4 年

平成 19 年

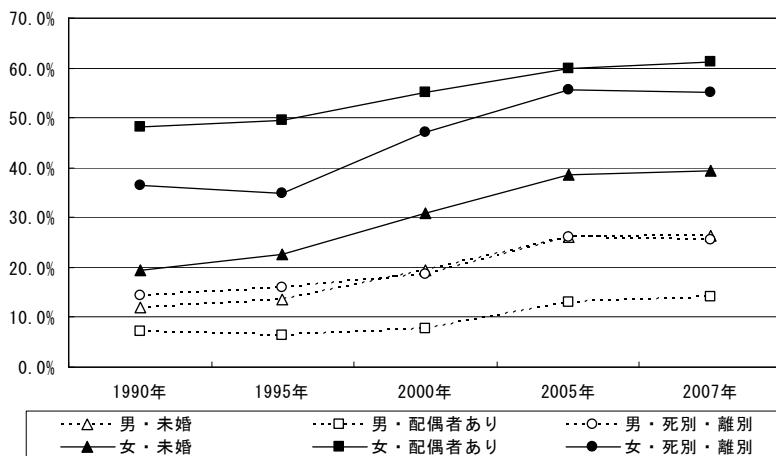


資料: 総務省「就業構造基本調査」

注 1: 会社役員を除く雇用者。

注 2: 「正社員」とは、正規の職員・従業員。「派遣社員・嘱託・その他」とは、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託、その他。

図表 14 非正規の職員・従業員比率（男女別・配偶関係別）



資料:2001年以前は総務庁「労働力調査特別調査」、2002年以降は総務省「労働力調査詳細結果」により作成。

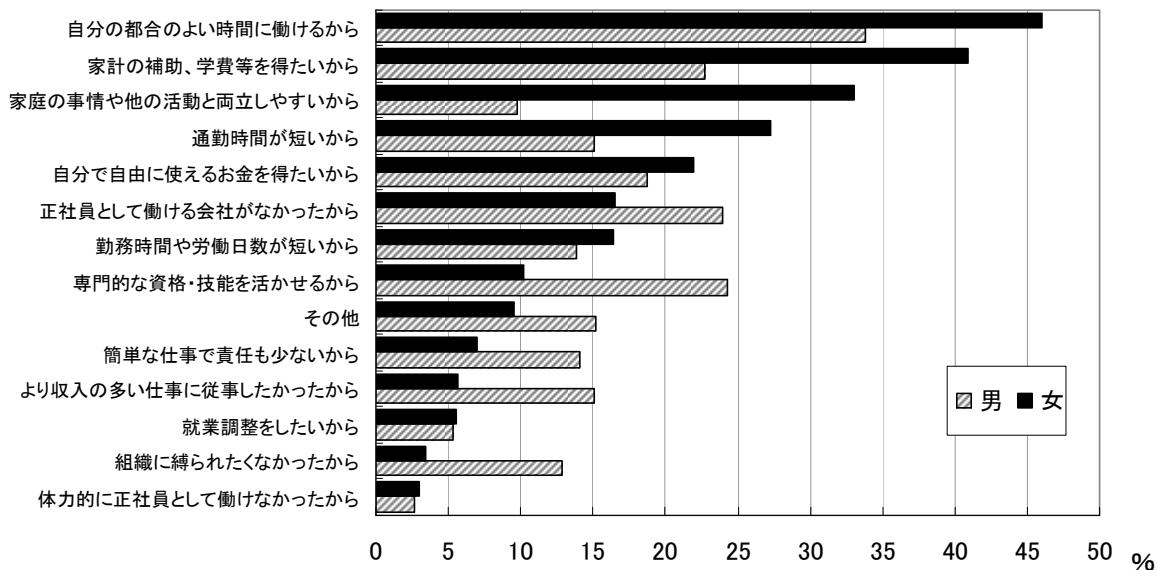
注1:「労働力調査特別調査」と「労働力調査詳細結果」とでは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

注2:非農林業の雇用者(役員を除く)に占める比率。非正規職員・従業員には、パート・アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員・嘱託、その他を含む。

注3:65歳以上含む全年齢。

(非正規雇用をめぐる諸問題)

図表 15 現在の就業形態を選んだ理由（正社員・出向社員以外の労働者）



資料:厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」(平成19年)

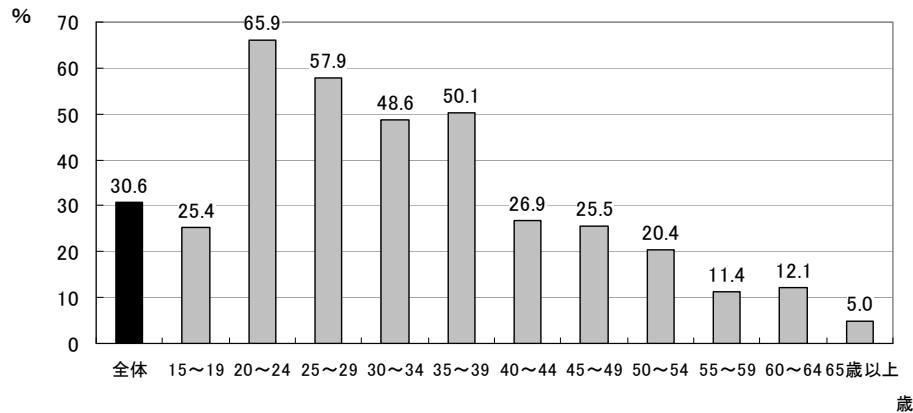
注1:就業形態は、8つに分類されている(正社員、契約社員、嘱託社員、出向社員、派遣社員(派遣労働者・登録型・派遣労働者・常用雇用型)、臨時の雇用者、パートタイム労働者、その他)。このうち、「正社員」と「出向社員」以外の労働者の回答。

注2:複数回答(3つまで)。各就業形態の労働者のうち、回答があつた労働者=100とする。

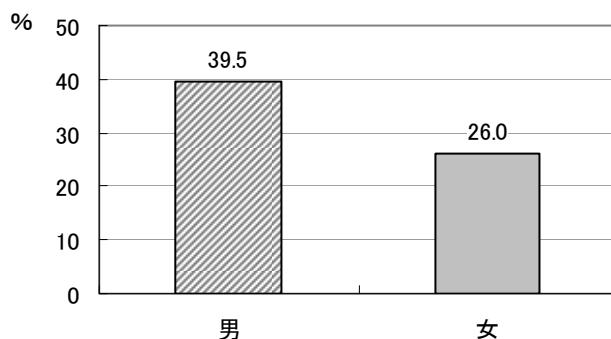
注3:就業調整とは、年収の調整や労働時間の調整のことである。

図表 16 「他の就業形態に変わりたい」正社員以外の労働者の割合

<年齢階級別>



<男女別>

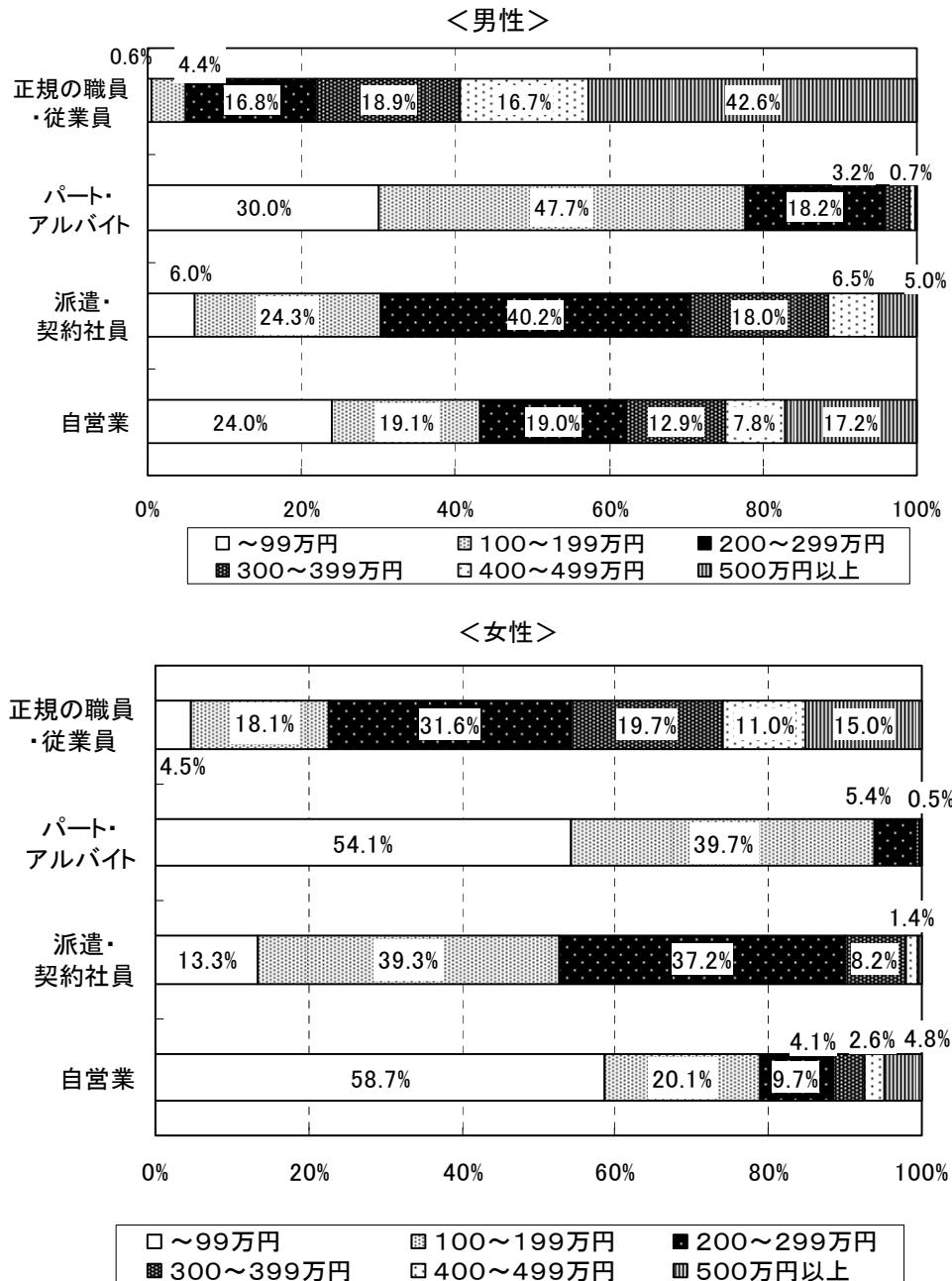


資料:厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」(平成 19 年)

注 1: それぞれの年齢層または男女別で、「現在の会社」又は「別の会社」で働きたい正社員以外の労働者を 100 とした割合。「独立して事業をはじめたい非正社員」(全体の 1.3%) や「仕事を辞めたい非正社員」(全体の 2.7%) 等は除かれる。

注 2: 就業形態は、8 つに分類されている(正社員、契約社員、嘱託社員、出向社員、派遣社員(派遣労働者・登録型、派遣労働者・常用雇用型)、臨時的雇用者、パートタイム労働者、その他)。このうち「正社員以外の労働者」とは、「正社員」を除いたものをいう。

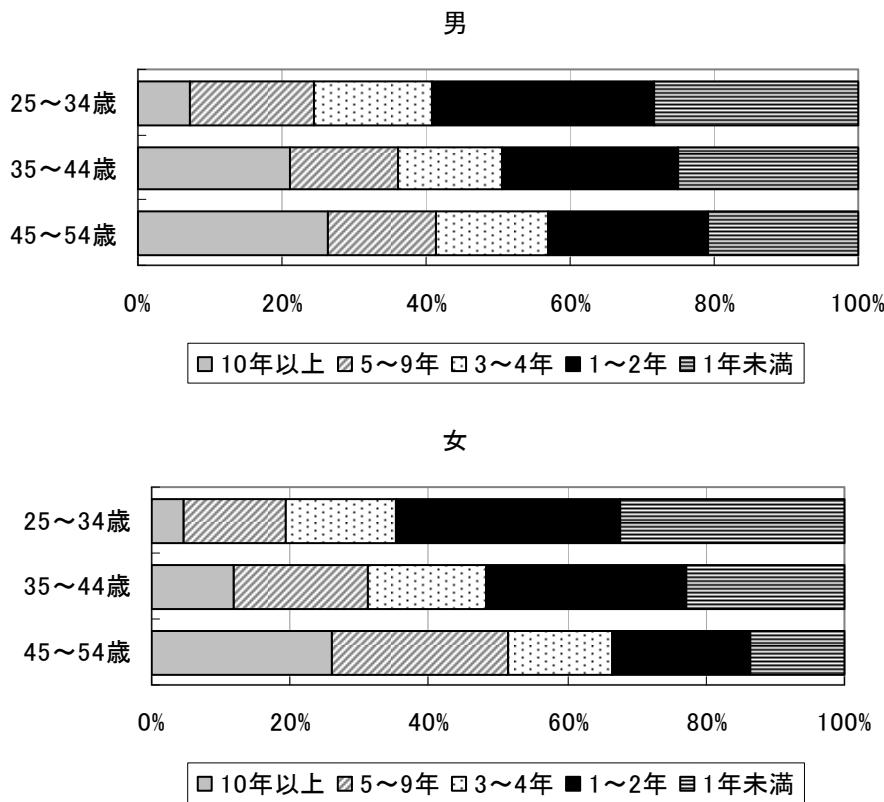
図表 17 雇用形態別所得分布



資料:総務省「就業構造基本調査」(平成 19 年)

注:卒業者のみ。所得不明者は除く。

図表 18 性別・年齢別：非正規雇用者における現職の継続就業期間別割合

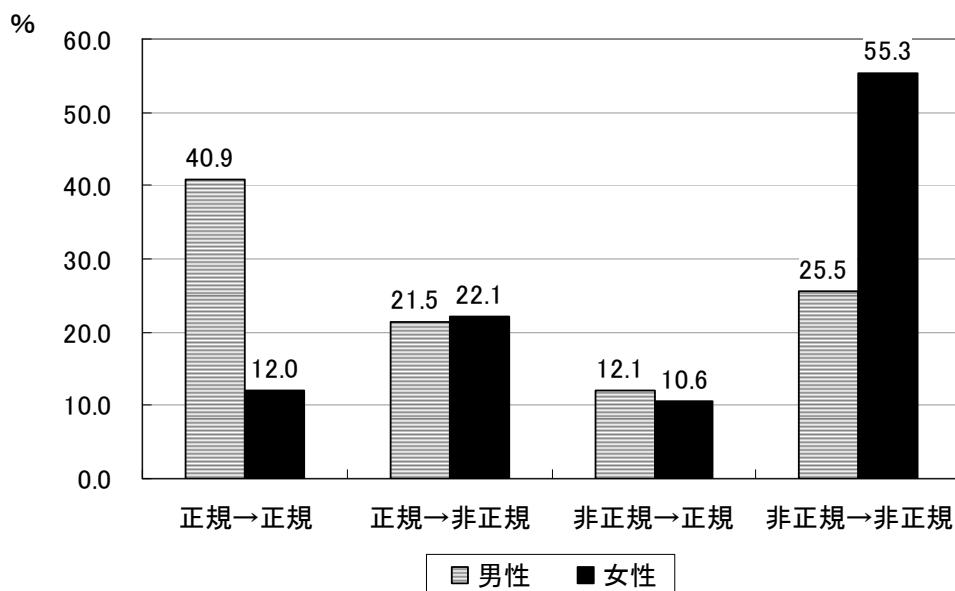


資料:総務省「就業構造基本調査」(平成 19 年)

注 1:ここでの「継続就業期間」とは、現在の勤め先(企業)に勤め始めてからの年数をいう。なお、季節的に一時休業する仕事であっても毎年繰り返しその仕事に就いている場合には、その休業期間中も継続して就業しているとみなされる。

注 2:各年齢層における非正規雇用者数を 100 としている。

図表 19 前職から現職への雇用形態の変化



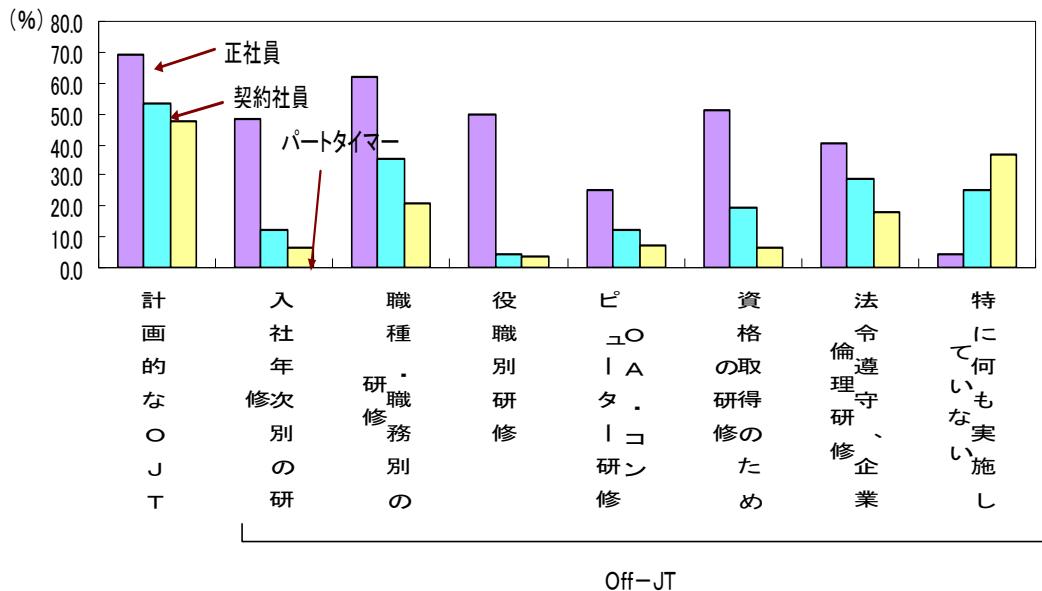
資料：総務省「就業構造基本調査」(平成 19 年)

注 1:平成 18 年 10 月以降に現職に就いた前職及び現職が雇用者の者。

注 2:前職の雇用形態が「会社などの役員」または現職の雇用形態が「会社などの役員」の者を含む。

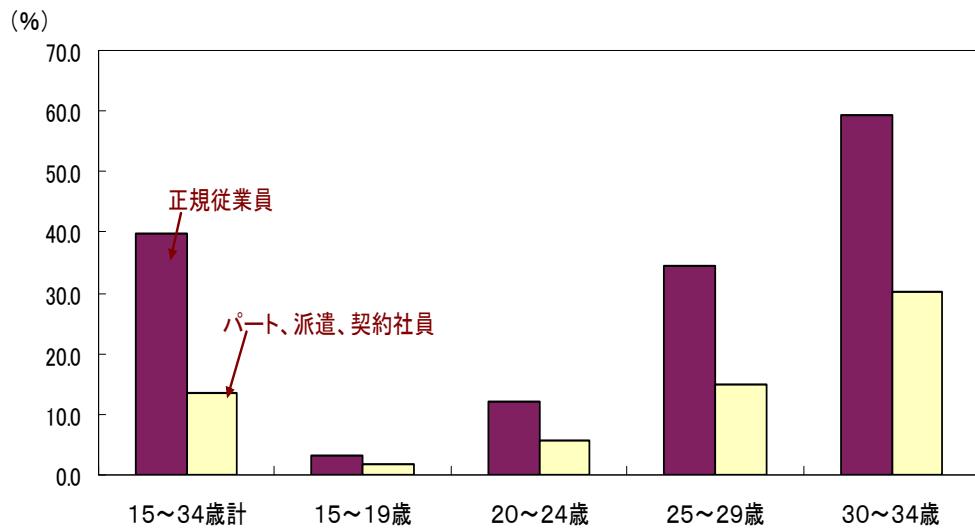
注 3:雇用形態の変化が不明な者を除いて 100 としている。

図表 20 雇用形態別教育訓練の実施状況（平成 17 年）



資料：労働政策研究・研修機構「多様化する就業形態の下での人事戦略と労働者の意識に関する調査」(平成 18 年 7 月)のデータを基に厚生労働省政策統括官付労働政策担当参事官室にて集計。

図表 21 雇用形態別有配偶者の占める割合（平成 14 年、男性）



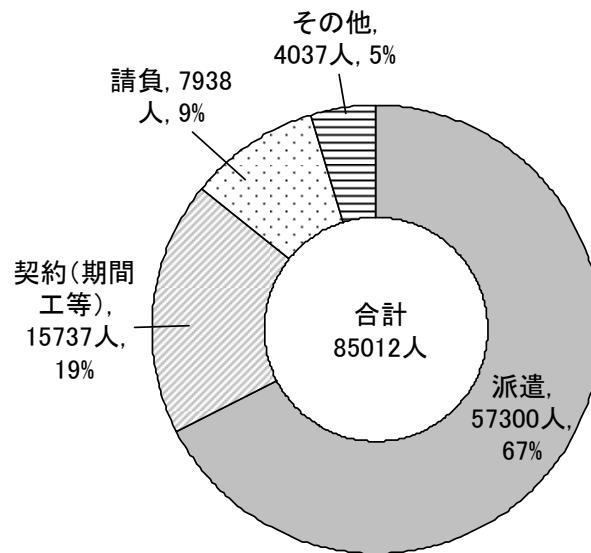
資料：総務省統計局「就業構造基本調査」(平成 14 年)を厚生労働省政策統括官付労働政策担当参事官室にて特別集計。

注1：在学者を除く。

注2：「パート、派遣、契約社員等」は、「パート・アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員・嘱託」「その他」の合計。

図表 22 非正規雇用の雇い止め件数

<雇止め対象人数の就業形態別内訳>

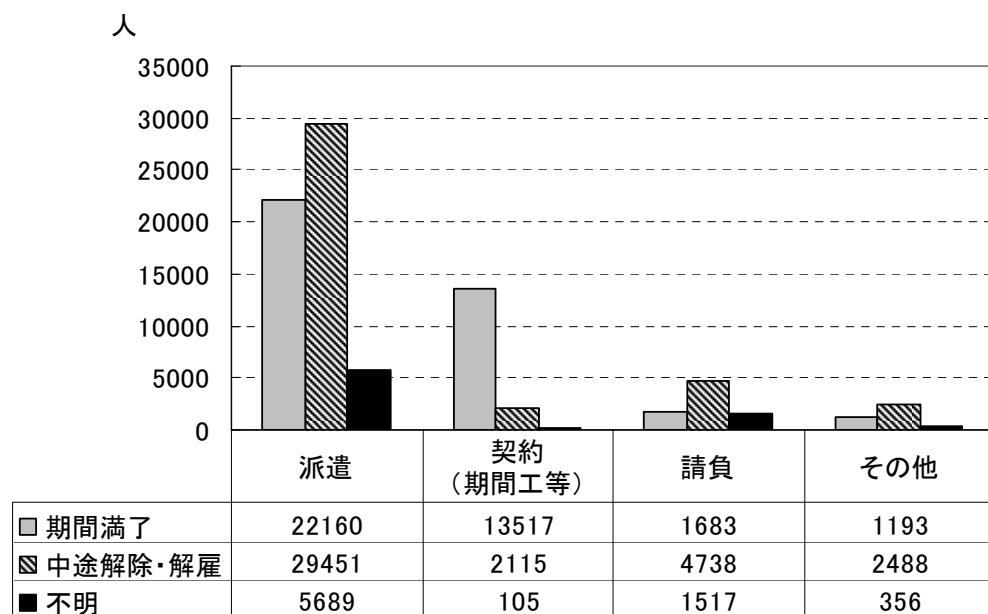


資料:厚生労働省「非正規労働者の雇止め等の状況について(平成 20 年 12 月報告)」

注 1:全国の労働局及び公共職業安定所が、非正規労働者の雇止め等の状況について、企業に対する聞き取り等により把握した状況をまとめたもの。(すべての雇用調整事例を把握しているものではない。また、現時点で内容が確定している事例である。)

注 2:「派遣」「請負」には、派遣元事業所、請負事業所において正社員として雇用されているものを含む。

<就業形態別・雇止め種類別：雇止め対象人数>



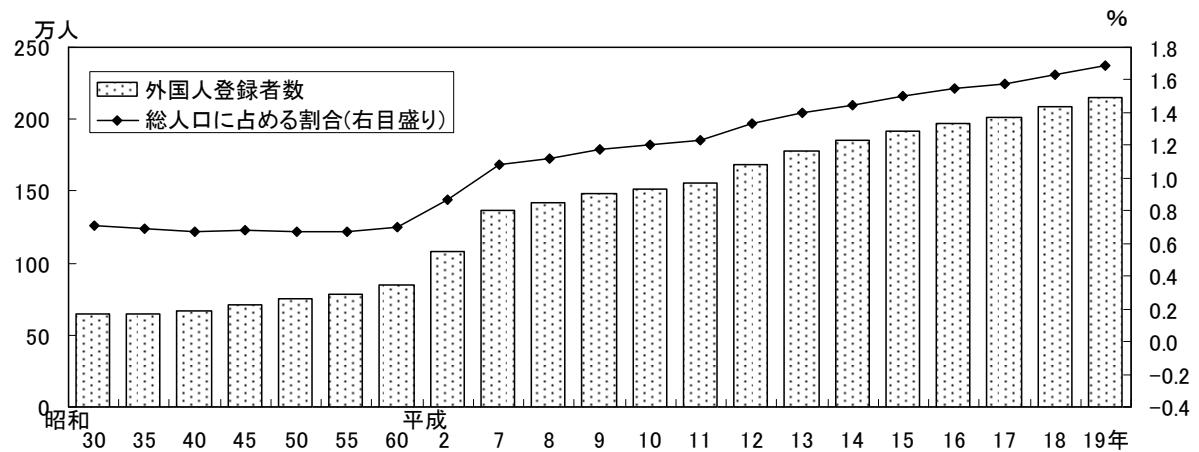
資料:厚生労働省「非正規労働者の雇止め等の状況について(平成 20 年 12 月報告)」

注:2 行目の項目「中途解除・解雇」について、「派遣」「請負」は中途解除、「契約(期間工等)」「その他」は解雇の値。

(3) グローバル化

(定住外国人の増加)

図表 23 外国人登録者数と総人口に占める割合の推移

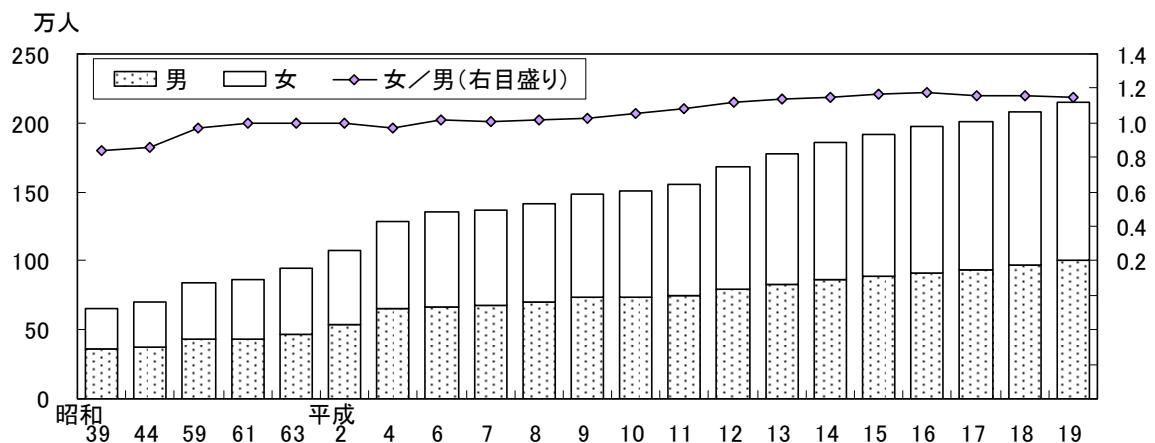


資料:法務省入国管理局「在留外国人統計」、総務省「人口推計」「国勢調査」

注1:「外国人登録者数」は、各年 12 月末現在の数値。

注2:「総人口に占める割合」は、各年 10 月 1 日現在の人口を基に算出した。

図表 24 男女別外国人登録者数の推移

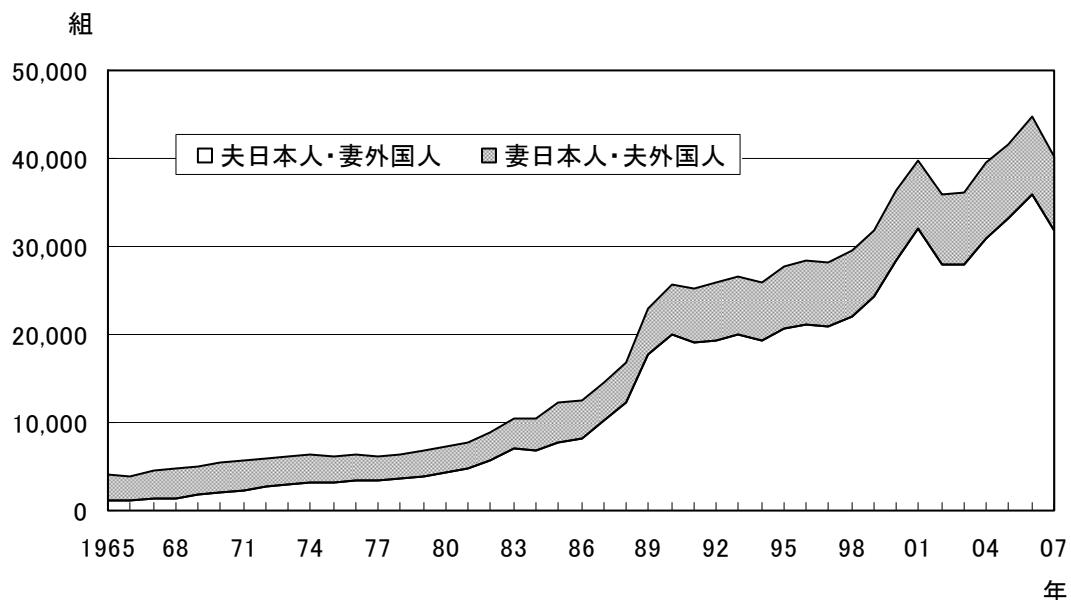


資料:法務省入国管理局「在留外国人統計」

注:昭和 39 年、昭和 44 年は 4 月 1 日現在、他は 12 月末現在。

(国際結婚と外国人の親を持つ子どもの増加)

図表 25 国際結婚の動向



	夫日本人・妻外国人 (%)		妻日本人・夫外国人 (%)	
	構成比 92年から 07年まで の変化	07年まで の変化	構成比 92年から 07年まで の変化	07年まで の変化
中国	37.5	13.6	韓国・朝鮮	26.1
フィリピン	29.0	-0.7	米国	17.5
韓国・朝鮮	17.6	-10.9	中国	12.0
タイ	4.6	-3.5	英國	4.4
ブラジル	0.9	-2.4	ブラジル	4.0
米国	0.6	-0.7	フィリピン	1.9
ペルー	0.4	-0.3	ペルー	1.5
英国	0.2	-0.3	タイ	0.8
その他	9.1	5.2	その他	31.7
				15.2

資料:厚生労働省「人口動態統計」

図表 26 父母の国籍（日本・外国）別にみた出生数及び構成割合（平成 18 年）

母の国籍	総数	父の国籍		嫡出でない子
		日本	外国	
総数	1,104,862 人 100.0%	1,060,226 人 96.0%	18,817 人 1.7%	25,819 人 2.3%
日本	1,078,634 人 97.6%	1,046,186 人 94.7%	9,423 人 0.9%	23,025 人 2.1%
外国	26,228 人 2.4%	14,040 人 1.3%	9,394 人 0.9%	2,794 人 0.3%

→少なくとも一方の親が外国人の出生数 35,651 人 (3.2%)

資料：厚生労働省「平成 19 年度『日本における人口動態－外国人を含む人口動態統計－』」

○生活困難をめぐる動向

(生活困難層の増加と多様化・一般化)

図表 27 年齢層別相対的貧困率

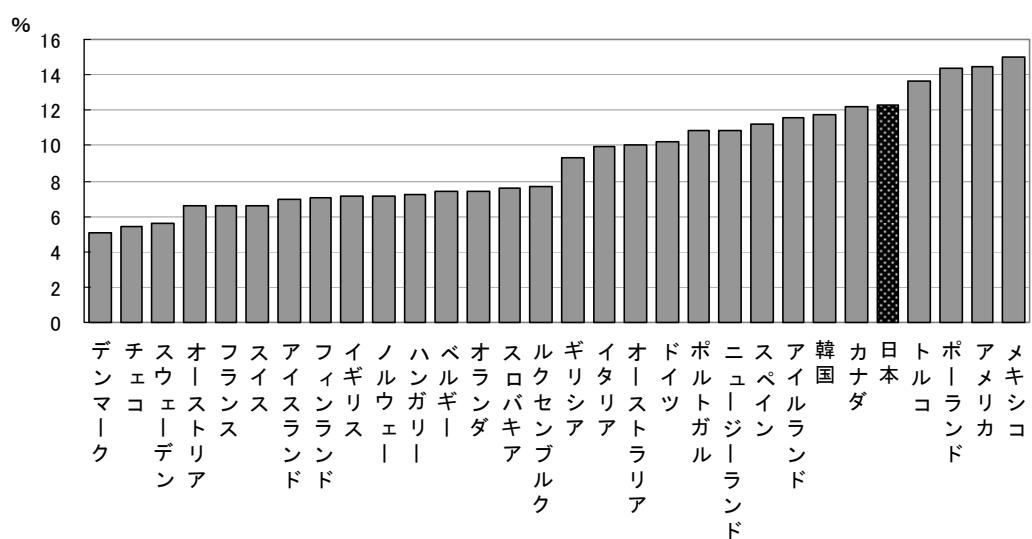


資料:阿部彩(2006)「第5章 貧困の現状とその要因:1980-2000年代の貧困率上昇の要因分析」小塩隆士・田近栄治・府川哲夫編著『日本の所得分配:格差拡大と政策の役割』東京大学出版会、pp.117。

注1:厚生労働省「所得再分配調査」各年より著者計算。

注2:貧困線は全年齢共通のもの。

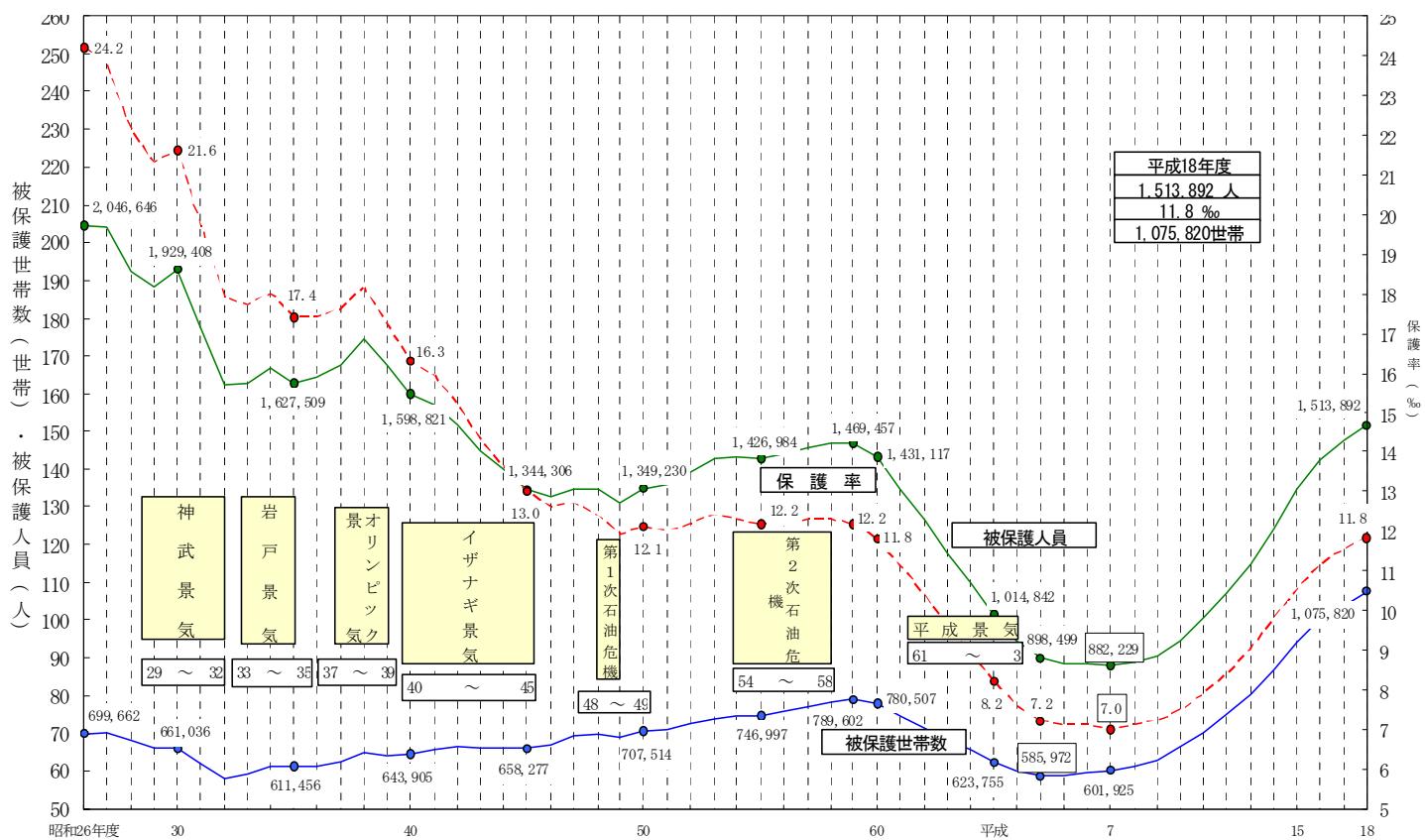
図表 28 相対的貧困率の国際比較（勤労世代（18-65歳）2000年代中旬）



資料:OECD(2008) 'Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries'

注:貧困率は、世帯可処分所得の全個人の中央値の50%を貧困基準とし、それより低い世帯所得の人を「貧困者」としている。

図表 29 生活保護：被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移



資料: 厚生労働省「福祉行政報告例」より厚生労働省社会援護局作成。

図表 30 都道府県（指定都市・中核市を除く）別 生活保護被保護世帯（保護率、実世帯数、実人員）
(平成 18 年)

	都道府県	保護率 (人口千対)	実世帯数 (世帯)	実人員 (人)		都道府県	保護率 (人口千対)	実世帯数 (世帯)	実人員 (人)
1	福岡	20.5	35,532	54,231	25	埼玉	7.1	27,128	39,666
2	北海道	19.9	41,323	60,806	26	三重	7.0	9,423	13,093
3	沖縄	16.3	14,847	22,250	27	香川	6.9	2,846	4,052
4	青森	16.2	15,384	20,587	28	千葉	6.7	21,931	30,820
5	大阪	15.9	45,867	71,089	29	宮城	6.3	5,837	8,347
6	東京	15.6	148,146	196,991	30	福島	6.3	6,477	8,703
7	高知	15.2	5,241	7,004	31	島根	5.8	3,272	4,297
8	徳島	14.6	8,451	11,726	32	岡山	5.8	3,446	4,652
9	長崎	13.5	9,562	13,698	33	滋賀	5.7	5,267	7,888
10	鹿児島	13.0	10,531	14,842	34	熊本	5.5	4,935	6,372
11	大分	12.7	7,253	9,412	35	茨城	5.4	11,856	16,188
12	京都	10.1	7,374	11,861	36	栃木	5.4	6,128	8,436
13	兵庫	9.9	24,209	34,955	37	群馬	4.3	6,651	8,626
14	秋田	9.8	5,711	7,857	38	山形	4.2	4,036	5,131
15	宮崎	9.6	5,673	7,496	39	山梨	4.0	2,781	3,488
16	奈良	9.2	6,703	9,632	40	新潟	3.7	4,607	5,928
17	山口	8.8	7,736	10,494	41	石川	3.5	2,055	2,509
18	広島	8.3	7,263	10,298	42	静岡	3.4	6,043	7,811
19	岩手	8.1	7,848	11,120	43	長野	3.1	4,488	5,678
20	和歌山	8.1	3,963	5,307	44	愛知	3.0	8,501	11,760
21	鳥取	7.9	3,472	4,793	45	福井	2.7	1,780	2,209
22	神奈川	7.5	14,540	20,855	46	岐阜	2.0	2,632	3,340
23	愛媛	7.4	5,575	6,996	47	富山	1.7	1,058	1,198
24	佐賀	7.2	4,541	6,190					

資料:厚生労働省統計表データベースシステム『厚生統計要覧』第3編 社会福祉、第1章生活保護

注1:原出所は、統計情報部「平成 18 年度社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」。

注2:保護率に基づいて都道府県を並べている(指定都市・中核市を除く。)。

注3:保護率=(1か月平均の被保護実人員)/(現在推計人口(千人))。現在推計人口は総務省統計局「平成 18 年 10 月 1 日現在推計人口」による。

図表 31 生活保護：世帯類型別被保護世帯数の推移

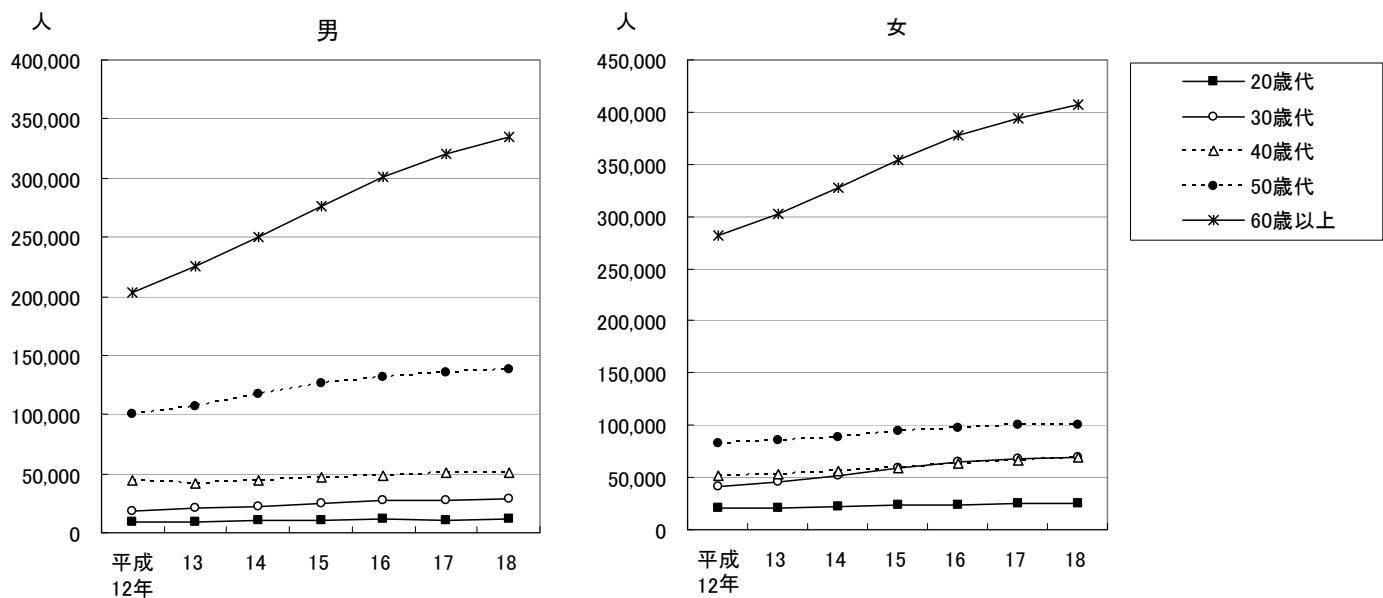
	昭和 59 年度	構成割合 (%)	平成 7 年度	構成割合 (%)	平成 16 年度	構成割合 (%)	増加率	
							昭和 59→ 平成 7	平成 7→ 平成 16
総数	787,758	100.0	600,980	100.0	997,149	100.0	▲23.7%	+65.9%
高齢者世帯	241,964	30.7	254,292	42.3	465,680	46.7	+5.1%	+83.1%
母子世帯	115,265	14.6	52,373	8.7	87,478	8.8	▲54.6%	+67.0%
傷病者・ 障害者世帯	355,251	45.1	252,688	42.0	349,843	35.1	▲28.9%	+38.4%
その他世帯	75,278	9.6	41,627	6.9	94,148	9.4	▲44.7%	+126.2%

資料:厚生労働省「福祉行政報告例」

注1:平成 17 年度より世帯の定義を変更したことから、平成 16 年度以前で比較。

注2:各年 1 か月平均。

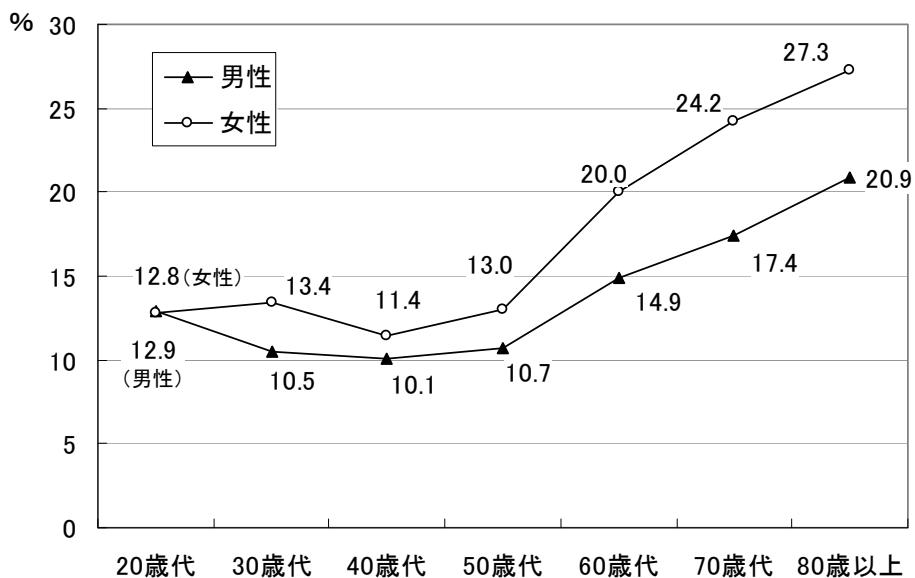
図表 32 生活保護：被保護人員数の推移（性別、年齢別）



資料:厚生労働省「被保護者全国一斉調査」

(女性に多くみられる生活困難)

図表 33 年齢階層別・男女別：相対的貧困率（平成 14 年）

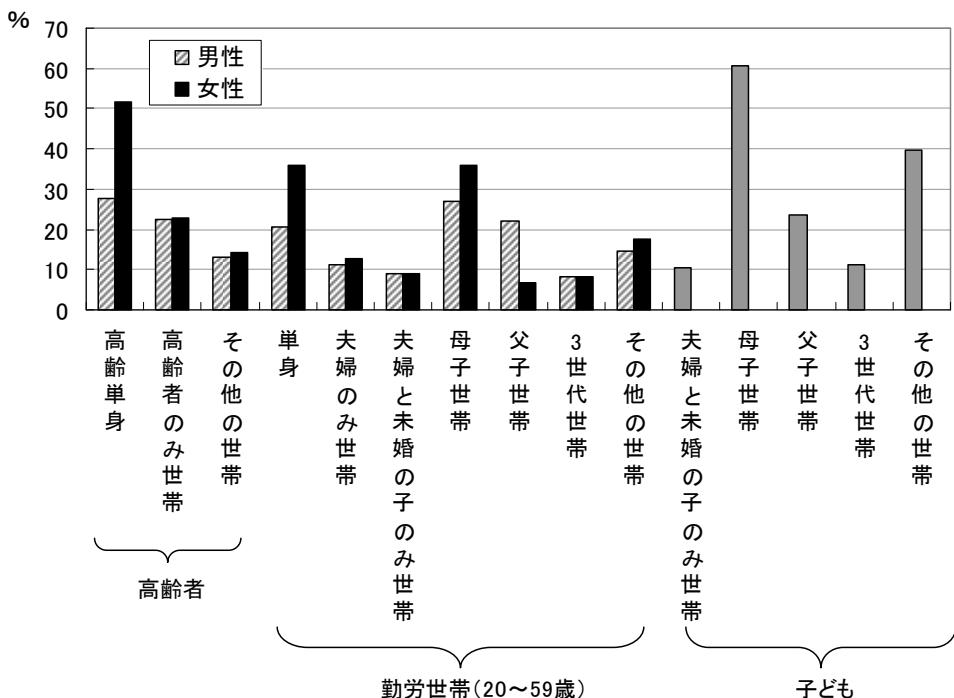


資料:阿部彩(2008)「第 I 部 貧困の現状と経済理論: 第 1 章 日本の貧困の実態と貧困政策」阿部彩・國枝繁樹・鈴木亘・林正義著『生活保護の経済分析』東京大学出版会、2008、pp.33.

注 1: 厚生労働省「平成 14 年所得再分配調査」より筆者計算。

注 2: 貧困率は、税・社会保険料控除後、社会保障(年金、生活保護、児童手当等)給付後の世帯所得(世帯全員の所得の合算値)を世帯員数で調整した等価世帯(可処分)所得の全個人の中央値の 50%を貧困基準とし、それより低い等価世帯所得の人を「貧困者」としている(阿部(2008)より抜粋引用)。なお、等価スケールには世帯人数の 0.5 乗が用いられている。

図表 34 年齢別・世帯類型別：相対的貧困率（平成 14 年）



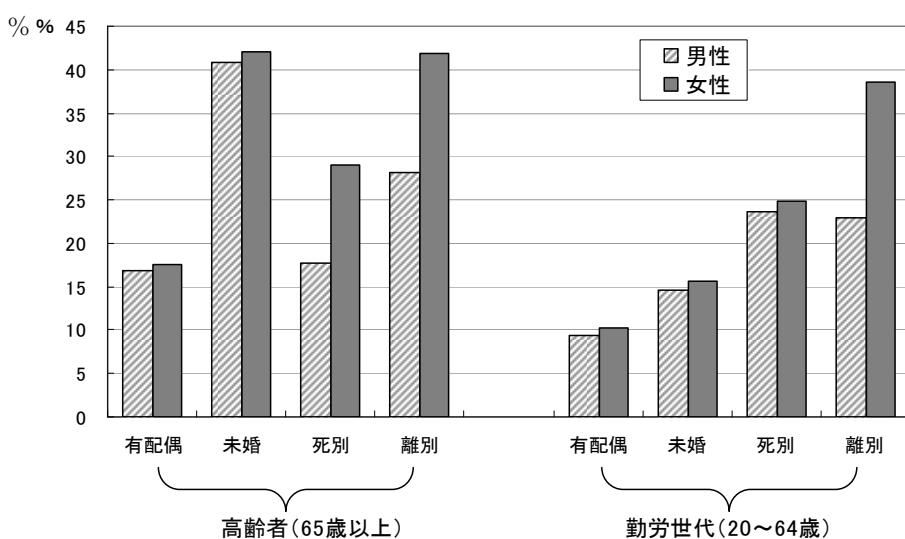
資料:阿部彩(2008)「第 I 部 貧困の現状と経済理論:第 1 章 日本の貧困の実態と貧困政策」阿部彩・國枝繁樹・鈴木亘・林正義著『生活保護の経済分析』東京大学出版会、2008、pp.35。

注 1:厚生労働省「平成 14 年所得再分配調査」より筆者計算。

注 2:等価世帯所得が全人口の中央値の 50%以下の割合。

注 3:子どもは男女別ではなく、男女合計値。

図表 35 配偶関係別：相対的貧困率（平成 14 年）



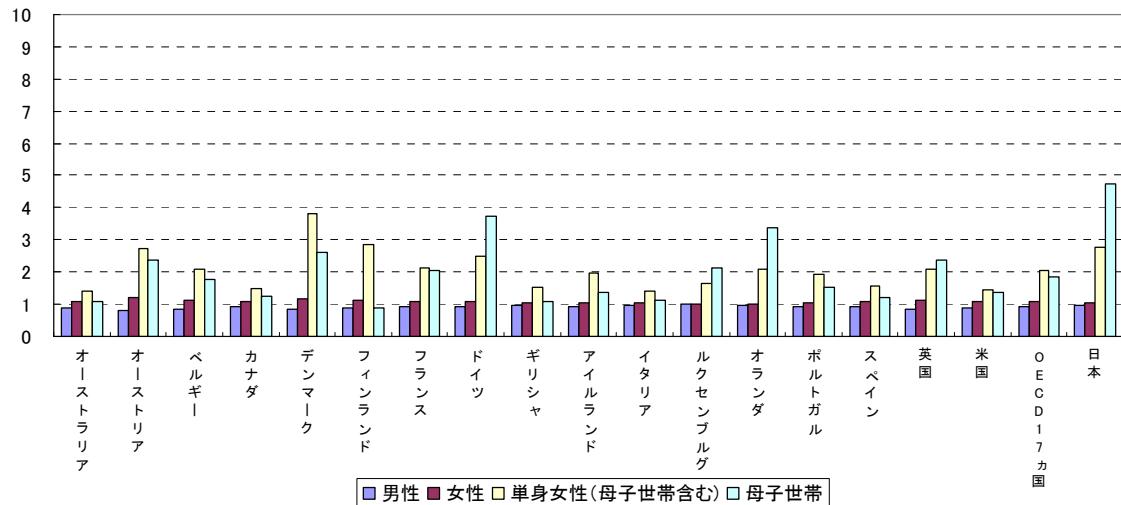
資料:阿部彩(2008)「第 I 部 貧困の現状と経済理論:第 1 章 日本の貧困の実態と貧困政策」阿部彩・國枝繁樹・鈴木亘・林正義著『生活保護の経済分析』東京大学出版会、2008、pp.38。

注 1:厚生労働省「平成 14 年所得再分配調査」より筆者計算。

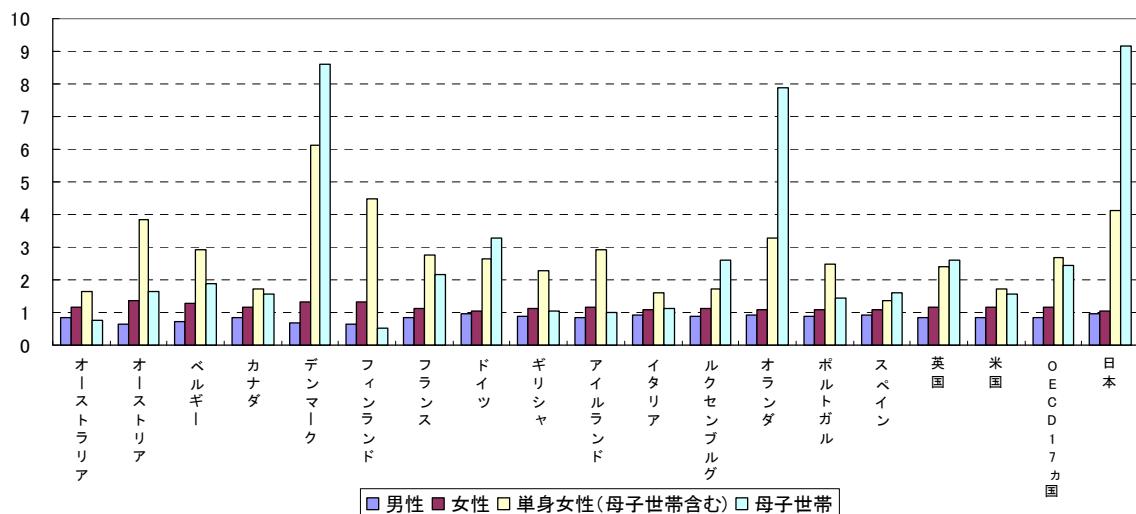
注 2:等価世帯所得が全人口の中央値の 50%以下の割合。

図表 36 男女別・配偶関係別にみた貧困に陥るリスク

<3年間にわたりて貧困に陥るリスク>



<3年間にわたりて貧困に陥るリスク>



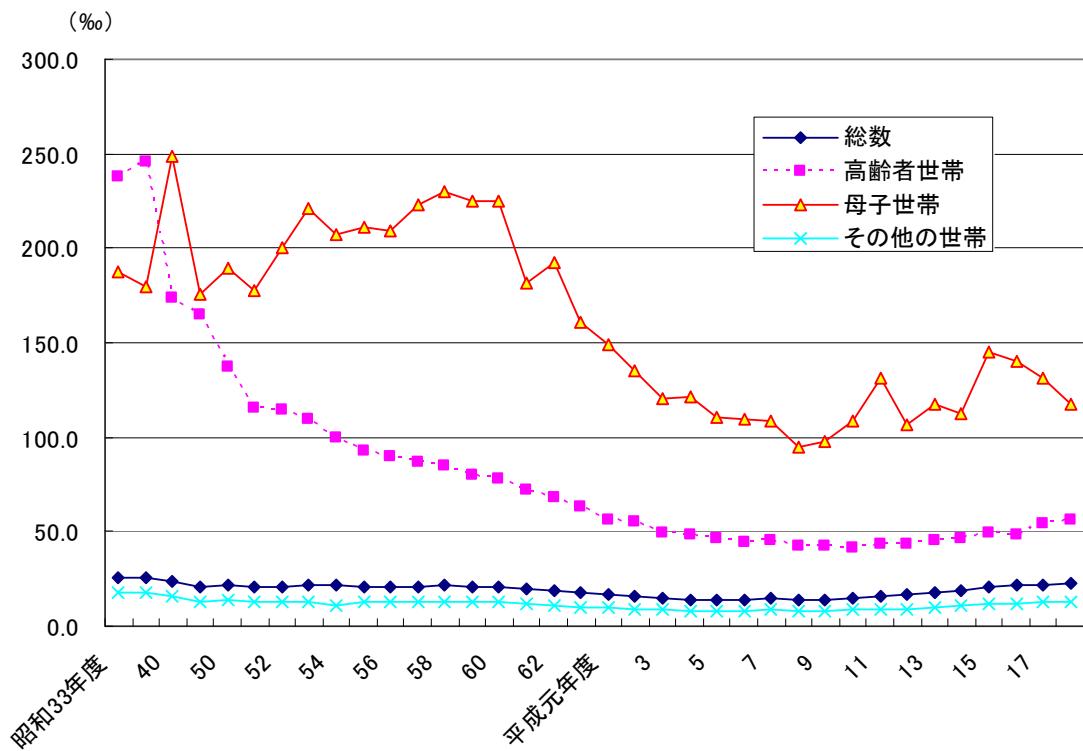
資料:OECD(2008) 'Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries'

データ出所:欧州諸国(1999-2001年)はthe European Community Household Panel (ECHP)、カナダ(2002-2004年)はthe Cross National Equivalent File of the Survey of Labour and Income Dynamics (SLID)、オーストラリア(2002-2004年)はthe Cross National Equivalent File of the Survey Household Income and Labour Dynamics in Australia (HILDA)、アメリカ(2001-2003年)はthe Survey of Income and Program Participation (SIPP)、日本(2005-2007年)は「慶應義塾家計パネル調査(the Keio Household Panel Survey:KHPs)」である。

注 1:貧困に陥るリスクは、ある特定グループ(たとえば母子世帯など)の貧困率とその国の全人口の貧困率(全人口の貧困率=1)の比率で計算されている。例えば、リスクの値が2.7であれば、貧困に陥るリスクが全人口の2.7倍高いということである。

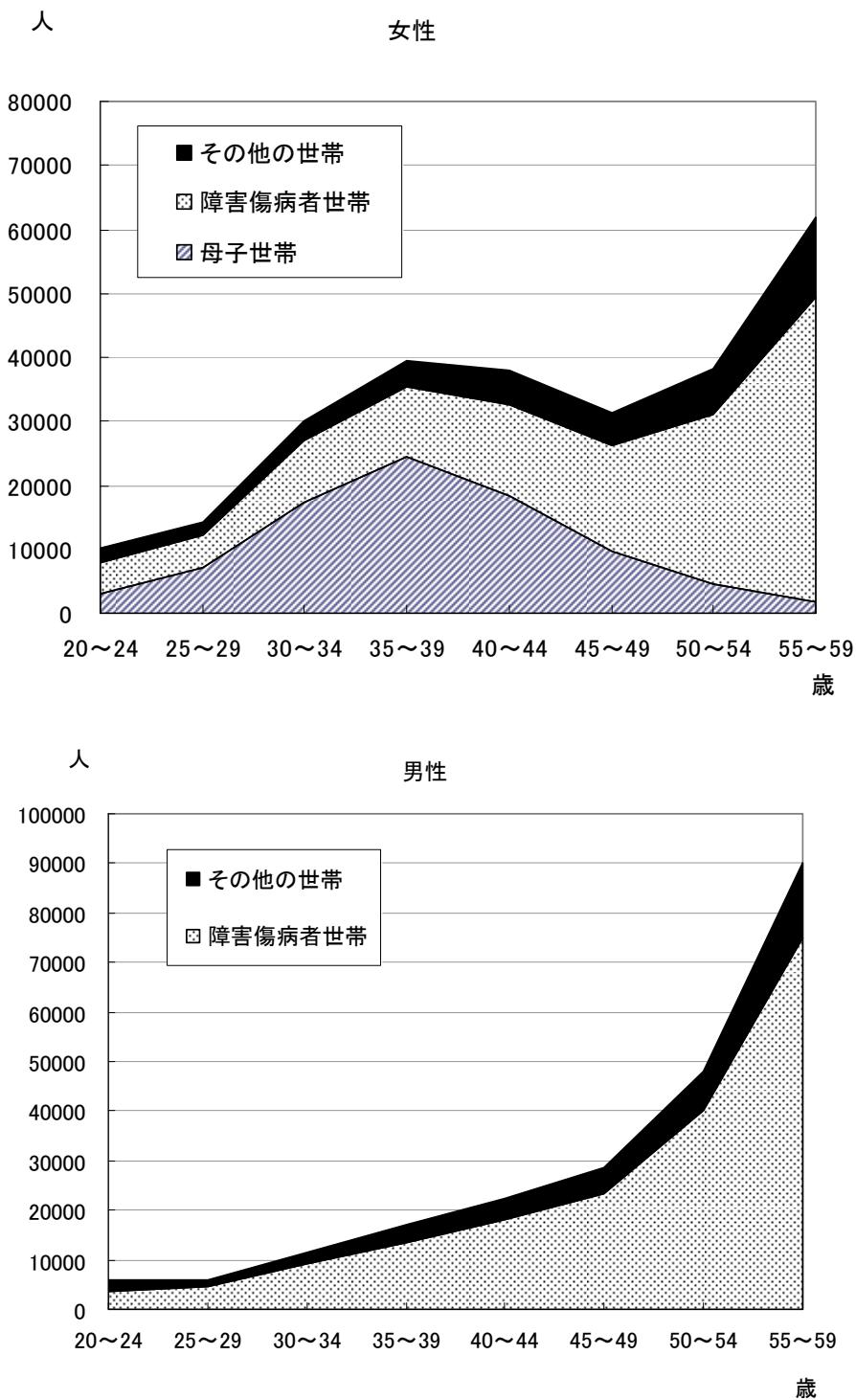
注 2:貧困率は、世帯可処分所得(平方根により等価所得に計算したもの)の中央値の50%を貧困基準とし、それより低い世帯所得の人を「貧困者」としている。

図表 37 生活保護の世帯類型別世帯保護率の年次推移



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「生活保護」に関する公的統計データ一覧(2008年10月) (出所は生活保護の動向編集委員会編集「生活保護の動向」平成19年版)
 (原典)福祉行政報告例(昭和45年以前は被保護者全国一斉調査(個別調査))、国民生活基礎調査
 注1: 1か月平均。保護停止中の世帯を含まない。
 注2: 世帯保護率は、被保護世帯数の各世帯数を「国民生活基礎調査」の各世帯数(世帯千対)で除したもの。

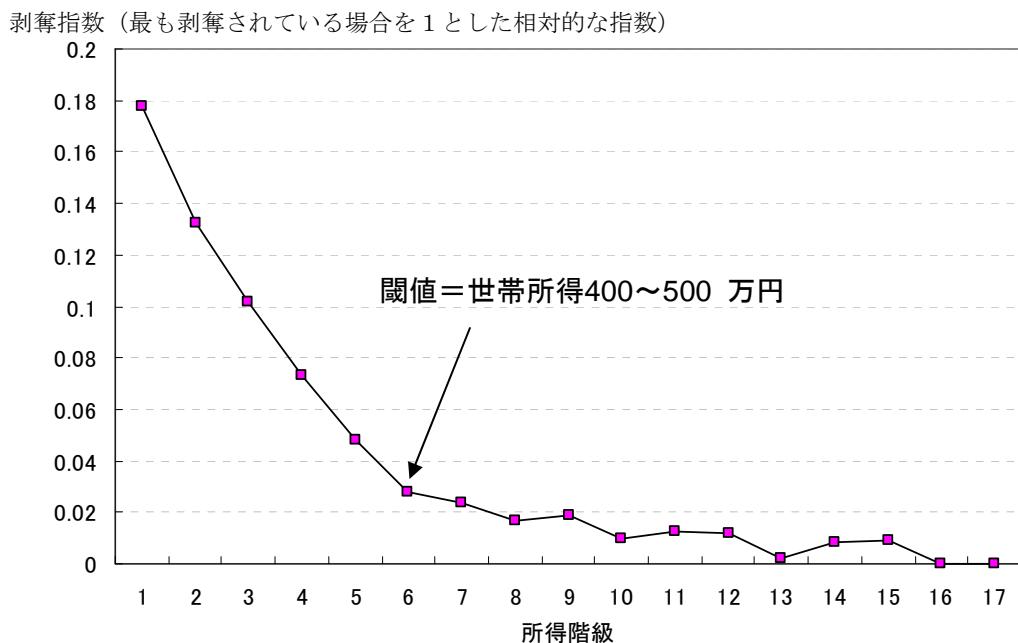
図表 38 性別、年齢別、生活保護受給人数（20歳以上 60歳未満・平成18年）



資料:厚生労働省「被保護者全国一斉調査」(平成18年)

(経済的困難がもたらす社会的排除)

図表 39 所得階級別：相対的剥奪指標（平均値）



資料:阿部彩(2006)「相対的剥奪の実態と分析:日本のマイクロデータを用いた実証研究」社会政策学会編『社会政策における福祉と就労(社会政策学会誌第 16 号)』法律文化社 (2006.9.30), pp.251-275.

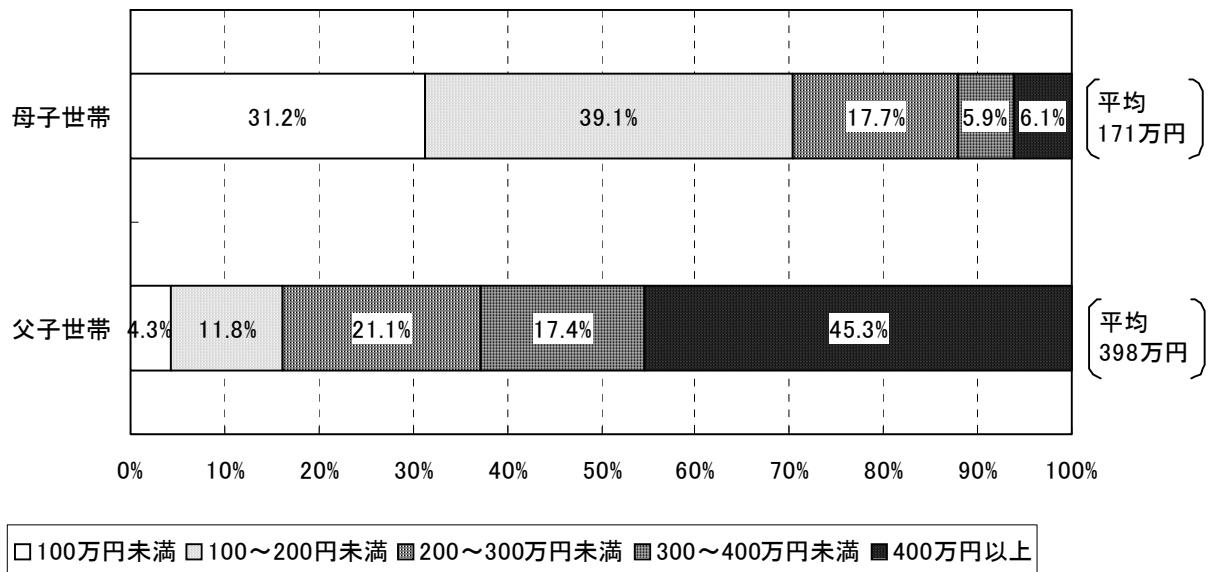
注1:相対的剥奪とは、「人々が社会で通常手にいれることのできる栄養、衣服、住宅、居住設備、就労、環境面や地理的な条件についての物的な標準にこと欠いていたり、一般に経験されているか享受されている雇用、職業、教育、レクリエーション、家族での活動、社会活動や社会関係に参加できない、ないしはアクセスできない」(Townsend 1993, p.94, 訳は柴田 1997, p.8)状態を言う。本グラフの相対的剥奪指標は、上記の定義に基づき平成 14 年「福祉に関する国民意識調査」(全国成人男女 2,000 人対象(有効回答数=1,350))をもとに測定したもので、最も剥奪されている場合を1とした場合の相対的な指數。

注2:所得階級1=50 万円未満、階級2=50~100 万、階級3=100~200 万…階級5=300~400 万円、階級6=400~500 万円、階級7=500~600 万円、…階級 12=1千万~1.2 千万…階級 16=1.8 千~2 千万、階級 17=2 千万以上

○分野別にみた生活困難をめぐる実態と支援ニーズ

(ひとり親世帯)

図表 40 母子世帯・父子世帯の年間就労収入の構成割合



(参考) 全世帯と母子・父子世帯の年間平均収入の比較

	全世帯	母子世帯	一般世帯を 100とした場 合の母子世帯 の平均収入	父子世帯	一般世帯を 100とした場 合の父子世帯 の平均収入
平成 14 年	589.3 万円	212 万円	36.0	390 万円	66.2
平成 17 年	563.8 万円	213 万円	37.8	421 万円	74.7

資料:「全国母子世帯等調査」(厚生労働省、平成 18 年度)

注 1:「平均年間就労収入」とは、母本人または父本人の平成 17 年の年間就労収入である。

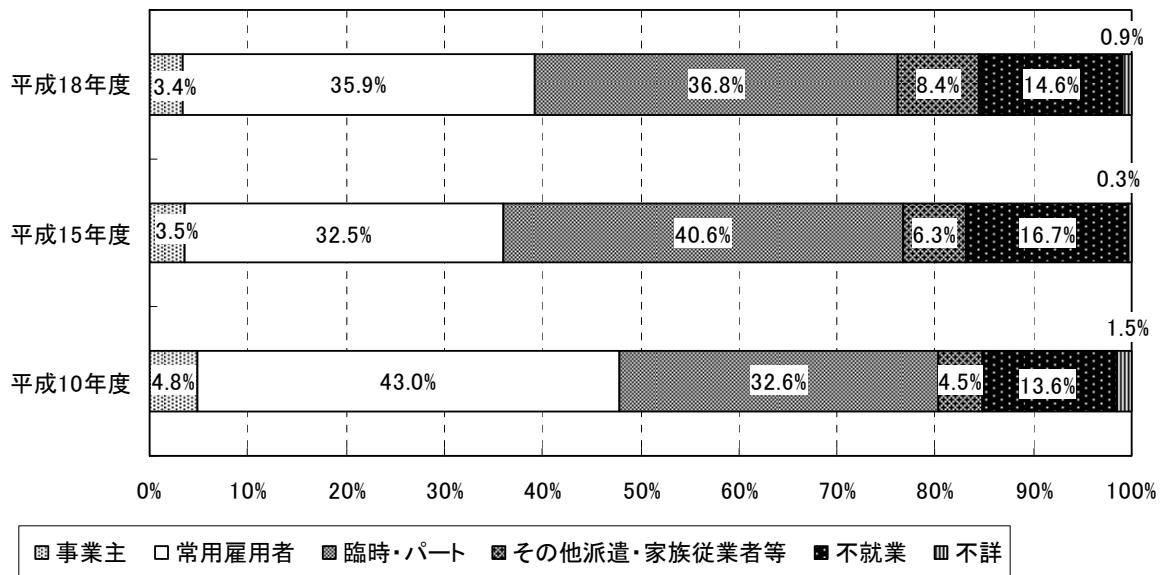
注 2:総数は不詳を除いた数値である。

注 3:「年間平均収入」とは、母子(父子)世帯の、母(父)以外の収入も含む世帯全体の収入。

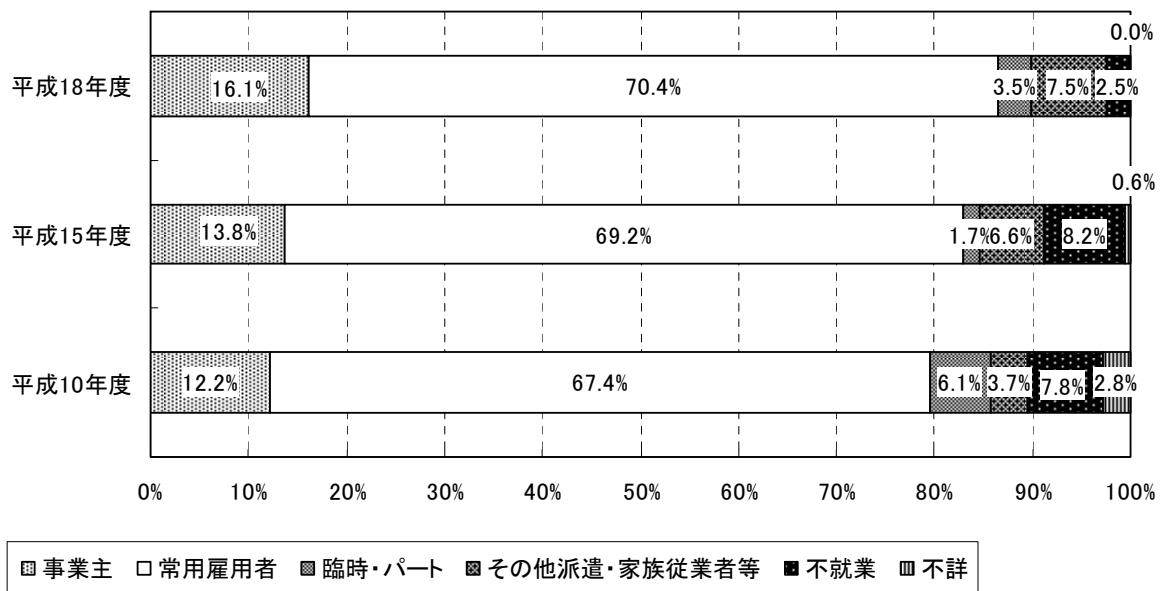
注 4:全世帯の年間平均収入については、国民生活基礎調査の平均所得の数値。

図表 41 母子・父子世帯の就業状況の推移

【母子世帯】



【父子世帯】



資料:厚生労働省「全国母子世帯等調査」
注:母子(父子)世帯とは、父(母)のいない児童(満20歳未満世帯の子どもであって、未婚のもの)がその母(父)によって養育されている世帯。

図表 42 母子生活支援施設の入所理由別入所世帯数

(世帯数)

	入所世帯数	夫などの暴力	児童虐待	入所前の家庭環境の不適切	母親の心身の不安定	職業上の理由	住宅事情	経済事情	その他	無回答
平成 18 年	4,092 100.0%	1,557 38.0%	71 1.7%	284 6.9%	114 2.8%	11 0.3%	989 24.2%	840 20.5%	150 3.7%	76 1.9%
平成 16 年	4,131 100.0%	1,484 35.9%	47 1.1%	313 7.6%	161 3.9%	22 0.5%	1,051 25.4%	908 22.0%	133 3.2%	12 0.3%

資料:社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国母子生活支援施設協議会「平成 18 年度全国母子生活支援施設実態調査」(平成 19 年 3 月)

注:各年 4 月 1 日現在の在所世帯

図表 43 母子生活支援施設: 外国籍の母親の入所理由別入所世帯数

(世帯数)

	入所世帯数	全入所世帯に占める割合	夫などの暴力	児童虐待	入所前の家庭環境の不適切	母親の心身の不安定	職業上の理由	住宅事情	経済事情	その他
平成 18 年	393 100.0%	393/4092 9.6%	221 56.2%	7 1.8%	13 3.3%	5 1.3%	1 0.3%	68 17.3%	62 15.8%	16 4.1%
平成 16 年	244 100.0%	244/4131 5.9%	136 55.7%	6 2.5%	11 4.5%	5 2.0%	- 0.0%	40 16.4%	39 16.0%	7 2.9%

資料:社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国母子生活支援施設協議会「平成 18 年度全国母子生活支援施設実態調査」(平成 19 年 3 月)

注:各年 4 月 1 日現在の在所世帯

図表 44 母子生活支援施設: 障害のある母親の入所状況

(人数)

	入所世帯数	全入所世帯に占める割合	身体障害者手帳保有	身体障害者手帳なし(取得可能性あり)	療育手帳保有	療育手帳なし(取得可能性あり)	精神障害者手帳保有	精神障害者手帳なし(精神科等受診)	その他の障害	その他
平成 18 年	671 100.0%	671/4092 16.4%	50 7.5%	6 0.9%	94 14.0%	68 10.1%	75 11.2%	311 46.3%	21 3.1%	46 6.9%
平成 16 年	651 100.0%	651/4131 15.8%	56 8.6%	9 1.4%	98 15.1%	66 10.1%	49 7.5%	314 48.2%	20 3.1%	39 6.0%

資料:社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国母子生活支援施設協議会「平成 18 年度全国母子生活支援施設実態調査」(平成 19 年 3 月)

注:「全入所世帯に占める割合」はデータをもとに内閣府作成

図表 45 被保護母子世帯の状況

被保護母子世帯の貧困事象（総世帯数 N=214）

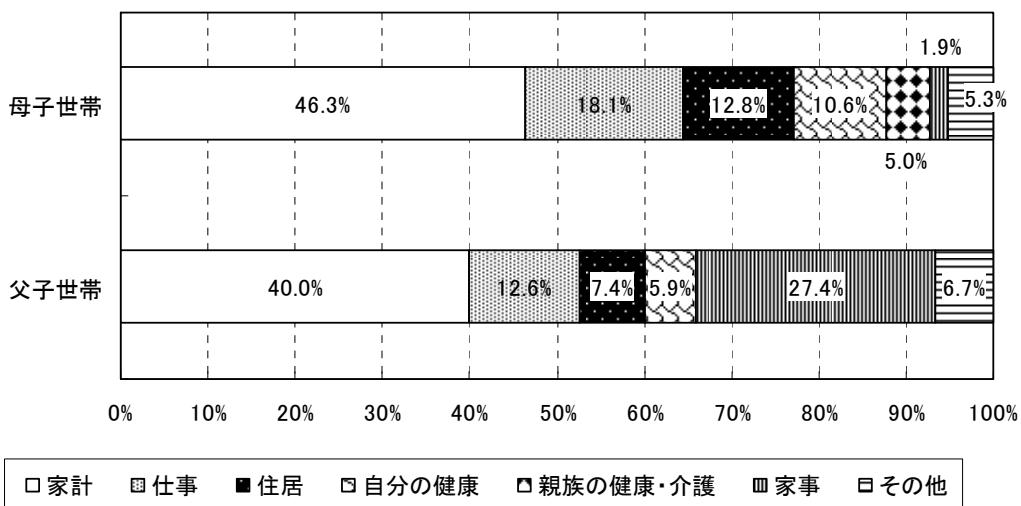
親の疾患 罹患（精 神疾患）	低位学歴	受給履歴	世代間連 鎖	10代出産 ママ	非嫡出子	D V	子どもの 病気	子どもの 問題	児童虐待
174 (23.9%)	123 (16.9%)	94 (12.9%)	68 (9.4%)	55 (7.6%)	55 (7.6%)	47 (6.5%)	46 (6.3%)	45 (6.2%)	20 (2.7%)

資料. 道中隆「保護受給層の貧困相一保護受給世帯における貧困の固定化と世代的連鎖ー」(『生活経済政策』2007年8月号) 及び道中隆「被保護母子世帯の貧困ダイナミクスー受給層の母子世帯をめぐる貧困誘因について」(2008.10.11 社会政策学会第117回(岩手大学))

注1. 本表は平成20年のB市自治体における生活保護受給世帯の実態調査をもとに著者作成。

注2. 子どもの問題は、ひきこもり、不登校、シンナー・覚せい剤、窃盗、売春、インターネット出会い系サイト、妊娠等であり、ことばの遅れ、落着き欠如などの健全育成上の問題種別は含めない。

図表 46 母子世帯・父子世帯の困りごと（平成 18 年）

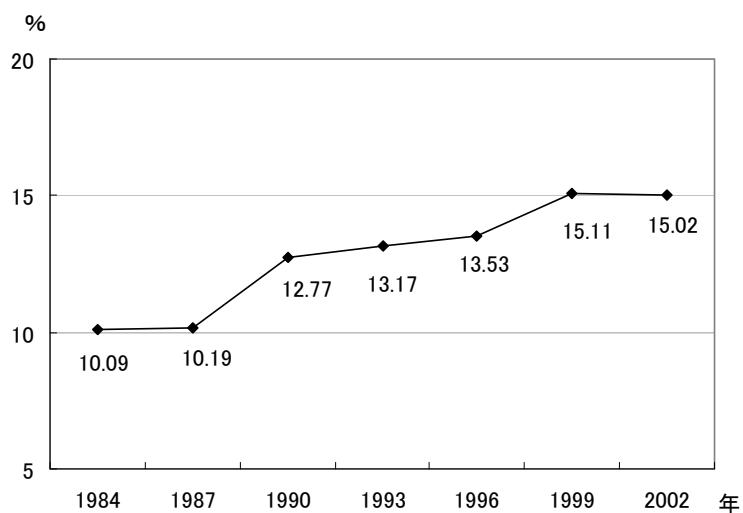


資料:厚生労働省「全国母子世帯等調査」(平成 18 年度)

注:総数は不詳を除いた数値である。

(子ども)

図表 47 子ども（20歳未満）の相対的貧困率

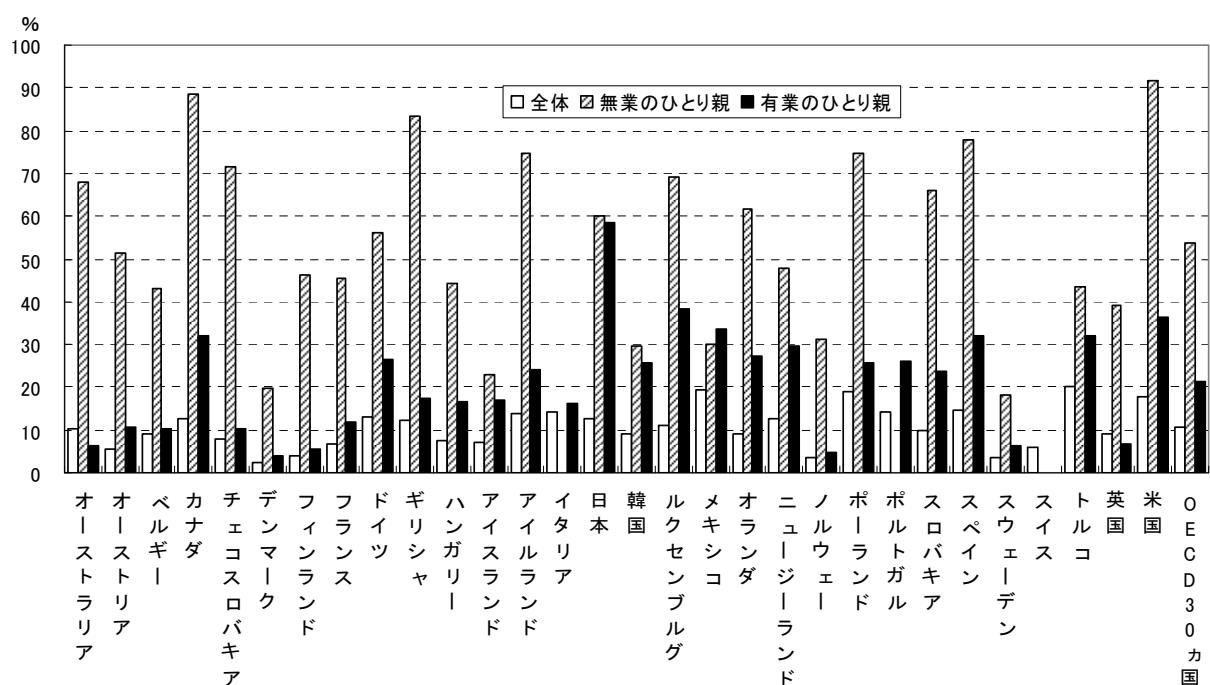


資料:阿部彩(2006)「第5章 貧困の現状とその要因:1980-2000年代の貧困率上昇の要因分析」小塩隆士・田近栄治・府川哲夫編著『日本の所得分配:格差拡大と政策の役割』東京大学出版会、pp.117。

注1:厚生労働省「所得再分配調査」各年より著者計算。

注2:子どもがいる世帯の所得をもとに世帯人員数で調整して算出した数値。

図表 48 子どものいる世帯の相対的貧困率(2000年代中盤)



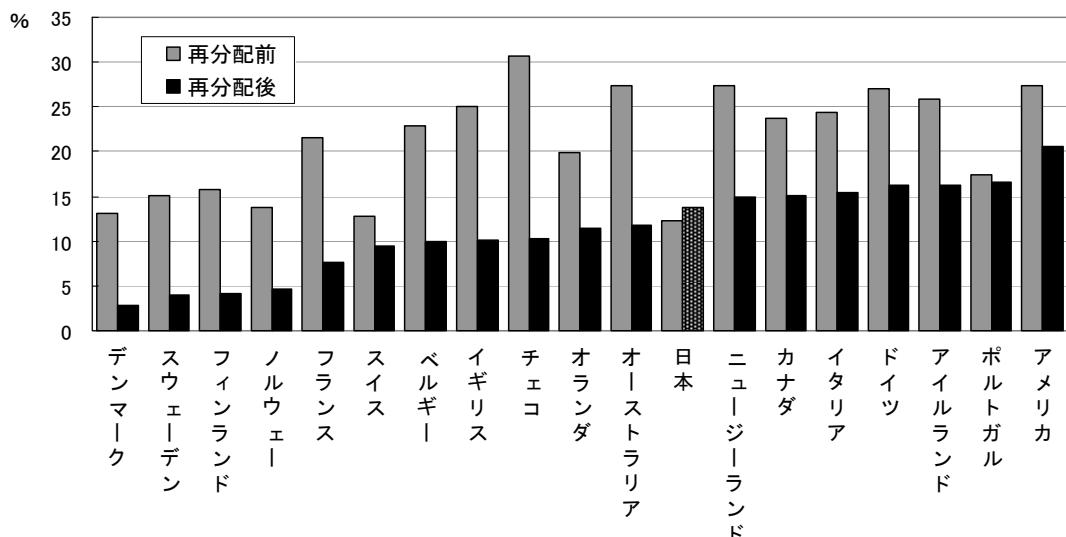
資料:OECD (2008) 'Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries'

注1:貧困率は、世帯可処分所得の全個人の中央値の50%を貧困基準とし、それより低い世帯所得の人の比率である。

注2:イタリア、ポルトガルの無業のひとり親世帯は、サンプルサイズが小さくデータはない。

注3:スイスは、就業の有無別ひとり親世帯のデータがない。

図表 49 子どものいる世帯の相対的貧困率(再分配前・再分配後)



資料:OECD(2008) 'Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries'

注1:チェコ、ベルギー、アイルランド、ポルトガルは2000年頃のデータ。それ以外の国は2000年代中盤のデータ。

注2:再分配前は市場所得(market income)、再分配後は可処分所得(disposable income)。

注3:日本の数値は、「国民生活基礎調査」(厚生労働省)の調査結果による。

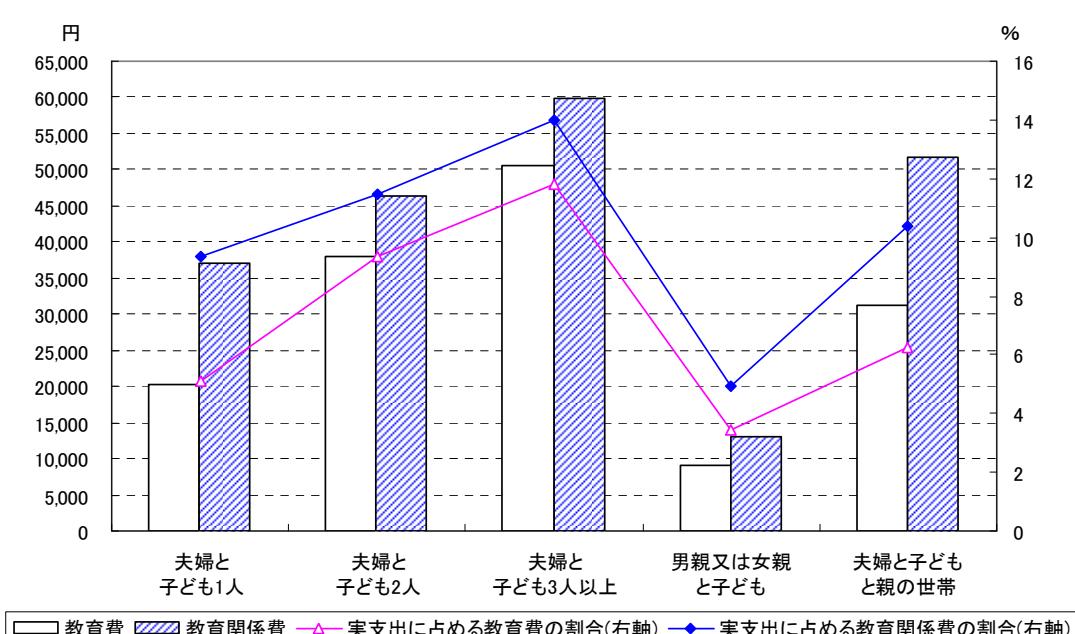
再配分前:市場所得(market income)…①～④

再配分後:可処分所得(disposable income)…以下①～⑥の合計値から税(所得税・住民税・固定資産税)と社会保険料を引いたもの。ただし、現物の形で支給される財・サービスを除く。

①稼働所得(雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得)、②財産所得、③仕送り・企業年金・個人年金等、④その他の所得(一時の仕送り、冠婚葬祭の祝い金・香典、各種祝い金等)、⑤公的年金・恩給、⑥年金以外の社会保障給付金(雇用保険、生活保護法による扶助、児童手当など※現物給付は除く)

注4:国ごとの調査データ一覧については、次のURLを参照のこと。<http://www.oecd.org/dataoecd/30/44/38227981.pdf>

図表 50 世帯類型別教育費と実支出に占める割合

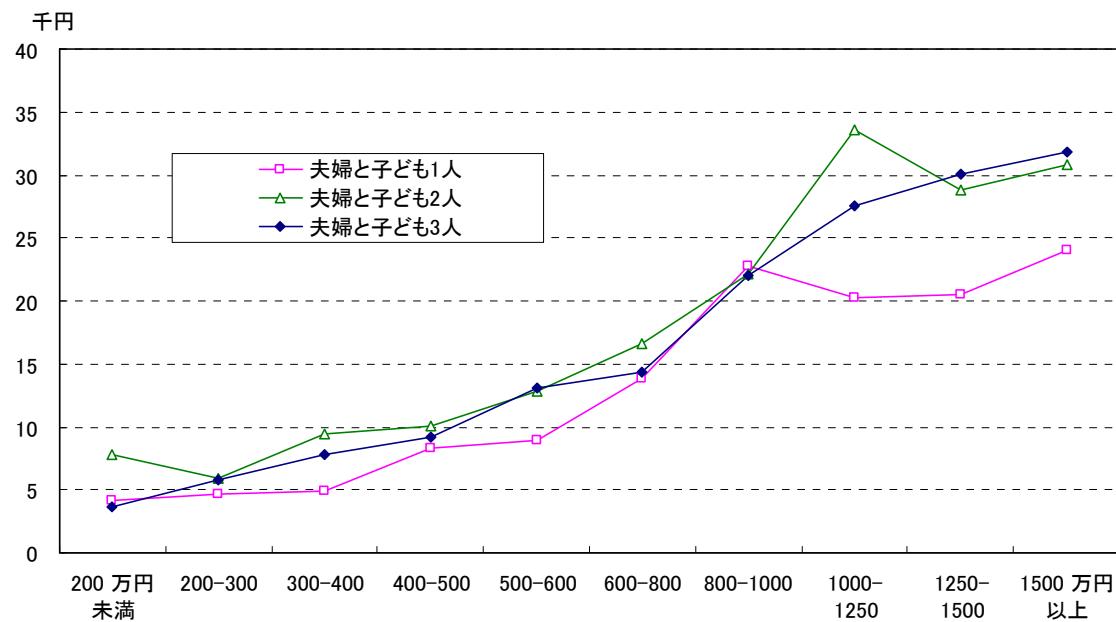


資料:総務省「全国消費実態調査」(平成16年)

注1:勤労者世帯、2人以上世帯の1ヵ月間の教育費および教育関係費である。「教育費」とは授業料、教科書・学習参考教材、補習教育である。「教育関係費」には、教育費のほか、食料の中の学校給食、被服及び履物の中の学校制服、交通・通信の中の通学定期代など教育に直接的・間接的に必要とされる経費を品目別に集計した費用が含まれる。

注2:「夫婦と子ども1,2,3人」の世帯には、22歳以上の非就学の子どもが含まれない(子どもの学校別データから22歳以上の非就学の子を除く教育費及び教育関係費をウェイト付けして算出)。「男親又は女親と子ども」「夫婦と子どもと親の世帯」には、22歳以上の非就学の子どもも含まれている。

図表 51 子ども数・所得階級別にみた子ども 1 人当たり教育費



資料:総務省「全国消費実態調査」(平成 16 年)

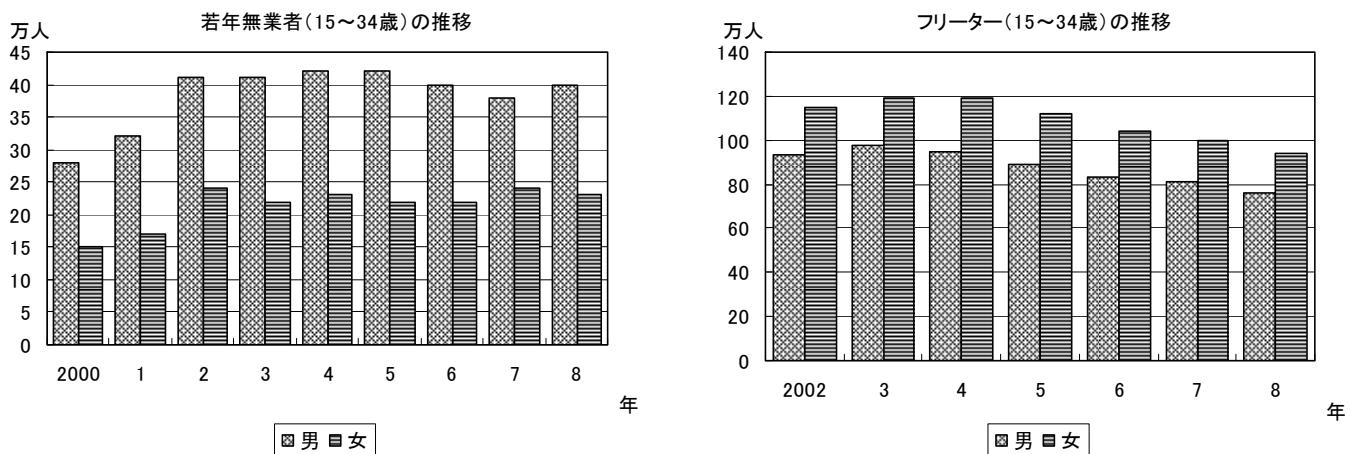
注1:勤労者世帯、2 人以上世帯の1ヵ月間の教育費である。

注 2:世帯主の年間の所得階級別

注 3:「教育費」とは授業料、教科書・学習参考教材、補習教育である。

(若者)

図表 52 ニート・フリーターの状況



資料:総務省「労働力調査」「労働力調査(詳細結果)」

注:ニートとは、「労働力調査」で、15 歳～34 歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。フリーターとは、「労働力調査」で 15 歳から 34 歳までで、男性は卒業者、女性は卒業で未婚の者のうち、①雇用者のうち「パート・アルバイト」の者②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者③非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者の合計。

図表 53 性・学歴別フリーター数 (2006 年)

(単位:万人)

性	学歴計			
		中学・高校	短大・高専	大学・大学院
男女計	187	120	40	28
男性	83	56	11	16
女性	104	64	29	12

資料:総務省「労働力調査(詳細結果)」を厚生労働省労働政策担当参事官室において特別集計

注1:学歴計のフリーター数は、総務省統計局による特別集計を基に集計。学歴別フリーター数は、性・年齢(5 歳階級)別のフリーター数を積み上げて集計。

注2:フリーターの定義は図表 52 を参照。

図表 54 学歴別、年齢階級別（15-24 歳、25-34 歳）非正社員比率の推移

	2002年	2003	2004	2005	2006	2007	2008
男性15～24歳(卒業)	23.5	23.7	26.2	26.9	24.9	28.0	26.4
中学・高校	23.5	25.3	28.9	29.6	26.9	30.0	29.1
短大・高専・専門	22.2	24.2	24.0	20.6	21.2	28.6	23.1
大学・大学院	21.9	18.8	18.2	20.6	20.6	14.3	21.2
女性15～24歳(卒業・無配偶)	33.3	34.8	37.3	37.4	35.7	34.2	33.7
中学・高校	43.4	43.5	47.1	46.0	43.0	41.2	42.7
短大・高専・専門	24.1	23.9	26.7	30.0	29.4	25.0	28.1
大学・大学院	28.6	24.0	23.3	31.4	32.3	25.9	18.2
男性25～34歳(卒業)	7.5	7.8	9.3	11.0	11.4	11.9	11.1
中学・高校	9.0	9.0	10.4	12.9	12.4	14.4	13.1
短大・高専・専門	5.1	7.0	10.4	11.9	13.0	9.9	9.6
大学・大学院	5.7	6.5	7.4	8.1	10.2	8.5	9.2
女性25～34歳(卒業・無配偶)	27.3	28.8	30.4	30.7	32.9	32.0	32.1
中学・高校	34.4	36.7	40.8	40.8	40.0	41.4	45.4
短大・高専・専門	23.8	24.2	24.8	26.9	30.5	29.0	25.2
大学・大学院	21.8	22.2	25.4	21.7	26.1	25.8	23.6

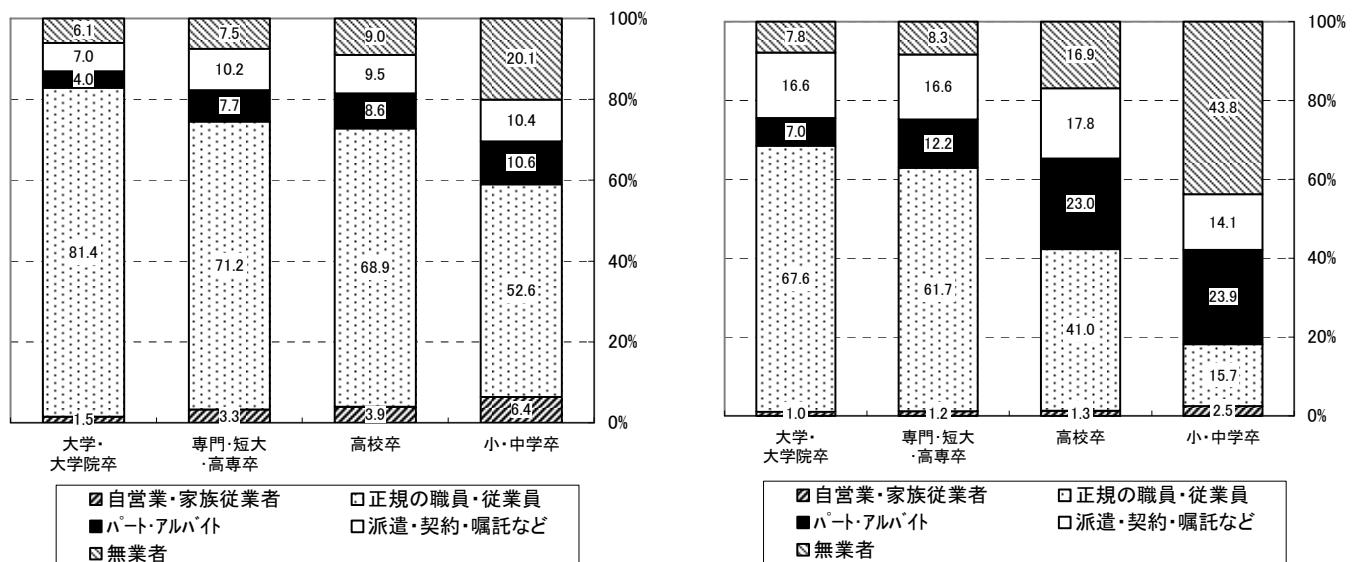
資料:総務省「労働力調査 1-3 月詳細集計」

注:非正社員比率は、アルバイト、パート、派遣社員、契約社員、嘱託の合計が役員を除く雇用者に占める比率。

図表 55 25-29 歳男女：学歴別にみた雇用・就業状況

<男性>

<未婚女性>



資料:総務省「就業構造基本調査報告」(平成 19 年)

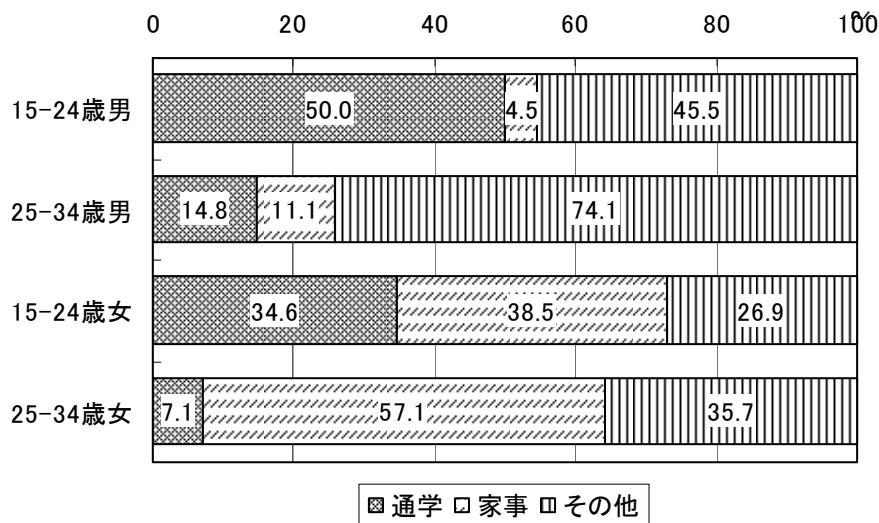
注 1:データは、卒業者についてのもの。

注 2:内職者は、自営業者・家族従業者に含まれる。

注 3:正規の職員・従業員には、会社などの役員を含む。

注 4:無業者には、家事をしている者、通学している者を含む。

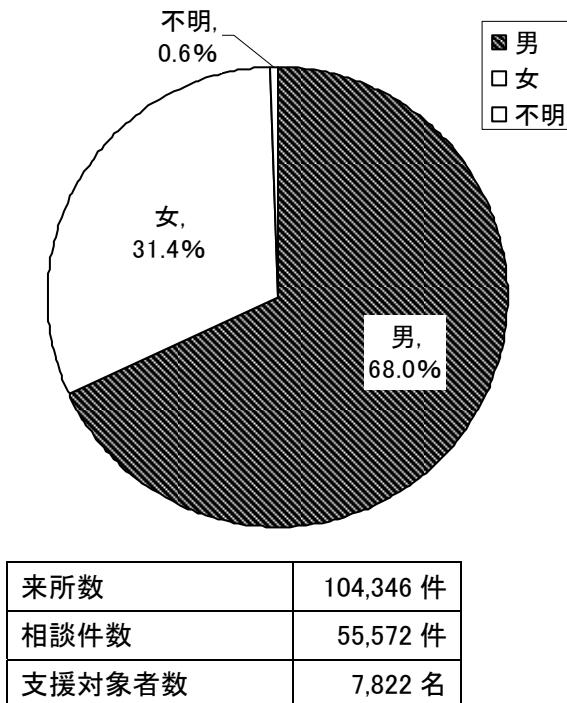
図表 56 非労働力人口の構成（平成 19 年平均）



資料:「労働力調査(詳細結果)」

注:男性は卒業者、女性は未婚の卒業者。

図表 57 地域若者サポートステーションの男女別利用状況



資料:財団法人社会経済生産性本部「地域若者サポートステーション事例集 2007 年度」(平成 18 年)

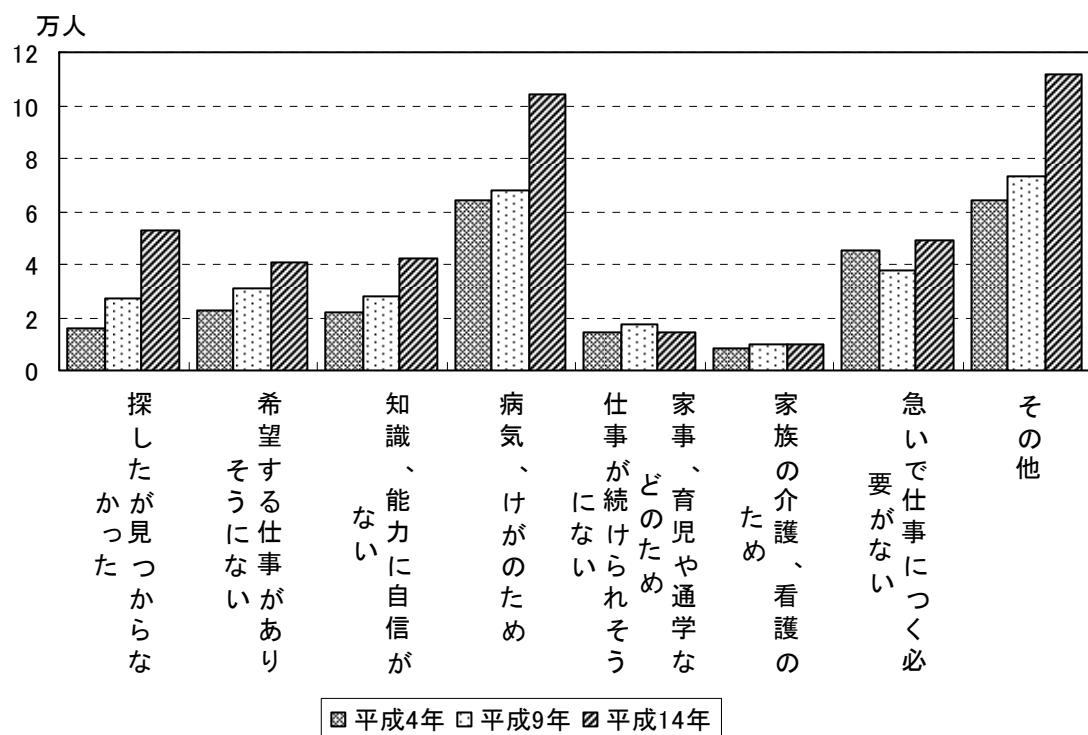
注:データ抽出期間は平成 19 年 4 月から 12 月まで。

図表 58 ニート状態にある若者：これまでの生活経験

	「経験あり」の比率(N=418)
学校でいじめられた	55.0%
職場の人間関係でトラブルがあった	41.4%
不登校(病気、ケガ以外で連續1か月以上学校を休むこと)になった	35.9%
ひきこもり	49.5%
精神科又は心療内科で治療を受けた	49.5%
会社を自分から辞めた	55.0%
会社を辞めさせられた	17.5%

資料:財団法人社会経済生産性本部「ニート状態にある若年者の実態及び支援策に関する調査研究報告書」(平成19年3月)

図表 59 若年無業者(15-34歳)：求職活動をしていない理由別人口(非求職型)

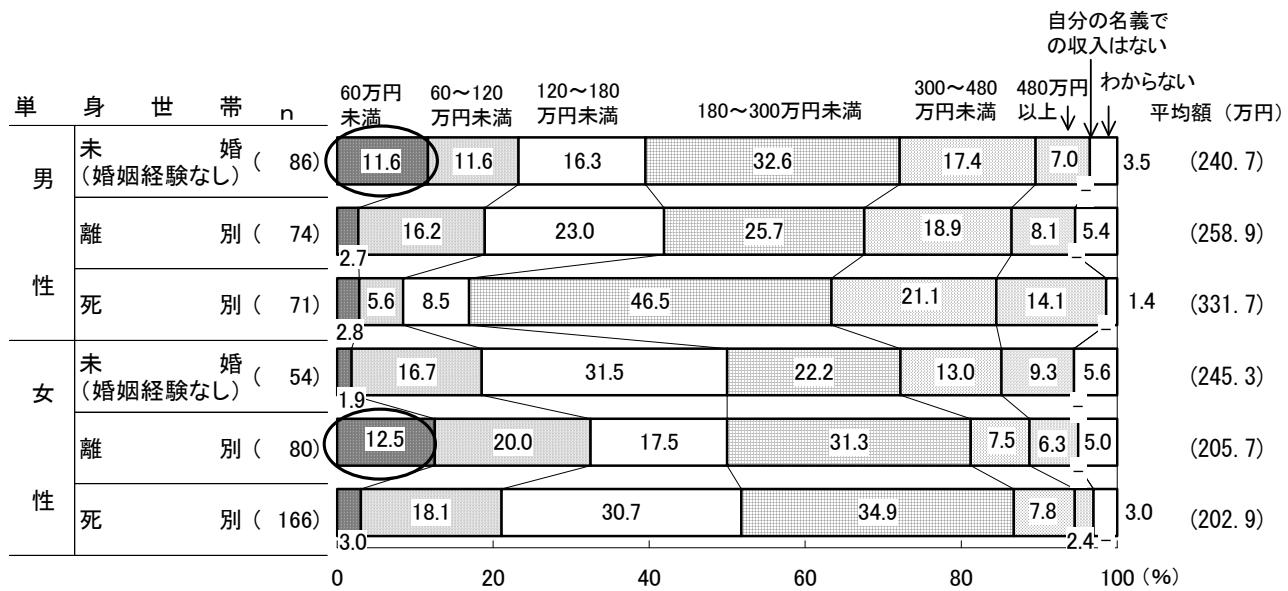


資料:内閣府「青少年の就労に関する研究調査」(平成17年)

注:就業構造基本調査の特別集計による。

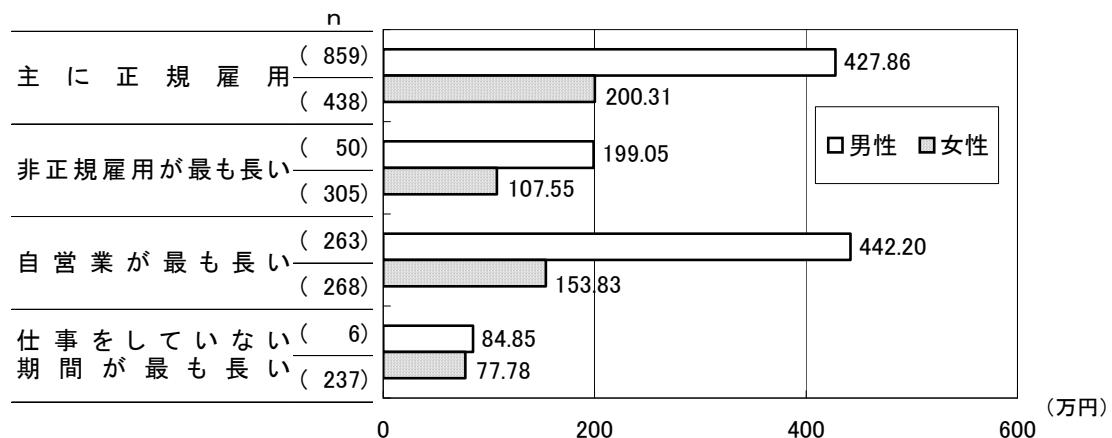
(高齢者)

図表 60 高齢単身世帯の年間収入の分布 婚姻状況別 (55~74 歳単身世帯)



資料:内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」(平成 20 年)

図表 61 本人の就業パターンによる本人自身の年間収入 (平均額) (55~74 歳)



資料:内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」(平成 20 年)

注:回答数が少ない項目については、調査結果をみる際に留意が必要。

図表 62 公的年金受給権なしの人数と割合

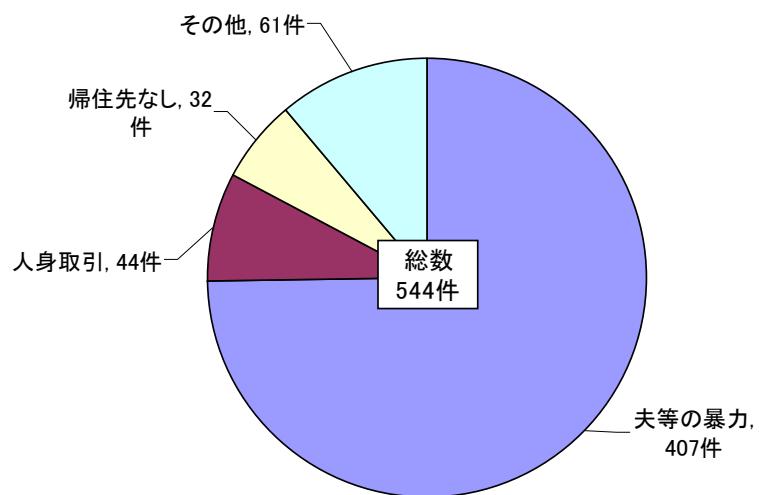
		総数	男性	女性
人数(万人)	平成 16 年	62.6	28.4	34.2
	平成 13 年	60.2	24.2	36.0
割合(%)	平成 16 年	2.5	2.7	2.4
	平成 13 年	2.6	2.5	2.7

資料:社会保険庁「公的年金加入状況等調査報告」(平成 13 年、16 年)

注:割合は 65 歳以上人口に占める割合

(国際結婚、在留外国人女性とその子ども)

図表 63 婦人相談所一時保護所：外国人在所者の主訴（平成 19 年度）



資料:厚生労働省「婦人保護事業実施状況報告」より内閣府作成

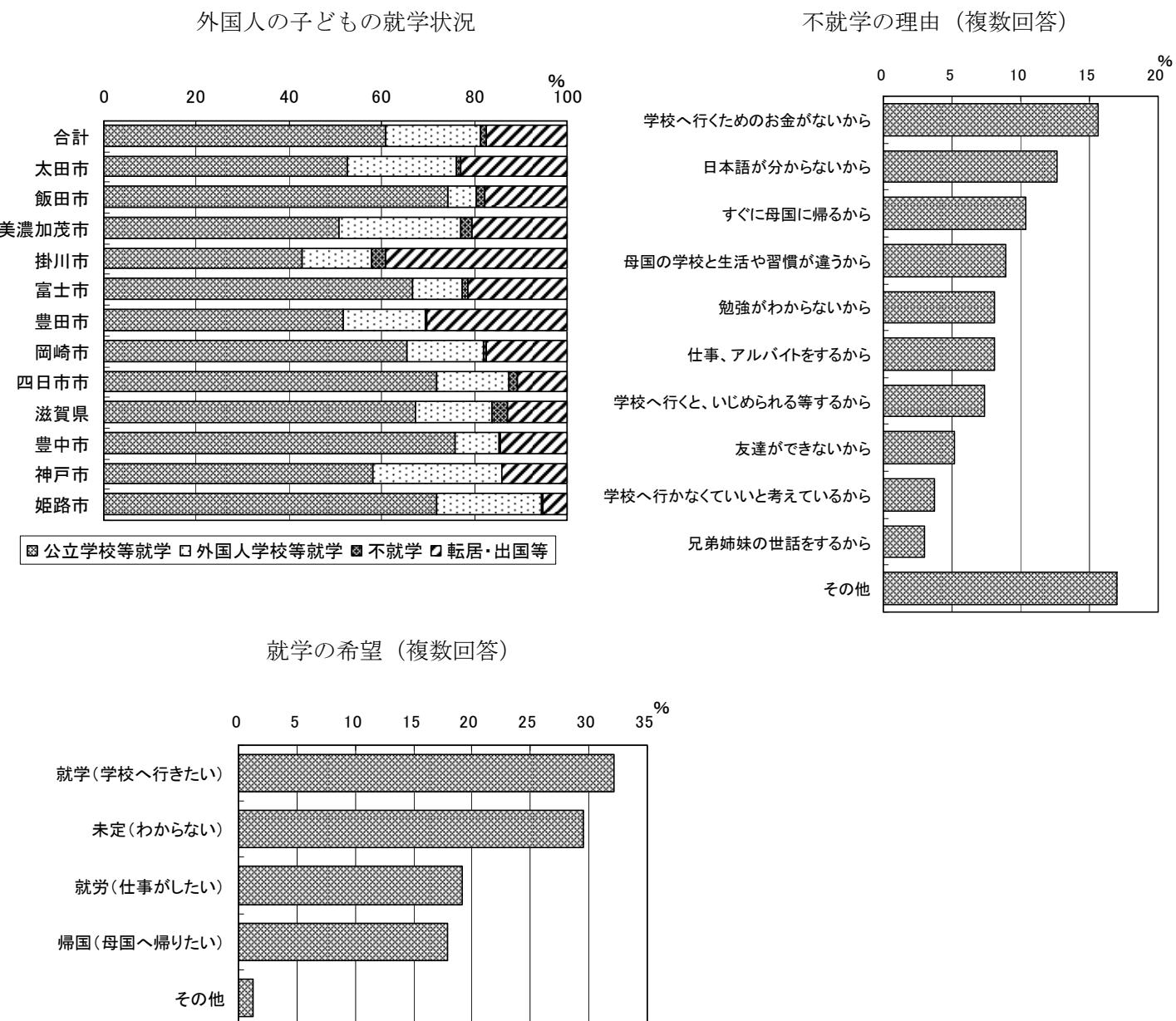
図表 64 公立小中学校に在籍する外国人児童生徒の状況

	在籍児童生徒 に占める外 国人比率	日本語指導が 必要な在籍外 国人児童生徒 比率 (%)
合計	2.0	59.9
太田市	2.2	72.0
大泉町	9.2	38.6
上田市	1.7	52.2
飯田市	1.8	38.4
大垣市	1.6	28.7
美濃加茂市	3.8	50.8
可児市	2.6	64.1
浜松市	2.0	63.3
富士市	1.0	70.4
磐田市	2.1	79.8
湖西市	3.7	82.5
豊橋市	2.7	71.9
岡崎市	1.0	47.4
豊田市	1.7	63.7
西尾市	1.4	80.1
四日市市	1.7	43.2
鈴鹿市	2.1	36.5
伊賀市	2.0	84.0

資料:外国人集住都市会議「外国人集住都市会議東京 2006 報告書」(平成 19 年)

注:平成 18 年 5 月 1 日現在。鈴鹿市の同年齢の登録者数は 6 月末現在。特別永住者を含む。

図表 65 外国人の子どもの就学状況と不就学の理由等



資料:文部科学省「外国人の子どもの不就学実態調査」

注 1:12 の自治体(1 県 11 都市)における平成 18 年度(飯田市、四日市市は平成 17 年度)における外国人登録者のうち義務養育の就学年齢にある者を対象に、戸別訪問やアンケート調査票郵送により調査。

注 2:公立学校等:国公私立小・中・特別支援学校(小中学部)を指す。

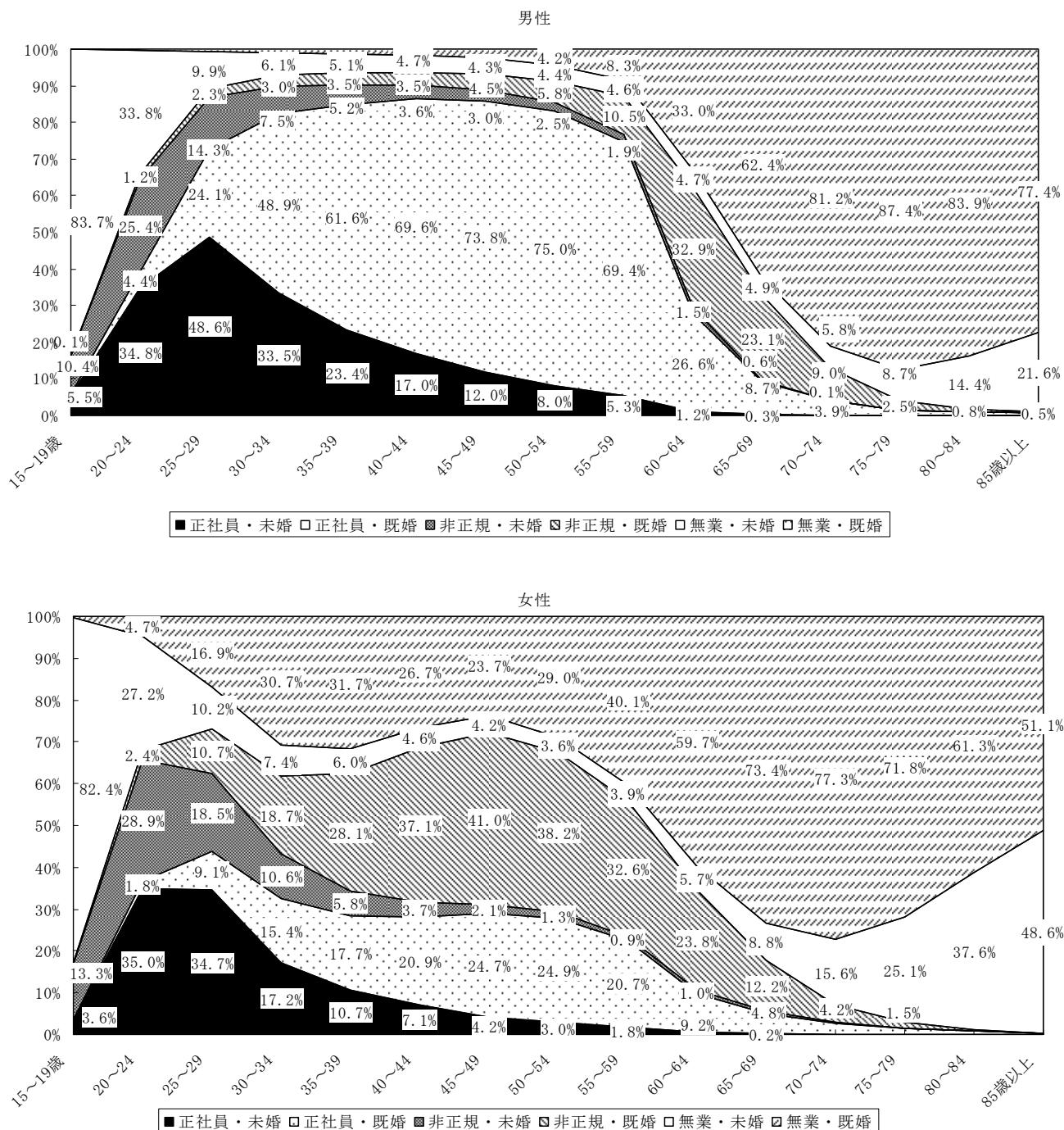
注 3:外国人学校:我が国に居住する外国人を専ら対象として我が国の小学校、中学校等に相当する組織的な教育を行う施設を指す。

注 4:不就学:公立学校等及び外国人学校等のいずれにも就学していない者を指す。

注 5:転居・出国等:転居・出国その他何らかの事情により連絡が取れなかった者を指す。

(女性と労働をめぐる問題)

図表 66 雇用形態の内訳別：年齢階級別雇用者割合（男女別・配偶関係別・年齢別）



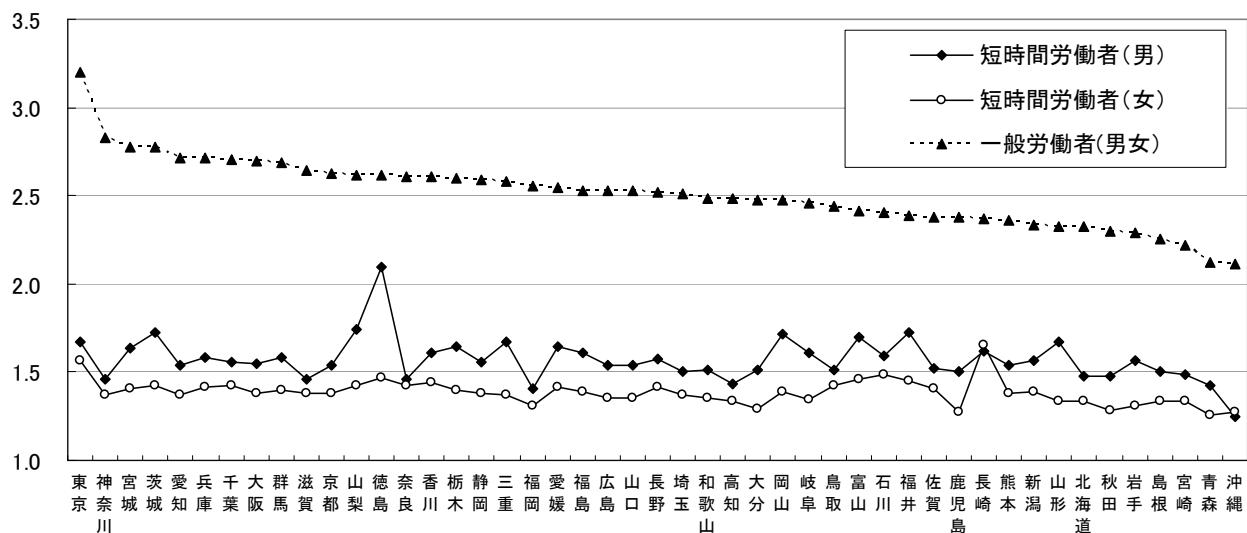
資料:総務省「就業構造基本調査」(平成 19 年)

注1:正規従業者、非正規従業者、無業者の合計を母数とする。

注2:「無業・既婚」とは、無業者のうち、未婚者を除く世帯主と世帯主の配偶者を足したもの。

注3:「無業・未婚」とは、無業者のうち、未婚の世帯主に、親族世帯員、非親族世帯員を足したもの。

図表 67 最低賃金と短時間労働者給与の比較

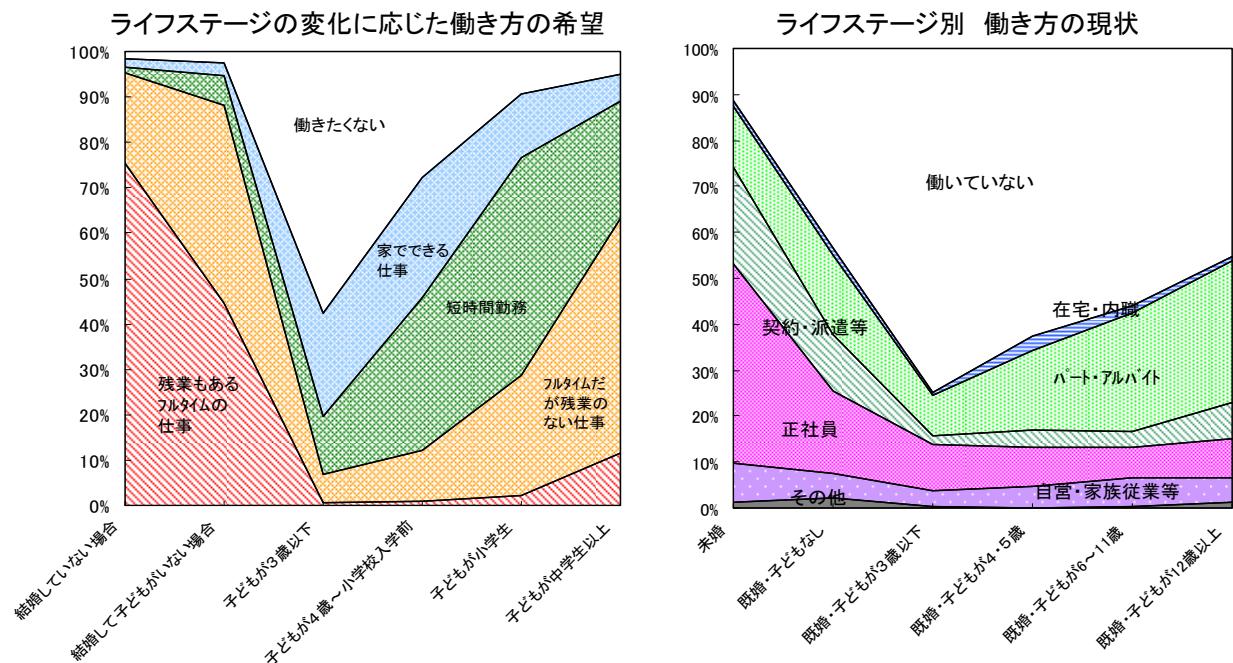


資料:短時間労働者の1時間当たり所定内給与額(産業計、企業規模計)、一般労働者の所定内給与額、所定内実労働時間数:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成18年)、最低賃金:厚生労働省ホームページ「平成18年度地域別最低賃金額改定状況」をもとに、内閣府において算出。

注1:各都道府県の最低賃金を1として計算。

注2:一般労働者の1時間当たり給与は、「所定内給与額/所定内実労働時間」で算出。

図表 68 女性の再就職の困難



資料:内閣府男女共同参画局「女性のライフプランニング支援に関する調査報告書」(平成19年3月)

注:「自営・家族従業等」には、「自ら起業・自営業」、「自営の家族従事者」を含む。「契約・派遣等」には、「有期契約社員」、「嘱託社員」、「派遣社員」を含む。

(D V等の女性に対する暴力被害等)

図表 69 婦人相談所における事業実施状況

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
相談件数(実人員)	104392	118034	131481	133825	134672	136255	136475
相談件数(延べ件数)	156733	177645	209326	211931	218261	224521	221445
一時保護決定数	4680	-	-	6376	6283	6193	6335
婦人保護施設入所決定数	1109	-	-	1109	1011	807	747

資料:厚生労働省「婦人保護事業実施状況報告」より内閣府作成

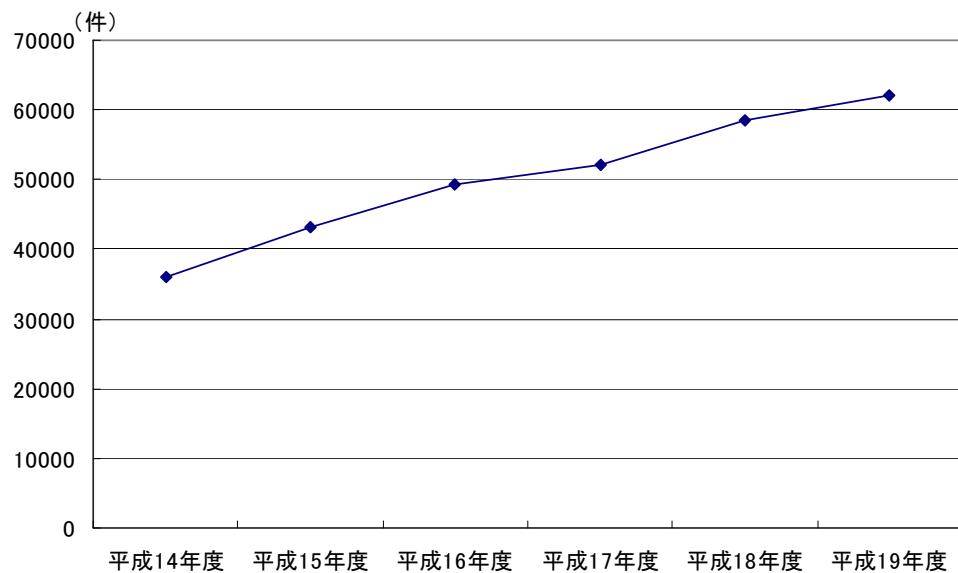
図表 70 婦人相談所: 来所相談主訴

(人)

		平成13 年度	平成14 年度	平成15 年度	平成16 年度	平成17 年度	平成18 年度	平成19 年度	平成13年 度から平 成19年 度の増減率	
人間 関係	夫 等	夫等の暴力	5647	8205	9355	9827	9585	9408	9175	51.1%
		酒乱・薬物中毒	88	68	232	68	58	34	39	0.2%
		離婚問題	2002	2233	2548	2201	2188	2117	2165	12.0%
		その他	727	732	737	655	708	711	747	4.2%
	子ども	子どもの暴力	227	259	363	316	296	276	294	1.6%
		養育不能	30	38	66	52	52	28	15	0.1%
		その他	622	690	706	637	578	549	522	2.9%
	親 族	親の暴力	191	268	324	304	309	303	315	1.8%
		その他の親族の暴力	306	111	165	218	190	196	180	1.0%
		その他	367	467	384	397	379	357	344	-6.3%
	家庭不和	631	611	542	403	366	314	280	1.6%	-55.6%
	その他の者の暴力	180	183	227	268	256	254	275	1.5%	52.8%
	男女問題	451	410	365	320	324	248	329	1.8%	-27.1%
	その他	1086	1055	857	800	785	608	500	2.8%	-54.0%
経済 関係	住居問題	370	609	479	383	391	382	404	2.2%	9.2%
	帰住先なし	1499	1414	1514	1304	1111	1130	1196	6.7%	-20.2%
	生活困窮	生活困窮	390	332	368	266	226	183	160	0.9%
		借金・サラ金	425	491	358	258	178	138	114	0.6%
		求職	208	76	107	103	89	83	68	0.4%
		その他	137	84	210	237	224	233	131	0.7%
	医療 関係	病気	155	127	111	86	140	122	52	0.3%
		精神的問題	789	662	633	513	518	459	393	2.2%
		妊娠・出産	143	147	149	136	139	151	93	0.5%
		その他	14	191	232	163	31	31	80	0.4%
	不純異性交遊	19	26	9	2	3	3	5	0.0%	-73.7%
	売春強要	41	44	63	59	85	34	33	0.2%	-19.5%
	ヒモ・暴力団関係	51	23	33	41	16	15	7	0.0%	-86.3%
	5条違反	68	37	58	14	21	17	10	0.1%	-85.3%
	人身取引	-	-	-	18	86	50	45	0.3%	-
	合 計	16864	19593	21195	20049	19332	18434	17971	100.0%	6.6%

資料:厚生労働省「婦人保護事業実施状況報告」より内閣府作成

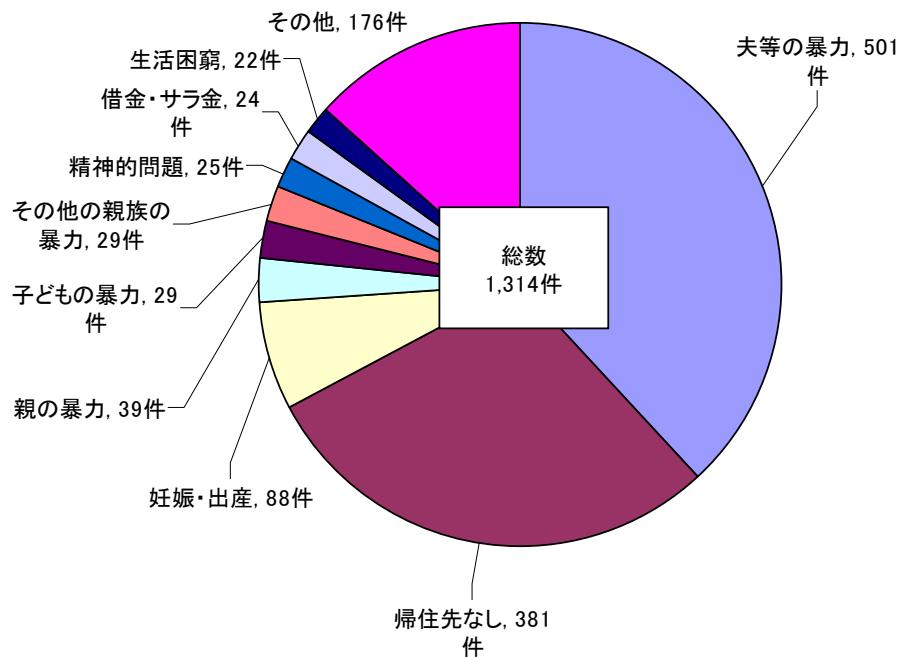
図表 71 「配偶者からの暴力」相談件数等の推移



資料:内閣府男女共同参画局「配偶者暴力支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について」

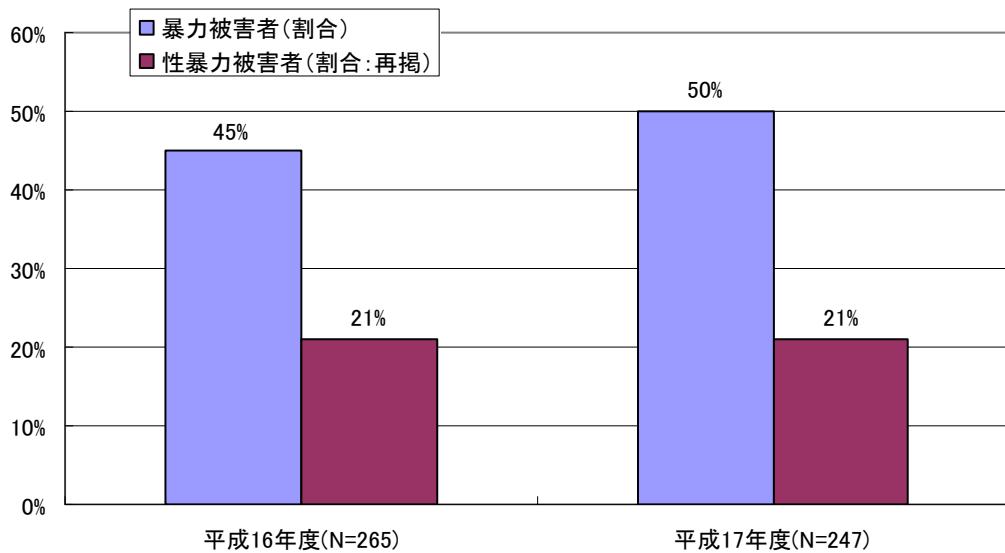
注:各年度4月から3月までの相談件数。

図表 72 婦人保護施設在所者の主訴（平成19年度）



資料:厚生労働省「婦人保護事業実施状況報告」より内閣府作成

図表 73 婦人保護施設（東京都内 5 施設）入所者（本入寮）の暴力被害経験



資料:社会福祉法人東京都社会福祉協議会婦人保護部会「婦人保護施設あり方検討会報告書より『女性福祉の砦から～生きる力を再び得るために～』」(平成 20 年 1 月 30 日)

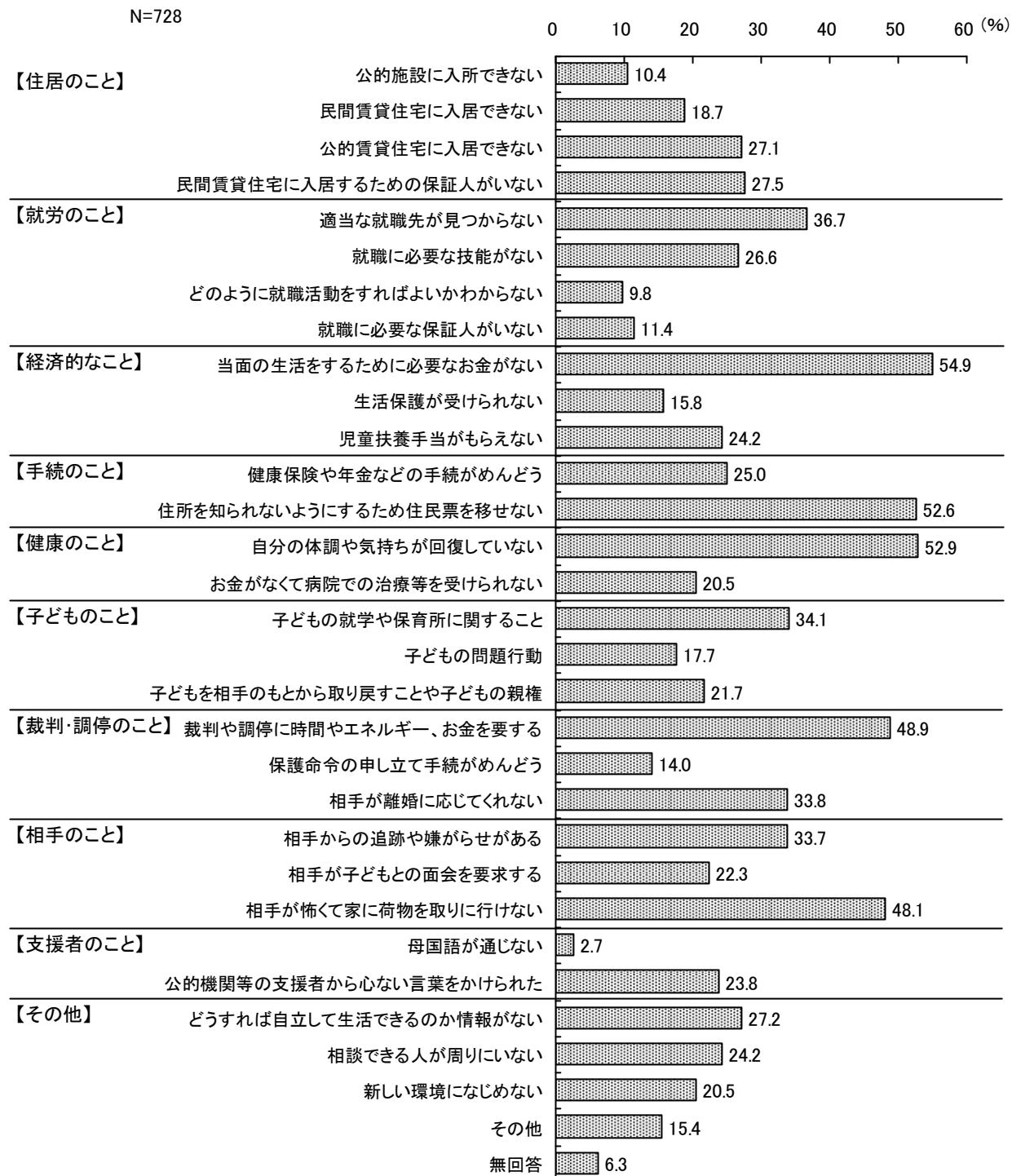
図表 74 婦人保護施設在所者の心身状況（平成 19 年度）

	人数(人)	構成比
通常の健康状態	739	56.2%
身体障害者手帳の保持	1・2級	1.0%
	3級以下	1.3%
療育手帳の保持	A	0.4%
	B	10.0%
精神障害者保健福祉手帳の保持	1級	0.5%
	2級	4.0%
	3級	2.2%
その他の病弱者	348	26.5%
合 計	1342	-
(重複障害の者(再掲))	28	2.1%
在 所 者	1314	100.0%

資料:厚生労働省「婦人保護事業実施状況報告」より内閣府作成

注:合計は、重複回答あるため在所者人員と一致しない。

図表 75 配偶者からの暴力被害者が自立生活に向けて抱える困難



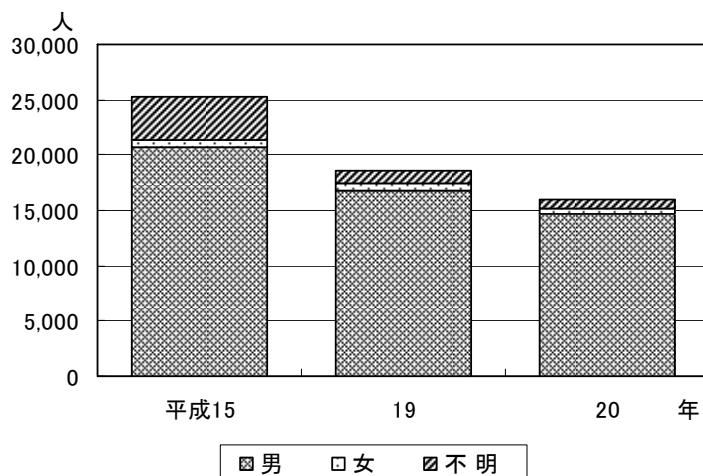
資料:内閣府男女共同参画局「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査報告書」(平成19年4月)

注1:配偶者暴力の被害者に対する、支援機関を通じた郵送調査、有効回答数799件。調査時期は平成18年10月～11月。

注2:調査対象は、「配偶者等から暴力を受けた者で、現在自立して生活している者、又は自立に向けて生活している者」で、配偶者暴力相談支援センター等を利用し、同センターから配布された調査票に記入し返信用封筒にて返送した者であるため、配偶者等から暴力を受けた者全体からみると、ごく一部であり、代表性という点では偏りがあることに注意する必要がある。

(その他の生活困難をめぐる実態)

図表 76 全国のホームレス数（男女別）



資料:厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)結果」(平成 20 年)

注 1:調査対象のホームレスは、「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者」。

注 2:目視による調査のため防寒具を着込んだ状態等により性別が確認できない者を「不明」としている。

注 3:ホームレスの定義を同調査の「野宿生活者」に加え、欧米の定義に含まれるシェルターや福祉施設等への入所者や低水準の住居に住む不安定居住者を含めた場合、そうした人々は増加しているため、ホームレス数が減少しているかどうかは疑問だという指摘もある(鈴木[2008])。

図表 77 路上（野宿）生活をするようになった主な理由（複数回答）

倒産・失業	26.6%
仕事が減った	31.4%
病気・けが・高齢で仕事ができなくなった	21.0%
労働環境が劣悪なため、仕事を辞めた	5.0%
人間関係がうまくいかなくて、仕事を辞めた	15.0%
上記以外の理由で収入が減った	2.3%
借金取立により家を出た	6.5%
アパート等の家賃が払えなくなった	12.9%
契約期間満了で宿舎を出た	2.4%
ホテル代、ドヤ代が払えなくなった	5.1%
差し押さえによって立ち退きさせられた	0.7%
病院や施設などから出た後行き先がなくなった	2.4%
家庭内のいざこざ	7.5%
飲酒、ギャンブル	6.8%
その他	17.8%
理由無し	1.6%
合計 (N=2,049 人)	100.0%

資料:厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査報告書」(平成 19 年 4 月)

資料2. 生活困難を抱える男女に関する支援機関・団体ヒアリング結果のとりまとめ

1. ヒアリング調査の概要

(1) 調査の目的

生活困難に直面している男女（主に女性）が抱える困難の実態や背景、支援ニーズ、施策の課題について把握するために、支援機関・団体等を対象にヒアリング調査を行った。特に、既存の統計情報等では把握できない実態を探るため、可能な限り個別ケースについての聞き取りも含めて、定性的な状況把握を行った。

(2) 対象機関・団体等

生活困難に直面している男女（主に女性）に対して具体的な支援活動を展開し、その実態や背景、支援ニーズ等について詳細に把握していると考えられる支援機関・団体等26団体を選定した。検討会における協議の上、公的機関と民間機関・団体の双方を含めると共に、地域性に配慮しながら、幅広い分野から選定した。

調査時期：2008年11月～2009年2月

調査対象機関・団体等の種類

分野		調査対象機関・団体等
1	婦人保護・女性相談	<ul style="list-style-type: none">・婦人相談所（中部地方）・婦人保護施設2か所（関東地方2か所）・男女共同参画センター2か所（東北地方、九州・沖縄地方）
2	ひとり親（母子家庭、父子家庭）	<ul style="list-style-type: none">・母子家庭等就業・自立支援センター（関東地方）・母子生活支援施設（東北地方）・ひとり親家庭の支援グループ2か所（関東地方2か所）
3	労働問題	<ul style="list-style-type: none">・公的労働相談機関（関東地方）・マザーズハローワーク（近畿地方）・労働団体（関東地方）・女性労働の民間支援団体（関東地方）
4	若者（ニート等）・子ども	<ul style="list-style-type: none">・若者自立塾（九州・沖縄地方）※地域若者サポートステーションも併設・地域若者サポートステーション（関東地方）・自立援助ホーム（中部地方）・定時制高校（関東地方）・全日制高校（関東地方）
5	外国人	<ul style="list-style-type: none">・外国人支援の民間機関2か所（関東地方、東北地方）
6	その他	<ul style="list-style-type: none">・福祉事務所2か所（北海道、近畿地方）・女性専用の更生施設（関東地方）・女性専用の宿泊所（関東地方）・障害者の自立生活センター（関東地方）・多重債務整理の民間機関（東北地方）

(3) 調査の方法

- ・訪問によるインタビュー調査。委託先の調査会社の調査員が訪問し、2時間程度かけてインタビューを行った。
- ・調査員を対象に、調査の手順や留意事項、生活困難を抱える男女の実情や施策の概要等に関する事前の研修を行った。
- ・一部調査項目については、調査票を事前送付し、可能な範囲で事前記入を依頼した。
- ・資料の公表に当たっては、内容についてあらかじめ調査対象機関の確認をとった。
- ・収集した事例情報については、個人が特定されないように複数の事例を組み合わせたり、年齢等のプロフィールに一部加工を加える等の処理を行って使用している。

(4) 調査内容

○支援をめぐる全体的な状況について

・機関の概要

- ① 設立年月、スタッフ人数
- ② 主な活動内容
- ③ 相談・支援の実績

・支援の対象となる人々の現状と背景について（全体的な傾向）

- ① 支援の対象となる方が抱えている問題
- ② 支援の対象となる方々の背景事情
- ③ 支援の対象となる方々の特徴、背景事情の最近の変化

※特に、女性（あるいは男性）ならではの状況や背景事情を聴取

・支援の現状と課題について

- ① 実施している支援の概要
- ② 支援に当たって留意している点
- ③ 支援を取り巻く環境について、近年変わってきたと思われること

※特に、女性（あるいは男性）ならではの状況や背景事情を聴取

- ④ 困難を抱える方への支援に当たっての課題
- ⑤ 運営資金の調達に関する現状と課題

○個別の事例について

可能な限りにおいて、過去1年間に対応した事例（入所ケースの場合は、すでに退所した事例）のうち、典型的な1～3事例について情報提供を依頼。なお、情報提供に当たっては、個人情報保護のため、匿名で居住地が明らかにならないようにするなど、個人が特定されないような配慮を依頼。

- ① 相談・支援内容
- ② 問題の背景
- ③ 具体的支援内容
- ④ 相談者のプロフィール
- ⑤ 相談者の状況、背景など

2. 結果のまとめ～生活困難に陥る背景と支援に関する課題

これは26の支援機関・団体等をヒアリングした結果であり、そのまとめを以下に記す。なお、本ヒアリングで把握されたことは生活困難を抱える人々の状況の一部にすぎず、支援につながっていない困難層も含め他にも様々な状況及び課題がありうることに留意が必要である。

(1) 生活困難をめぐる状況～困難の複合化・連鎖・固定化

ヒアリングを通じてわかったことは、生活困難な状況にある人々は、その困難が複合的に生じ、また連鎖し、固定化している状況にあるということである。

例えば、DV被害女性は、DV被害による身体的・精神的被害に加えて、DV加害者である夫等の追跡を怖れて希望する仕事に就けず、経済困窮や子どもの養育困難に陥る場合が少なくない。また、ニート等についても、いじめ等の経験が自尊感情の低下と社会からのひきこもりをもたらし、そのために教育・学習が不足し就労機会を持ちにくく、就労しても非正規雇用中心で断続的な就労ゆえにキャリアを積み上げられず困難な状況を固定化している。さらに、家庭がDVや児童虐待等で安定しない状況にあると、その子どもの教育・学習の機会が奪われ、生活困難が世代間で連鎖する状況がある。

このように、生活困難な状況というのは、ある一時点に降って湧くように生じるものではなく、その個人のライフコースの様々な場面で生じる困難が連鎖し、複合化して影響力を増し、固定化する状況にあることに留意が必要である。

(2) 生活困難の背景として共通してみられたこと

ヒアリングの結果を横断的に考察すると、生活困難の背景としていくつかの共通する要素がみられた。それらを以下に、「女性に関する問題」、「男性に関する問題」、「男女共通に存在する問題」として整理する。以下に示す問題は、ヒアリングを通じてしばしば1つのケースに重複して存在し、連鎖する問題として指摘された。

ア. 女性に関する問題

○妊娠・出産・育児等のライフイベントの影響

女性は妊娠・出産・育児等のライフイベントの影響を受けやすく、十分な支援環境が整っていないもとでは、そのための就業中断が生じやすい。その結果、離婚等に際して再就職しようとしても、ブランクの長さや就労経験が積み重ねられていないこと、さらには育児との両立を図らねばならないことなどから、選べる職域が限られてしまい、相対的に低収入で不安定な雇用につきやすい状況をもたらしていると考えられる。また、例えば妊娠による高校中退など10代の妊娠は、支援が十分にないもとでは、その女性の教育機会と就労機会を同時に奪いかねない。このような状況のもと、女性がライフコースを通じて能力開発や就労経験を積み上げにくく、世帯の扶養や支援がない場合に厳

しい状況に陥りやすいと考えられる。

○女性に不利な雇用構造

固定的性別役割分担意識や出産・育児等のライフイベントの影響のもとで女性の就業に係る行動の選択が狭まっている一方、仕事と生活の調和が図られるような働き方の浸透が不十分なために、現状では女性の雇用が非正規雇用に集中しがちな構造となっている。女性の非正規雇用としての働き方は、働き方の一つとしてパートタイム労働や派遣労働を自発的に選択する場合もある一方、身分が不安定で低収入であり、景気後退期には雇用の調整弁として扱われるなどの問題も生じやすい。

○女性に対する暴力の被害等

夫・パートナーからの暴力、性犯罪等の女性に対する暴力が、被害女性の自尊心を著しく傷つけ、様々な身体的・精神的な不調をもたらしている。そのため、その回復には一定の期間を要し、就業や社会参加を困難にしている。

被害者が外国人、あるいは障害者等の場合には、女性に対する暴力に加えて言語、国籍、日常生活能力等でのハンディを抱え、その問題解決がより難しくなりやすい。加えて、それらの人々が、そのハンディゆえに暴力被害を受けやすいという状況もある。

また、女性の性を商品化して扱う性産業の存在が、女性の尊厳を傷つけ、その社会復帰を困難にしていることにも留意が必要である。

○背景にある固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」といった性別に基づく固定的な性別役割分担意識を背景に、家庭・地域・職場における男女共同参画が十分に進んでいないもとでは、女性が希望に応じた就業継続や働き方を選択しにくく、育児等の負担が女性に偏り、雇用の場は女性により不利な構造となっている。このような状況のもと、女性は結婚・出産等に伴って就業中断や就業調整をし、夫に生計を依存しがちな構造となっており、離婚等に際して女性が自立困難になりやすい状況をもたらしている。固定的な性別役割分担意識の影響は、ニート等において女性の問題が家事手伝い等の形で潜在化し、若年期におけるキャリアや自立基盤の形成につながらないといった問題にも顕われている。また、国際結婚における外国人女性をめぐる問題の背景にも、育児や介護の女性への負担の偏りなど固定的性別役割分担意識の影響がみられる。

イ. 男性に関する問題

○男性の孤立や日常生活自立の困難

男性については、父子世帯が周囲に相談相手がおらず家事等に関する悩みを持ちやすいなど、孤立しやすく日常生活自立が困難な状況がみられた。こうした男性が孤立しや

すぐ日常生活自立が困難な問題には、家庭・地域における男女共同参画が十分に進んでいないことが背景として影響していると考えられる。

○男性役割のプレッシャー

いじめ等の生活経験がきっかけとなって社会的な不適応に悩むニート等の中でも、特に男性の方が自立に対する意識が本人も親も強く、その狭間で悩んでいるという。また、父子家庭が育児との両立のため仕事量を調整しようとしても周囲の理解を得にくい、悩みを周囲に相談しにくいといった問題も指摘されている。「男性は働くべきもの」、「男性は弱音を吐いてはならない」といった男性役割のプレッシャーが、厳しい状況にある男性をより困難な状況に追い込んでしまっている懸念がある。

ウ. 男女共通に存在する問題

○雇用構造をめぐる問題

各分野でみられた生活困難の多くには、その背景に雇用の不安定があり、労働市場における非正規化の進展とそれら非正規雇用者の身分が不安定でセーフティネットが不十分であることが、女性のみならず男性も含めて大きな影響を及ぼしていることが見受けられた。また、今般の経済環境の悪化がもたらした雇用情勢の急激な悪化の影響が、非正規雇用者を中心に雇用の終了や調整など大きな影響をもたらし、それが生活困難者を生み出していることがいくつかの団体等で指摘された。

○成育家庭をめぐる問題

婦人保護施設や母子生活支援施設等の施設入所者等の状況をみると、成育した家庭の生活困難が次世代に影響する世代間の連鎖の問題がみられる。成育した家庭が経済的な困難を抱えていたり家庭環境が安定しないために十分な教育機会を持てない問題があることに加えて、成育過程での教育・学習の不足、自尊感情の形成の不足などが、成人しても就業や社会活動に当たって不利な状況を生み出しているとの指摘もある。

○学歴の影響

婦人保護施設や母子生活支援施設等の施設入所者や生活保護受給世帯の中には、中卒や高校中退などの相対的に低い学歴の人が比較的多く、学歴での不利が選べる職域を限り、低収入な状況をもたらしやすい。

○生活上の障害（障害者手帳を持たない人を含む）

障害者、あるいは障害者と認定されていない（障害者手帳は保持していない）が知的な遅れや精神的な疾患により生活上の障害を抱える人々が、そのことによって就業の困難をはじめとした様々な困難を抱える場合がある。特に、障害者手帳はないものの生活

上の障害を抱えている人は、公的支援の対象になりにくいためより難しい状況に陥ってしまう場合がある。

○自尊感情の侵害による社会不適応

いじめ・不登校の経験を持つ人やDV被害者の中には、そうした経験によって自尊感情が著しく侵害され、社会生活に対する適応に困難を抱える人が少なくない。これらの人々は、就労自立以前に精神的な回復への支援が必要とされている。

○外国籍

在留外国人が、言語のハンディや文化的な相違のために、必要な教育や行政手続き、適正な雇用契約や支援からもれてしまい、生活困難に陥ったり社会的に不適応な状況に陥ったりする場合が少なくない。この問題は、在留外国人の子どもも含めた問題として捉えられる。

(3) 支援に関する課題のまとめ

支援団体・機関から支援に当たっての課題として出された意見についてまとめると、次のように整理される。

ア. 雇用の場の改善

女性や若者の生活困難の背景にある非正規雇用者の雇用や処遇をめぐる問題に対応するために、正規・非正規雇用者間の均衡待遇の推進など雇用の場を改善することや、短時間正社員制度、ワークシェアリングなど新たな雇用形態の普及を求める意見があつた。また、雇用が断続的になりがちな非正規雇用者について、所得補償の仕組みが不十分であるといった問題意識も示された。

イ. 教育領域と職業領域等の連携に基づく若年期の自立支援の充実

いじめやひきこもりなどをきっかけとしたニート等への支援に当たっては、教育機関だけで抱え込むのではなく、職場体験などの実際の体験を通じて成功体験を持つことで自己肯定感を回復できるような職業領域と連携した支援を充実させていくことが必要であるとの意見があった。また、アルバイト等労働者でもある高校生等の若者に対する労働相談機能、学業と仕事との両立支援の充実、10代で妊娠・出産する女性の教育と保育及び仕事の保障のあり方、中卒や高校中退の年齢層の就労支援の充実等が検討すべき課題として示された。

ウ. 相対的に低い学歴、若年の母に対する再就業等支援の充実

生活保護を受給する等の生活困難な状況にある相対的に低い学歴、若年の女性が、実

家からの援助はなくとも、子どもを持ちながら学び直しや資格取得の機会を持ち、より条件のよい仕事に就けるような支援をさらに充実していくことが必要との意見があった。

エ. 暴力被害当事者等への専門的支援体制の充実

暴力被害やいじめ経験等の生活経験を持ったことなどがきっかけで困難に陥り自尊感情が阻害されてしまっている人々については、まずは精神的な回復を支援し、当事者の持てる力を引き出すためのエンパワメントが必要とされるため、その支援体制を充実すべきとの意見があった。専門的なカウンセリング体制を強化する他、性暴力被害女性への専門的支援の仕組みについても検討を求める意見があった。加えて、在留外国人女性のDV被害に対する支援体制の強化を指摘する意見もあった。

オ. 相談機関の専門性の確立

生活困難者への支援体制を強化するためには専門性の高い相談体制が不可欠であるが、男女共同参画センター等の相談機関等における相談者や支援者が嘱託や非常勤等の非正規雇用で身分が安定せず、対応経験が蓄積されても継続して生かされないことが課題であるとの意見があった。

カ. 困難を抱える親子を支える支援のあり方をめぐる課題

DV被害者等が婦人保護施設等の施設を退所した後に母子での自立が図れるように、施設退所後のフォローアップとして、ステップハウスや母子統合のための支援、地域において相談できる居場所や支援者づくりなどの必要性を指摘する意見があった。障害があっても子どもを育てたいという人に対して、子どものケアを含めた支援を求める意見もあった。また、父子家庭の孤立や支援の少なさを懸念する意見もみられた。

キ. 国際相談体制の整備

国際結婚の増加、並びに在留外国人の増加に対応して、在留外国人の生活相談や国際離婚の手続き等も含めた国際相談の体制の整備が課題であるとの指摘があった。自治体によって異なる支援に対する意識や仕組みの統一を求める意見もあった。

ク. 在留外国人とその子どもに対する教育や情報提供機会の充実

在留外国人とその子どもに対して、日本語の理解が進むような教育や情報提供の機会を充実させていくことが重要であるとの指摘があった。

ケ. 困窮世帯の子どもの教育機会の確保

生活保護世帯やその他生活困難を抱える世帯の子どもの教育機会が保障されるよう

進学・学習に関する支援等の重要性を指摘する意見や修学資金の貸付等の充実を求める意見があった。

サ. 支援チャネルの多様化

経済的な自立のみならず、社会参加や社会関係づくりなども含めて自立を捉え、地域のNPOや企業等との連携のもとで職場体験やボランティア体験等の場づくりを進めることの効果が指摘され、これらの取組により支援の対象となる人が活動するチャネルを拡げていくことが必要との意見があった。

シ. 制度の狭間への対応や個人のニーズに応じた一貫した支援の必要性

生活上の障害があるとみられるが障害者手帳を保持していないために支援の対象にならない人など、制度の狭間に陥る支援ニーズが多くなっており、その問題への対応の必要性を指摘する意見があった。また、各種の支援制度が要支援者の状況や時期に応じて細分化し、縦割りになっているため、個人のニーズに対応した支援が断片的になってしまっている問題についても指摘があり、個人を一貫してフォローし支援する仕組みが必要との意見があった。これらの課題解決に向けては、制度間の連携や体系の見直しのほか、NPOや企業等の民間機関との連携による柔軟な共助の仕組みの構築が必要との意見もあった。

3. ヒアリング結果の詳細

(1) 支援の分野別にみた生活困難を抱える人々の実態

ア. 婦人保護・女性相談

婦人保護・女性相談の現場では、DV関連相談が全体の6割を占める相談機関がある。また、DV相談が全体の3割程度の相談機関でも、深刻な身体的暴力の相談と精神的暴力の相談の増加、そして精神的に不安定な人の暴力被害の相談の増加が、報告されている。経済的な問題では、「住むところがない」等の切羽詰まった相談や、離婚したいが経済的自立が困難という相談の多さが報告されている。このように相談現場では、複合的な問題への対応に追われている。婦人保護施設入所者の多くが親からの暴力、DV、性犯罪被害などの暴力被害経験を持ち、重複・複合して被害を受けることも少なくなく、心身に重大な影響を及ぼしている。生まれ育った家庭機能が、離婚・再婚、DV、親からの虐待などで不全な状態であった場合も多く、生活困難の世代間連鎖がみられるという指摘もある。生活上の障害を持つ人（障害者手帳を保持しない人も含む）、相対的に低い学歴の人も多く、日常生活能力が不十分であったり就労機会を持ちにくかったりするため、自立に向けた道のりが困難な女性がみられるとの指摘もある。また、DVを受

けていても経済的困窮を怖れて保護を求めるのが遅れるケースがあること、DVの保護命令期間を過ぎた夫等からのいやがらせが自立を阻む場合があることについての指摘もあった。

【意見の例】

- ・配偶者からの暴力に関する相談が増加している。暴力の問題では、身体的な暴力の相談が多く、身の危険を感じるような暴力が増えている(顔中あざだらけで来所する人も珍しくはない)。(婦人相談所)
- ・生活の困窮については住むところがない、家賃が払えないといった、切羽詰まった相談が多いが、中には、生活保護を受給して、保証人協会を利用し住居を借りることもできる場合もあるので、福祉事務所と協力して住居確保の援助をしている。(婦人相談所)
- ・DV 関連相談がほぼ 6 割を占めている。次に多いのが就職・就業をめぐる相談。離婚したいが経済的自立が困難である、という相談も多い。(男女共同参画センター)
- ・相談者が抱える問題として DV 等の暴力の問題が多く、対応に追われている。DVへの対処方法(一時避難、警察、配偶者暴力相談支援センター、弁護士対応)についての相談内容を受けている。(男女共同参画センター)
- ・入所者の多くが夫等からの暴力被害経験を持ち、心身に深刻な影響をもたらしている。(婦人保護施設)
- ・暴力被害経験者は、親による暴力(性暴力、暴言等も含む)、DV、性犯罪被害など、小さいときから暴力を受け続けて自尊感情を大きく侵害され、精神的に不安定な人も少なくない。暴力への無力感、解離症状、様々な身体的な症状を訴える場合も多い。(婦人保護施設、男女共同参画センター)
- ・婦人保護施設の利用者の生育歴をみると、両親の離婚・再婚、DV家庭、親からの虐待など、家族機能が不全な状態で育った人が多く、中でも離婚家庭に育った人は非常に多い。少数だが両親との関係が良好な人もいるが、夫によるDV被害からの追跡を避けるため、実家に戻れないケースなどもある。(婦人保護施設)
- ・母子家庭の貧困化は近年益々進行している。生活のために昼夜働く母親には、家庭を省みる余裕はなく、結果、子どもの食生活やしつけなどに支障をきたしている。親の目の届かない子どもが、寂しさから問題ある交際を経て、妊娠に至ってしまう例も多い。貧困の世代間連鎖は根強い問題で、貧困が原因で婦人保護施設で生まれた子どもが、大人になり母親同様に婦人保護施設で出産するケースもある。(婦人保護施設)
- ・婦人保護施設の入所者の中には、障害者手帳を保有する障害者のほか、手帳は持たないが知的な遅れや精神的な問題を抱えたり、病弱等により生活上の障害を持つ人が少なくない。(婦人保護施設)
- ・知的障害、発達障害がある方が、特別な支援に結び付いてこなかったケースも少なくない。だまされやすいため管理壳春の被害にあいやすい。(婦人保護施設)

- ・学歴は、中卒から大卒までさまざまだが、中卒と高校中退が半数近くと多く、子育てをしていく上で低学歴による就労困難など様々な問題が生じると考えられる。また、中学を卒業はしていても、実際は殆ど通っていなかった人も多い。入所者には中卒や高校中退が多く、再び高校に行きたいという希望を持っている人もいるが、母子家庭の母親が母としての役割を果たし、働き、高校にも行くということを行なうことはきわめて困難。（婦人保護施設）
- ・性産業に従事していた後に保護される女性も少なくないが、その背景には貧困や成育家庭における性暴力被害の影響がみられる場合が少くない。（婦人保護施設）
- ・無断退所者やリピートして戻ってくる人もある。（婦人保護施設）
- ・離婚をしたいが、離婚後の生活（就職、経済的なこと）に不安を抱き、なかなか離婚できない状態の相談が多く、経済的自立に向けての支援を試みるも、自尊心が低く、精神的に追い詰められた状態での相談が多い。（男女共同参画センター）
- ・経済的困窮を恐れて、DV等で肉体的・精神的ダメージを受けたり家庭崩壊したりしても離婚せず我慢し続け、保護を求めるのが遅れるケースが多い。（母子生活支援施設）
- ・暴力被害者等の保護命令期間の6ヶ月は短い。6ヶ月を過ぎるのを待ついやがらせや仕返しをする夫がいる。自立しようと正社員になつても職場に対してもいやがらせをするケースがあり、正社員として定着できない。（婦人相談所）

【ケース事例】

DV被害：内夫の執拗なつきまといで自立困難

40代女性、子ども2人（いずれも未就学）

内縁の夫のDVから逃れ、他県の施設に入所していたが、内縁の夫が母子を探し回り、保護命令の期間が過ぎると近寄る。長時間にわたる執拗な嫌がらせの電話もある。パート就業をしたいと思うものの、内夫の追跡が怖くてできない。

性交渉の強要、無計画な妊娠・出産

20代女性、子ども4人（すべて未就学）

夫からの暴力行為に耐え切れず、行政に相談。警察署、児童相談所と協議し、DVケースとして対応したケース。高校中退者。夫から性交渉を強要され、無計画に妊娠・出産を繰り返してきた。本人は夫の暴力を恐れ拒否できない状況に置かれていた。夫からの暴力に耐えきれず行政に訴え出て一時保護。妊娠中で今後の自立を考えると中絶を希望したが、中絶手術の費用の調達に苦労し、最終的には民間支援団体からの借金で対応。

性産業に従事、妊娠・出産による保護

20代女性、未婚

幼少時に性的虐待を受ける。性産業で働き、妊娠が判明するが、受診費用も中絶費用もないため、産気づいて救急車で搬送され出産。婦人保護施設で母子の生活をスタートするが、知的障害・精神障害があり指導を重ねても育児ができなかつた。本人から母子分離の申し出があり、子どもは乳児院へ。

児童期からの被虐待経験から性非行

10代女性、未婚

母子家庭に育つが、児童期から家にたびたび来る親の知人から性暴力や身体的暴力を受けていた。中学生時代は知人が来るのが嫌で家出を繰り返し、「援助交際」もしていた。妊娠、交際相手宅で出産。救急搬送後に婦人保護施設に措置される。長期間にわたる性暴力、虐待を受けてきたため感情鈍麻、解離などみられた。子どもへの思いは強いが、生活面でスキルが低く、退所後母子生活支援施設に入所し、支援を受けながら育児を続けている。

イ. ひとり親（母子家庭・父子家庭）

母子家庭については、離婚による経済的困窮の問題を抱えるケースが圧倒的に多い。その背景には、結婚生活における夫への経済的な依存、就労経験が少なく育児等との両立のために選べる職業が限られてしまい低収入になりがちであること、夫からの養育費支払いが少ないことなどがある。また、低収入の職にしきつけない中で、長時間労働や二重就労をせざるをえず、そのために身体をこわしたり、子どもに時間的にも精神的にも十分に対応できないといった問題が指摘されている。

父子家庭については、離婚後に育児との両立による転職等により収入が減るケースがあること、悩みもあると考えられるが周囲に相談相手がおらず公的支援の対象になりにくいため孤立してしまうことを懸念する意見があった。

【意見の例】

- ・離婚による経済的困窮の問題を抱える人が圧倒的に多く、就労支援が主である。収入のあてもなく離婚し、経済的な困難を抱える人がかなり多く相談に訪れる。（母子家庭等就業・自立支援センター）
- ・主婦が働くのは家計補助のアルバイト感覚であり、家計は夫が支えるのが当たり前という考え方方が背景にある。しかし、家計を女性一人で支える場合に、パート仕事にしか就けないと、ダブルジョブ・トリプルジョブを選ぶことになり、肉体的にも精神的にも過酷となる。従って、ひとり親で働く女性は経済的に困窮しやすい。（母子生活支援施設）
- ・女性の雇用の中でも、ひとり親に厳しい状況がみられる。低収入のパート等で限られた時間の就労にしきつけず、そのためにダブルワークを重ねる。雇用保険の適用除外

の場合もあり、正社員での就業に向けて職業訓練等の準備をする余裕もない。（公的労働相談機関）

- ・一般的に、母子家庭の母親に就職の希望条件を聞くと、しばらく仕事をしていなかつたということや、子育てとの両立のために、パート希望が多い。もしくは正社員でも就労時間は9:00～17:00など。ほか、自宅から近い場所がよい、事務職がよい、土日は休みたい、など。しかし、勤務時間や職場などは希望に合った募集が少ない。（母子家庭等就業・自立支援センター）
- ・母子家庭に関するNPOの会員調査では、1割程度が二重就労を行っている。二重就労は近年増加しているのではないかと感じている。（ひとり親家庭の支援グループ）
- ・養育費未払い問題については、具体的な取り決めをしないまま離婚した人、取り決めをしていても男性側が支払わないなどがある。親の援助がない人の場合には、バックアップ体制がないため就労先を早急に決める必要がある。（母子家庭等就業・自立支援センター）
- ・夫からの養育費をもらっている人は少なく、養育費算定表の活用や、強制執行後の給与からの天引きなど制度は整いつつあるが、実際の強制執行は少ない。（ひとり親家庭の支援グループ）
- ・子どもが大きくなるにつれて教育費・食費等の負担が増し、子どもの反抗や問題行動を受け止める余裕が、時間的にも精神的・金銭的・人脈的にも存在しない場合も少なくない。（ひとり親家庭の支援グループ、母子生活支援施設）
- ・母子生活支援施設の全ての入所者は経済的な困窮を抱えている。結婚生活では生計を夫に依存していたケースが殆どで、離婚後はとたんに経済的に困窮し、また住むところもなくなる。（母子生活支援施設）
- ・母子生活支援施設の入所者は、学歴は高卒がいちばん多く、次いで中卒が多い。（母子生活支援施設）
- ・貧困家庭で成育した相談者が多く、貧困が貧困を生むケースも多い。親から愛情を注いでもらえない家庭環境だった相談者も多い。その場合、自尊感情が不足し自己否定をする、さらには母子の愛着形成がなされていない。結果的に子どもを虐待してしまう。こういった貧困や親の愛情不足が背景となり、育児や家事等の家庭機能の維持能力や対人コミュニケーション能力が不足している相談者が多い。成育過程で十分な学習をしていない相談者も多い。就労を有利にする為の資格取得などは、学習能力の面でも、経済的負担の面でもハードルが高い。結果的に低賃金パート労働にしか就けない。（母子生活支援施設）
- ・父子世帯も悩みがあるとみられるが、周囲に相談者がいなかったり、公的支援等の対象になりにくかったりすることで、孤立てしまっていることが懸念される。（ひとり親家庭の支援グループ、マザーズハローワーク）
- ・母子家庭と比較して父子家庭の収入は高い傾向にあるものの、離婚後収入が減るケー

スも多い。父子家庭は周囲が実情を知らず理解を得にくい傾向があり、今までこなしてきた残業等を断れず、最終的には残業の少ない部署へ移動願いを出す、もしくは、残業のない仕事に転職する、などで収入が減り、生活が苦しくなるケースもある。(ひとり親家庭の支援グループ)

【ケース事例】

無職期間が長く再就職に不安を抱える母子世帯

40代女性、母子世帯（子ども1人：小学生）

離婚後間もなく、子どもと二人暮らし。児童扶養手当と貯金を切り崩して生活。養育費を受けておらず、収入のあてがない。結婚当初は夫が自営する会社の事務経験があるが、無職の期間が長く、働くことに不安を感じている。働きたいという気持ちが大変強いが、フルタイムで働くには自信がなく、パートで体を慣らしながら働いてみたいと希望。また、自分はどんな仕事がしたいのかもわからない。

経済困窮で離婚、就労経験少なく就職困難

30代女性、母子家庭（子ども1人：未就学）

夫の仕事が安定せず経済困窮で離婚。養育費を受けておらず、収入のあてがない。実家に戻ろうとしたが、世間体を考え父親に反対される。子どもとの生活のため事務職の仕事を希望したが、工場でのパート勤務程度の就労経験しかなく、パソコンも使えなかったため、就職が難しい状況になっている。

ダブルワークで体調不良の母子世帯

40代女性、母子世帯（子ども2人：中学生、小学生）

現職では時給が低く、残業も多く、重い荷物の運搬や販売の業務もある。一日中立ち仕事で、子どものための休みでさえ取りにくい。土曜日も別の職場で働いているため子どもとの時間もなかなか取れない。現職では正社員登用の道はなく、残業も多く体調も崩しがちである。

軽度の知的障害で生活能力低く自立困難

40代女性、母子世帯（子ども2人：高校生、未就学）

2度目の離婚。姑との折り合いが悪く、軽度の知的障害で生活能力も低いなどのことから、夫からDVを受け遭棄された形。家事一般はこなせるが、金銭管理ができない。節度を欠く行動やコミュニケーションがみられ、就労しても長続きしない。幼少時に児童虐待を受けており、自尊意識が低い。気持ちを抑えきれず自分の子どもに対しても虐待する傾向。

ウ. 労働問題

労働条件の不利益変更などの相談が非正規雇用を中心に多いとの指摘がある。さらに非正規雇用の不安定さに関しては、パート主婦等の女性特有の問題であったものが、非正規雇用でありながら家族を養わなければならない人が増加傾向にあり、仕事の内容も責任も同じなのに給料が違うことに不満を抱く非正規雇用者が増えている、「日雇い派遣」については一度選ぶと抜け出せにくくなる、非正規雇用での就業はキャリアだけでなく人間関係形成の能力の積み重ねも妨げてしまうといった指摘もある。昨今の情勢として、経済環境の悪化から企業経営が悪化し、そのしわ寄せとして非正規雇用者の勤務時間削減や雇い止めが生じているという指摘もある。

女性労働をめぐる問題としては、育児との両立、育児等に伴う就業中断からの再就職時の制約、社会保障制度等における扶養範囲との兼ね合いなどで女性は非正規雇用を選びがちであるが、そのことで不景気時などに容易に仕事を失いややすく、生活困窮に陥りやすいという問題がある。また、セクシュアルハラスメント、妊娠を理由とした解雇などの問題も指摘されている。

【意見の例】

- ・正規・非正規ともに、相談のトップは人間関係の問題（いじめ、人間関係、パワーハラスメント、セクシュアル・ハラスメント等）、次いで、労働条件の不利益変更に関する訴えが多い。特に不利益変更に関しては、非正規雇用者の方が割合は高い。（女性労働の民間支援団体）
- ・最近の相談の大きな特徴は二つあり、その一つは非正規の労働者の相談が増えていること。もう一つは、会社の経済的理由からトラブルとなるケースである。特に昨年の秋10月以降は、あっという間に大きく増えている。特に増加しているのは、経済環境の悪化から会社の経営が苦しくなり、パートタイマーが勤務時間を減らされたり派遣社員なら雇い止めが起きている。（労働団体）
- ・女性はもともと正社員であっても給料が男性より低めなので、派遣の方が時給は高いイメージがあり、母子家庭や一人暮らしの女性などは選びがちである。しかし、近年の不景気などで企業の業績が縮小すると、派遣社員として職場に行っても仕事がなくて、今日は帰って良いなどと言われ続けるうちに生活が困窮してしまう。（女性労働の民間支援団体）
- ・特に女性が多い登録型派遣で深刻な状況が生じている。登録型派遣の場合は、派遣契約が切れると派遣元との契約も切れることが多く、派遣先を失うことで給与が途切れ、生活困窮に陥るリスクが高い。派遣社員の賃金が低いことも影響して、経済的な困窮に陥りやすい。（公的労働相談機関）
- ・男性についても、就職氷河期に仕方なく派遣社員として就職した若者が、特にIT関連業界などでは過酷な労働環境に置かれ、厳しい状況になっている。（公的労働相談機関）

- ・非正規雇用者としての就業を断続的に重ねていく中で、職場で人間関係をつくっていく経験を持てず、社会人として人間関係を形成していく能力が高まらないといった問題も引き起している。（公的労働相談機関）
- ・正社員として就業していた男性も、昨今の経済環境の悪化の影響を受けて、特に外資系の企業を中心に中高年の解雇の相談が増えている。（公的労働相談機関）
- ・パート労働は主婦の家計補助と位置づけられ、賃金が低くても夫の扶養範囲に収まっている方が良いと捉えられてきたが、昨今の労働環境の変化により、その賃金で自分や家族を養わなければならない非正規雇用者の割合が増加している。労働時間や勤務内容がほとんど同じなのに、賃金が半分以下という相談が多い（女性労働の民間支援団体）
- ・現在はパートタイマーでも残業があり、有給休暇が取れない、正社員と同等の仕事を任せられ、目標管理をさせられ、転勤もある、それでいて賃金は上がらない。長時間労働を強いられるので、パートでありながら、時間的、体力的余裕がない。（女性労働の民間支援団体）
- ・相談者は子育てをしている人なので、日曜・祝日が休みで残業のない仕事や家の近くの職場を希望しているため、条件にあった仕事をみつけるのが難しい。仕事をやめてブランクがあるため、履歴書の書き方がわからないなど何から始めて良いかわからない人が多い。また、スキル（パソコンの操作など）がないため自分の適職がわからないし、やっていけるかの自信がない。（マザーズハローワーク）
- ・生活に困窮して、てつとり早く賃金を得るために日雇いを選ぶと、そこから抜け出されなくなる人が多い。正社員になると、最初の1か月は給料が出ない。そのためには就職支度金が手元になければならない。（女性労働の民間支援団体）
- ・相談内容には、職場におけるハラスメント（暴言、いじめ、人間関係の問題、パワーハラスメント、セクシュアル・ハラスメントなど）が多く、精神的な苦痛を訴える相談者が非常に多い。3人に1人は、精神的に鬱な状態である。（女性労働の民間支援団体）
- ・セクシュアル・ハラスメントは正社員よりも派遣社員等の非正規雇用者の方が被害の相談が多い。（公的労働相談機関）
- ・近年、メンタルな問題を抱える人々の労働相談が増えている。仕事の上での効率性を求められる一方、人減らしが進む中、仕事がきつくなつてメンタルな問題を抱える人々が増えている。これらの人々は一度不調になると社会復帰先がなかなかなく、悪循環に陥りやすい。特に、母子家庭の場合などは、休んで治療する時間もなく厳しい状況に陥りがちである。（公的労働相談機関）

【ケース事例】

企業業績の悪化による派遣契約の打ち切り

50代男性、既婚

製造工程の派遣社員として3年近く働いていたが、経済環境の悪化により徐々に減産傾向になり、3か月ごとの契約であったものが1か月契約に変更され、最後は契約打ち切りとなった。1か月の給与補償はされたものの、その後の収入の当てがない。雇用契約が書面としての取り交わされず口頭で行われていた。

セクシュアル・ハラスメントの被害による失職

30代女性、一人暮らし

職場におけるセクシュアル・ハラスメントの被害による後遺症でパニック障害になり、体調不良によって失職。近くに頼れる家族がおらず、医療機関に自らアクセスできず救急車搬送。生活費の困窮にも陥る。

妊娠による住居つき派遣の解雇

20代女性、一人暮らし

派遣会社の寮に入って派遣雇用で働いていたが、妊娠していることがわかり、退寮しなければならなくなってしまった。手持ち金もないため、実家に帰れず保護を求める。本人が幼少時に母親が亡くなって父親の就業も安定せず、児童養護施設で成長しており、たとえ帰れても実家には頼れない状態。

エ. 若者（ニート等）・子ども

若者自立塾や地域若者サポートステーション等の若者の自立支援の現場では、支援につながるのは男性が圧倒的に多く、女性の問題がみえにくい。その背景には、本人並びに保護者の自立に対する意識が男女間で違うこと、女性は家事手伝い等の形で問題が潜在化しやすいことがあるとの指摘もあった。女性の中でも支援につながる場合には、比較的若いうちから自ら行動するものの、正社員経験がない非正規の割合が高く、自立の道筋が見えないことに苦しんでいるという意見があった。

また、自立に困難を抱えるニート等の多くが、いじめ、不登校などの人間関係での挫折経験を抱え、対人関係やメンタル面での問題を持ち「社会に通用できないのではないか」といった漠然とした不安を抱えており、その払拭が支援の第一段階として必要との意見があった。

他方、親の倒産やリストラに伴う失職や離婚、病気などによる経済的困難により、高校時代に働きながら学ぶことを余儀なくされる子ども、教育費負担ができないために高校を辞める子ども、児童虐待などがあり家庭環境が安定せず基本的な生活スキルが身につかず施設での支援を必要とする子どもの問題も指摘された。子どもの問題の背景には家庭環境の不安定さや親の教育経験が関係しているという意見や、親からの進学・就職のプレッシャーが男子に強く女子の中退率の方が高いといった傾向も指摘された。また、

定時制高校に通う子どもは、全日制高校に比べて就職内定率が低く、不安定雇用に就く割合が高いといった問題も指摘された。

【意見の例】

- ・若者自立塾や地域若者サポートステーション等の若者の自立支援の現場では、支援につながるのは男性が圧倒的に多い。女性の場合、男性に比べて、自立を求める本人及び親の意識が弱く、女性は家事手伝い等の形で問題が顕在化しにくいため、支援に結び付きにくいという課題がある。(若者自立塾、地域若者サポートステーション)
- ・地域若者サポートステーションの利用者の状況を男女別にみた場合、女性の相談者は圧倒的に正社員経験がない非正規の割合が高い。ただし、女性の方が比較的若いうちに来所するケースが多い。女性は周りから言われて来るよりは、自分の意思で来る割合が高い気がする。また、比較的まじめな方が多く、女性も社会人として自立しなければならないという価値観を持つ人が多い。しかし、自立したいがその道筋が見えないということで苦しんでいる。一方、男性は就労していないことに対する親や親戚など周囲の圧力に押される形でサポートステーションの存在を知って来所するケースが多い。(地域若者サポートステーション)
- ・ニート等のきっかけは、学校時代にいじめ、ひきこもりなどの挫折体験が多く、漠然と「社会に通用しないのではないか」という不安感を過剰に抱えているケースが多い。貧困、離婚を背景に家庭環境が安定しない場合に問題が深刻化しやすい。また地域の人間関係が弱くなったり、職場で先輩が後輩を指導するという構図が薄れたりする中で、学校でうまくいかなくてもその他の場で認められる体験を持ちにくくなっている。(若者自立塾、地域若者サポートステーション)
- ・相談で多いのは対人関係やメンタル面での問題を抱えている人。精神疾患とも重なつてくるが、とにかく対人関係が苦手という人が多い。また、精神的な疾患を抱えていて回復しつつある状態にあるが、このままフルタイムで働くのは厳しいという人。病気という状況ではないが精神的に不安定であったり、自信がなかなか持てなくて先に進めないという問題を抱えている人もいる。精神的な疾患を抱えている人は、全体の約3割くらい。(地域若者サポートステーション)
- ・定時制高校では、倒産、病気、母子家庭、外国籍といったことが背景にある親の貧困が原因で、働きながら学ばざるをえない状況にある子どもが近年増えているように感じる。進学を希望しても、奨学金枠の少なさや入学時やその後の費用を工面できない等の理由で、進学を断念したり入学しても途中で辞めてしまったりするケースが少なくない。また、定時制高校に通っている過程でも、約半分が働くことと学ぶことの両立の困難などから、卒業せずに中途退学してしまう現状がある。(定時制高校)
- ・授業料免除の割合が増え、進学する費用を出せない子どもも増えている。親の貧困が影響していると考えられる。(定時制高校、全日制高校)
- ・定時制高校の就職内定率は全日制に比べて低く4人に1人は就職できていない。また、

不安定雇用に就く割合が全日制に比べて高い。(定時制高校)

- ・生徒の4分の3はアルバイトをしている。生活に困っている家庭の子が多く、バイトで授業料等を払っている子もいる。父が病気になり、保険未加入のため入院費を稼がないといけない、と言って辞めた子がいる。(全日制高校)
- ・行動に問題のある子は、ほとんどが家庭に問題を抱えている。子どもの状況には、親の教育経験とも関連性が見られる。親本人が中退を経験している場合、子どもの中退を引き止めることが難しい場合がある。(全日制高校)
- ・親が明らかに意識して男子の方に進学、就職のプレッシャーをかける傾向がある。中退率は女子が高い。学校で少し人間関係がこじれると、バイトの方に行ってしまうことがある。(全日制高校)
- ・自立援助ホームに来る子どもたちの多くは被虐待の子ども達、ネグレクトされた子ども達であり、心の奥底に人間不信、大人不信を抱え、保護された施設等での生活集団にもなかなか適応できずにそのまま社会に飛び出して、失敗し、行き場がなく入ってくる。家庭環境が安定していなかったため、基本的な生活スキルが身についていない、人間関係がうまく作れない、社会の仕組みがわからないなど、社会性に乏しい。(自立援助ホーム)

【ケース事例】

いじめ、不登校からニート

20代前半の女性、未婚

生まれ育った家庭では父親から母親へのDVがあり、常に父親の顔色をうかがう生活で、対人関係に恐怖心を持つ。中学においていじめられ、不登校。高校は入学そもそもなく通常登校ができなくなり退学。その後、通信制の単位制高校へ転学し卒業。対人交流に困難があり、アルバイト就業するも長続きしない。今までの仕事は庶務のバイトや派遣などにとどまっている。雑用ばかりでスキルの積み上げにならず、自信もなく次の仕事も考えられない。母親への依存傾向が強く、不満を爆発させ暴力にいたることもある。不眠、焦燥感があり、メンタルクリニックにて通院加療し投薬も受けている。

親子共に精神疾患を抱え就業困難

30代前半の男性、未婚

貧困家庭に育ち高卒。父親は借金を抱えて失踪、母親は過労から精神疾患を発症。本人は未経験ながらIT業界に就職し、父親の借金を返済。エンジニアとなるも大手からの下請業務を行う企業であり、低賃金・過重労働で自宅にも帰れないほどとなり、うつ病となり退職するに至った。本人のうつ病は徐々に回復してきたが、母親の面倒をみてくれていた親戚が死亡し、母親の一切の面倒を本人が看ることにな

った。正社員での就業を希望して就職活動しているが、なかなか決まらない。

親の経済困窮により子どもが働きながら高校通学、専門学校を中退

10代後半の女性、未婚

経済的な困窮のため、本人もスーパーで最低賃金水準で働きながら定時制高校に通学。成績優秀なため専門学校の奨学金を得て進学するものの、専門学校で入学時や定期的に必要になる教材費等を負担できず、途中退学。

オ. 國際結婚、在留外国人とその子ども

在留外国人の相談としては、國際結婚の場合、文化・価値観の違い、コミュニケーションの困難さ、DV、親の介護負担の重さ等を理由とした離婚に関する相談が多く、離婚後の生活自立に向けた支援を必要とするケースが多くみられる。DVの背景には、國際結婚がスタート時点から夫側が妻の在留資格を左右する力を持っていることなども影響していると考えられる。離婚後は、子どもの親権を得ることで在留資格を得て定住する人も多く、就労自立や子どもの養育に関する問題が生じている。

在留外国人の子どもをめぐっては、不就学、学校における日本語理解などをめぐる問題があり、親が母国の子どもを比較的大きくなつてから呼び寄せるケースで義務教育後の教育をどう保障するかという問題もある。

在留外国人は日本語がしゃべれるが読み書きができない場合も少なくなく、手紙や書類が読めず手続きができないことなどから、子どもの学校関係でのつまづき、雇用契約時の不利などが生じているとの指摘もある。

【意見の例】

- ・離婚に関する相談が最も多く、「離婚した場合は日本に残れるか」、「経済的に自立できるか」、「子どもの親権はどうなるか」、などの相談が多い。離婚したい理由は、日本の家庭に馴染めない、コミュニケーションがとれない、自由にできるお金をもらえない、家庭に居場所がない、夫に内緒の借金があった、など。(外国人支援の民間機関)
- ・母国での貧困が背景にあり、斡旋業者を通じて日本人と結婚したが、夫との年齢差によるコミュニケーションギャップに加えて感覚の違いが大きい、親の介護の世話が大変、などの相談もある。DVをきっかけにシェルターへ逃げ、子どもの親権を得て離婚し、日本での在留資格を得て、生活保護を受け生活をしていくパターンもある。(外国人支援の民間機関)
- ・夫からのDV問題で駆け込んでくる外国人女性も多い。離婚前の人人はDV被害、離婚後は生活困窮による就労相談が多い。離婚者はほぼ全員が養育費等をもらっていない。(外国人支援の民間機関)
- ・婦人保護施設に入所する外国人の例では、子どもができたが結婚に至らず1人で出産

したケース、妊娠後に日本人夫からDV被害を受けたケースなどがある。（婦人保護施設）

- ・国際結婚は、スタートの時点から夫側が妻の日本在留資格を左右する力を持っている。従って、外国人妻に対しての不満が大きくなると、高圧的な態度でDVに及ぶケースが多い。（外国人支援の民間機関）
 - ・日本語は片言でしゃべれるが読み書きができない相談者が大半。書類や手紙を読むことができないので、各種手続きができない、お知らせがわからない、などの相談が多い。読み書きができないことで、職業斡旋業者の紹介で日本に来て就業したが、低い給料（例えば13万円）から更に渡日費用や宿泊費などが引かれ、日本ではとても生活していく額しかもらっていないなど働いている企業と金銭的なトラブルも発生している。（外国人支援の民間機関）
 - ・子どもに関しては、妻からは母国に残してきた子を日本に呼び寄せたい、夫側からは妻が本国に子どもがいることを隠していた、などの相談がある。また、本国から子どもを連れてきた場合、教育の問題が出てくる。義務教育までは受けられるが、16歳以上の子どもの中学への編入学は認められず、高校への編入学も18歳以上になってから来日した子どもは言葉が障害となって、教育の機会が与えられないこともある。
- （外国人支援の民間機関）

【ケース事例】

婚姻届を出さず家に閉じこめDV

20代女性、子ども2人（いずれも未就学）、外国籍（フィリピン）

故国に仕送りするために不法滞在で働くが、結婚。しかし、夫は実際には婚姻届を出すと言いつながら長期にわたって届を出さず、子どもも認知しなかった。在留資格を与えないようにして、家に閉じ込めていたような状態で、本人と子ども達に対する暴力（うち一人の子には性暴力）を頻繁にふるった。一時保護し、母子の健康管理（病院受診付き添いや保健師による指導）、入国管理事務所への同行支援、今後の処遇についての相談を行う。

コミュニケーションの困難・DV等による離婚

20代女性、子ども1人（未就学）、外国籍（中国）

斡旋業者を通じて日本人と結婚。生活は困窮しないが、夫と年齢が大きく離れている上、日本語ができないのでコミュニケーションが取れない、夫の親の介護、前妻の子どもの面倒をみないといけない、自由な外出ができない、などで生活に悩んでいた。夫からの暴力も受け、子どもをつれてシェルターへ逃げ、弁護士を立てて離婚が成立。中学中退のため、事務等の職はつけず、夫からの養育費支払いもないため、生活保護申請して単純作業のパートにつく。基本的な生活能力に欠け、子ども

への食事の与え方などについても指導が必要。

DVで国際離婚を求める日本人女性

20代女性、既婚、子ども1人（未就学）、日本人

国際結婚したが夫の暴力が原因で離婚を望む。しかし、子どもが他国の生まれで、生後3ヶ月以内に日本側に出生届けを出さなかったために、日本国籍留保の手続きがされておらず、日本の協議離婚の手続きを進められない。また、日本人の母が単独親権をとらなければ、子どもの日本への帰化手続きができない状況にある。よって、家庭裁判所での調停離婚が必要であり、法テラス制度などを利用し、バイリンガルの弁護士に離婚調停を依頼。離婚はまだ成立しないまま、児童扶養手当も受給できず、相談者はパートを2つ掛け持ちして生活。

力. 生活保護

勤労世代の中で生活保護を受給する率は母子世帯において高く、地域産業の衰退により景気が悪化している地域では生活困窮をきっかけに離婚し、結果として生活保護に至るケースも増加している。生活保護受給母子世帯の就労率は高いものの、育児との両立等のため、あるいは相対的に低い学歴の人が多いために選べる職が限られ、収入が低い。また、精神的な不安定を抱える人々やひきこもり経験者も多く、50代の単身男女の受給層が増えているとの指摘もある。

生活保護を受給しながら施設で生活する人々の状況をみると、入所者の多くに成育した家庭の経済的困難等や暴力被害経験がみられ、精神疾患を抱える場合も多く、望まない妊娠・出産を経験するケースも少なくない。高齢で介護認定や障害者手帳があつても、特別養護老人ホームに入る程重篤ではないため、生活保護を受給しながら宿泊所で生活している人々もいる。

【意見の例】

- ・生活保護につながる背景には、その個人の問題の他に、地域産業の衰退の影響が大きい。（福祉事務所）
- ・母子世帯の保護率が高いが、離婚が多い背景には産業構造が脆弱であり、世帯が経済的な困窮に陥りやすいことが大きく影響している。結婚して子どもができても収入が増えないため、夫婦2人の時は生活できた世帯でも生活困難に陥って離婚することが増えた。（福祉事務所）
- ・産業が衰退すると、水産加工業、運輸業などの関連産業の下請け・孫請けにまず影響し、また、その中でもパートや季節雇用など女性の割合が多い就労形態から真っ先になくなっていく（例えば、漁業の衰退により水産加工で働くパートの中年女性の仕事がなくなるなど）。（福祉事務所）

- ・母子世帯では育児があるために常用の仕事があっても短時間のパートを望むケースが多い。また、足の問題（交通機関の問題）もあり家から遠い職場に行くのが難しいという事情もある。また、学歴が低いこともあり、誰でも代わりに働くことの出来る販売・サービスなどの仕事につくケースが多い。そのため、月収は 10 万円いけば多い方で、平均では 6~7 万円といった水準。（福祉事務所）
- ・就職しなかったり、仕事に就いても解雇されたりして、生活を踏みはずし、以後、なかなか立ち直ることができず、昨今の就職ができない雇用情勢なども重なり、生活保護の相談に来ている。（福祉事務所）
- ・メンタル面で仕事ができなくなったという相談が多い。ひきこもり経験者も多くなっているように感じる。特に女性では母子家庭で精神不安を抱える人が多くなっている。（福祉事務所）
- ・50 代の男女で単身の生活保護受給者が増えている。終身雇用制度が崩れたことによると思うが、この人達は高齢者保護の予備軍となる。（福祉事務所）
- ・女性専用の更生施設（要保護者に生活扶助を行う施設）の入所者の生活歴は概して過酷で、成育家庭が貧困であったり朝食を食べる習慣がないなど生活が安定せず、人生のどこかで暴力を受けた経験がある。10 代で就職するものの長続きせず、性産業に従事して、本人も気づかないうちにアルコールや覚醒剤に依存し、望まない妊娠・出産に至るケースも少なくない。また、アルコールや覚醒剤の後遺症等も含め、入所者の約 8 割が精神疾患を抱え、約 3 分の 1 が債務問題を抱えている。（女性専用の更生施設）
- ・N P O が運営する単身女性を対象とした宿泊所の利用者は、全員が生活保護を受給し、その多くが家族について（単身生活でも同居でも）、健康についてなど様々な問題を抱えている。さらに DV など女性特有の問題を抱えた人もいる。路上生活経験者も数名いる。精神障害者手帳・知的障害者手帳を持っている人が大半で、約半数が要介護認定を受けている。しかし、高齢で要介護認定や障害者手帳があっても、特別養護老人ホームに入る程重篤ではないため、行き場を失い、宿泊所で生活している。（女性専用の宿泊所）

【ケース事例】

精神疾患で仕事ができず生活困窮の母子世帯

30 代女性、子ども 2 人（いずれも小学生）

幼い時に父親蒸発、母親病気により、祖父母と兄に育てられる。精神的に不安定で、状態が悪い時にはリストカットを繰り返していたが、結婚、子どもを 2 人持つもDVにより離婚。養育費はないものの公営住宅に住みながら職を変えつつも生活を維持していたが、将来に対する不安と対人恐怖で仕事ができなくなる。

10代で就職も長続きせず性産業に従事、その後妊娠・出産、精神疾患

30代女性、子ども複数名（人数は不明）

生まれ育った家庭が貧困で親が病気がちなため家庭が安定しなかった。中卒で就職するが長続きせず、その後性産業に従事し、知らないうちに薬物に依存してしまう。10代～20代にかけて結婚・離婚を繰り返し、子どもも複数名持つが、薬物依存の後遺症からか発症した精神疾患もあり、子どもを自分で育てられない。精神疾患が悪化し、措置入院後に保護される。

キ. 多重債務

多重債務問題については、以前は遊興等による浪費が多かったが、近年の雇用情勢の悪化のもと失業や自営業の倒産が増える中で、収入そのものが極めて低く生活費の補填のために借入し、返済計画が立てられないなど支援が困難なケースが増えている。DV等で夫やパートナーから脅され借入を強要されたり、生活費の不足を補うために借金をし、多重債務に陥る女性もいる。

【意見の例】

- 夫の収入が少ない・夫婦仲が悪く夫が家計を顧みない為、妻が家計の不足分をサラ金から借金し多重債務に陥る／自営業者が事業不振で運転資金を繰り返し借金し結果的に倒産／年金生活者が家族や本人の病気で経済的に困窮／何らかの受給制約条件に該当して公的な支援が受けられない／悪質商法の被害者、などの様々な相談者の背景がある。（多重債務整理の民間支援機関）
- 母子生活支援施設入所者の中に、夫やパートナーから脅された為、または生活費の不足を補うため借金をした、という多重債務者はいる。（母子生活支援施設）
- 多重債務問題は、DVを含む家族関係、精神的肉体的疾患、収入・就労の問題、子どもをめぐる問題等、何らかの問題を背景に抱えている。（多重債務整理の民間支援機関）
- 最近5年間の多重債務をめぐる相談者の変化として、職業別ではパート・アルバイトや無職、年金生活者が増加傾向にある。借入動機（借金を作った原因）では、生活費の補てんが増加傾向、反対に遊興・飲食・交際が減少傾向にある。（多重債務整理の民間支援機関）
- 女性に限ってみると、5年前は、ブランド品など贅沢品購入による若い女性のカードローン多重債務者がいたが、最近は殆どない。そのかわり、生活費の不足を理由とする主婦層が増えてきている。（多重債務整理の民間支援機関）

【ケース事例】

夫からの暴力による多重債務

30代女性、既婚（子ども3人：中学生～未就学）、派遣社員

再婚した夫から暴力を振るわれ、夫が生活費を全く入れない、勝手に妻のカードを盗んで使用するなどで経済的に困窮し、夫が勝手にカードを使ったことで本人の多重債務が500万円近くに上る。離婚手続と自己破産手続きを進める。

ク. 障害者

障害者に関しては、障害の受容や障害を持ちながらどのように地域で生活していくかということについて情報が少なく、情報交換して支えあえる仲間を必要としているという意見があった。障害者に関して女性が抱えやすい困難としては、障害を持つ女性が子どもを自分の手で育てたいという際にそれを支援する体制が不十分であること、障害児を持つ母親が負担を抱え込みがちであること、小さい頃から施設で生活してきた障害者がその性を大切にされてこなかったためその回復が必要とされることなどを指摘する意見があった。

【意見の例】

- ・障害の種類は違えども同じように障害を持つ仲間とのピアカウンセリング等でお互いに話し、障害を持ちながら暮らしていく上での悩みや気持ちをシェアし、地域で暮らす障害者の生活を見学するなどを経て、障害者自身が障害を持ちながら地域で生活していく自信をつけ、支援に関するさまざまな情報を得ている。中途障害者の場合には、障害の受容が本人及び家族の課題となる場合も多い。(障害者の自立生活センター)
- ・障害を持ちながら子どもを育てる女性は、子どもを預かって保育してもらいたいわけではない。生んだけれども子どもは親が連れて行ってしまったなどのケースもあるが、本人は親子で一緒にいて、自分で子どもを育てたいという意向を強く持っており、そのサポートがほしいと考えている。(障害者の自立生活センター)
- ・障害児を持つ母親については、子どもが障害児だとわかった時にそのことを受容し、また子育てにおいて子どもの介護を母親ががんばって引き受けた負担を抱え込みがちである。障害児を持つ母親が得られる情報も少ない。(障害者の自立生活センター)
- ・小さい頃から施設で生活してきた障害者は、性をあまり意識せずに育ってきて、排泄や入浴の介助の時などに性を大切に扱われてこなかった側面もあり、性を取り戻す過程が必要。(障害者の自立生活センター)

【ケース事例】

中途障害で子育てが困難な障害者

30代女性、既婚（子ども2人）

30代で脳梗塞を発症し、右半身が麻痺して言語障害が残る。本人は子どもと一緒に生活して子育てを自分の手でしたいと希望するが、夫や夫の実家が反対。本人はホームヘルプサービス等を受けて一人暮らしをするが、夫と子ども達は夫の実家近くで実家の援助を受けながら別に住む。夫や実家（本人・夫）の親が障害の

受容ができないことも問題を複雑にしている。

(2) 生活困難を抱える人々への支援の現状と課題

以下では、ヒアリング対象とした支援機関・団体等が現在中心的に取り組んでいる支援内容や、支援に当たっての課題に関する指摘をまとめた。

ア. 婦人保護・女性相談における支援

(婦人相談所、婦人保護施設、男女共同参画センター等)

婦人保護や女性相談の支援の場においては、DVからの保護と自立に向けた支援が大きな役割となっている。男女共同参画センター等の相談の場では、身の安全を図るために情報提供、経済的な自立に向けた情報提供・講座等による支援のほか、まずは自尊心を取り戻すための心理的サポートが中心となるとの意見もある。婦人保護施設の入所者についても、暴力被害等によって侵害された自尊心や健康状態を回復することが第一の課題となっている。自立に向けた支援として、家事・育児等に関する知識やスキルの向上支援、退所後のアフターフォロー等も行っている。

支援に当たっての課題としては、DV等の暴力被害者が精神的回復を図りながら母子での自立生活に向けて進めるように、相談や居場所づくり、一時保護所の住環境の改善、ステップハウス¹等の段階に応じた支援の充実、母子統合のための支援の充実等を求める意見があった。性暴力被害女性に対する専門的支援の必要性を指摘する意見もあった。また、個人を継続的にフォローしながら支援する仕組み、女性関連施設のネットワークの効果的な活用についての必要性も指摘された。

【支援内容の例】

- ・自立に向けての精神的な支援を行い、自尊心を取り戻せるような心理的サポート、こころのケアが中心。（まず精神的安定が得られないと、進んで法的制度等を利用しようとする意欲がわからない）（男女共同参画センター）
- ・身の安全をはかるため、手続き・方法、DVガイダンス、サポートグループ・家庭相談員の紹介、法律相談、警察、シェルターへの一時避難等に関する情報提供を行っている。（男女共同参画センター）
- ・経済的自立に向けての情報提供、PC講座、就労応援フェアを実施している。（男女共同参画センター）
- ・生活の困窮については住むところがない。家賃が払えないといった、切羽詰まった相談が多いが、中には生活保護を受給して、保証人協会を利用し住居を借りることもできる場合があるので、福祉事務所と協力して住居確保の援助をしている。（婦人相談

¹ 「ステップハウス」とは、生活相談やカウンセリングなどの支援を受けながら自立に向けた生活再建を図る短期宿泊所のことをいう。

所)

- ・婦人相談所の一時保護所は、福祉事務所、警察署等からの依頼により、緊急に保護を必要とする場合や短期間の保護更生のための指導を必要とする場合、あるいは婦人保護施設への措置または関係機関・施設への移送が決定されるまでの期間、必要に応じて、衣食の提供と生活指導を行っている。(婦人相談所)
- ・入所者の多くは、今まで自分の健康管理や適切な医療を受けた機会がなく、健康・食生活に対する意識が低いため、入所時の健康診断で病気が見つかることが多い。(婦人保護施設)
- ・自立を目指す入所者を対象に、毎月1回地域生活移行支援プログラムを実施し、家事や生活様式に対する正しい知識を学び、スキルの向上を図っている。ほか、ステップハウスを利用し、実際の生活場面を模擬体験し、明らかになった課題や問題点に対して具体的に支援し、自立への自覚と自信につなげている。(婦人保護施設)
- ・退所者の自立支援にも力を注いでいる。退所してすぐ自立した生活をおくることは難しいため、既存の制度を活用して専門職員を配置し、退所後も専門職員によって自宅訪問（面接・介入等）、電話相談、職場訪問、病院の受診付き添いなどを行っている。
(婦人保護施設)
- ・母親と乳児の状態にあわせた育児指導や栄養指導、嘱託弁護士による法律相談、P T S Dなど心の傷を持った人に対するカウンセリングなどを行うと共に、「身近な法律」、「身体と性」、「酒・タバコ・薬物の害」などをテーマとしたセミナーや勉強会を開催している。「身体と性の勉強会」では、専門講師を招いて間違った性への認識を持ってきた利用者に、自分の身体を守るにはどうしたら良いかなどを教育している。利用者が産後間もないため就労に関しては、直接の支援は行っていないが、働く意欲のある人には職業適性検査を行ったり、定時制高校や職業訓練校への進学など、将来のイメージを作りながら相談に乗っている。また、退所者支援として、育児支援が受けられない施設に移った人を対象に、生後6ヶ月頃に訪問し、離乳食の指導なども行っている。(婦人保護施設)

【支援をめぐる課題に関する指摘】

- ・親からの暴力（性暴力、暴言等も含む）、D V、性暴力被害など、小さいときから暴力を受け続けて自尊感情を侵害されている人が多く、「自分を生きる」機会を奪われている。自らを取り戻す心の回復を図ることが重要。女性ゆえに侵害されてきた問題を回復する過程が必要。性暴力被害女性への専門的支援（センター）も必要である。
(婦人保護施設)
- ・現在の一時保護所は相部屋などプライバシー保護ができないため住環境の改善が急務である。(婦人相談所)
- ・D Vの夫から避難しても、何重ものバリアがあるため結局D V夫の元に戻ってしまうケースが多い。一気に自立に進める人もいるが、多くの女性は行きつ戻りつを繰り返

しながら精神的安定を得て少しづつ進むしかない。その意味からも、ステップハウスなど段階に応じた細かな支援の充実が必要。（男女共同参画センター）

- ・DV被害者等の退所者について、子どもの問題も含めてケアしていく仕組みが必要である。子どもと共に宿泊ができるフリースペースがあるステップハウスや母子統合のための支援、また、立ち寄って気軽に相談したり短期宿泊ができるような居場所づくり、地域の支援者づくりが必要である。（婦人保護施設）
- ・充分な育児支援を受けられる施設があれば母子分離をせず、一緒に生活することが可能なケースも多いので、婦人保護施設から次の施設に入る前の段階で「手厚い支援が可能な施設」の必要性を感じている。母子統合のためのマザリングルームがある母子生活支援施設など、母子生活支援施設の多機能化も必要である。（婦人保護施設）
- ・たとえ障害があっても「子どもを育てたい」という思いがある母親に対して、子どものケアも含めた支援が必要である。精神科医師と連携しての支援実績もある。（婦人保護施設）
- ・福祉の制度が要支援者の状況、時期に応じて細分化、縦割りになっているので、個人をずっとフォローしながら支援する組織が必要。男女共同参画センターがその役割を担えれば良いとは思うが、予算と具体的な支援ツール、コーディネイトする権限が与えられていない。（男女共同参画センター）
- ・新たな施策の推進に当たっては、各自治体と個々のセンターという縦割りにとどまらず、女性関連施設のネットワークを生かして、効果的なノウハウの蓄積と共有ができるよう、中間で支援する機関がリーダーシップをとってほしい。（男女共同参画センター）

【先進事例】

婦人保護施設退所者へのフォローアップ

併設するステップハウスを利用し、実際の生活場面を模擬体験し、自立への自覚と自信につなげている。また、退所してすぐ自立した生活をおくることは難しいため、退所後も専門職員によって自宅訪問（面接・介入等）、電話相談、職場訪問、病院の受診付き添いなどを行っている。退所者を地域で見守る体制づくりのため、地域のネットワークづくりにも力を入れている。定期的にバザーを開催、地域のイベントへ出店、施設内の作業や食事支援などを地域のボランティアに手伝ってもらうことなどを行っている。

イ. ひとり親家庭への支援

（母子家庭等就業・自立支援センター、母子生活支援施設、ひとり親家庭の支援グループ等）

母子家庭への支援については経済的な困窮の解消に向けて、就労支援が中心となる。

就労支援では適職探し、就労するスキルを身につけるための技術や資格の習得支援等が行われている。職業訓練校も就職率は高いが、訓練の間に収入が途絶えることに不安を持つ人も多い。母子生活支援施設では、母親の心身の回復と共に、母子の安定した生活に向けて生活の場を提供している。多重債務等を抱えている場合は、その整理のための支援も行っている。

母子家庭への支援に当たっての課題としては、女性に不利な雇用構造が問題であり、その構造変化がない限り手当等の重要性は減らないとの指摘があった。就労支援の窓口がハローワークと母子家庭等就業・自立支援センターと複数あるためわかりにくいといった問題、DV等で夫が離婚に応じない場合に児童扶養手当が受け取れないことの問題²、子どもの就学資金の貸付に関する要望などが指摘された。母子自立支援員等の相談員が非常勤等であることの問題や、父子家庭に関する支援の少なさを懸念する意見もあった。

【支援内容の例】

- ・離婚による経済的困窮の問題を抱える人が圧倒的に多く、就労支援が主である。（母子家庭等就業・自立支援センター）
- ・仕事を長く離れている、または就労経験が少ないため自分の適職がわからない相談者には、マザーズハローワークで行っている適職を探すプログラムを活用し、本人のスキルを棚卸しして、「こういうこともできる」と自信を持たせるような支援を行っている。（母子家庭等就業・自立支援センター）
- ・事務職に就こうとする場合にはパソコン技術が必須であるため、ハローワークや男女共同参画センター主催の教室も紹介している。（母子家庭等就業・自立支援センター）
- ・就職率アップのためにスキルを身につけたい人には、市で実施しているパソコン、ヘルパー講習などへ参加を勧めている。職業訓練校にも数名が通って、就職率は高い。しかし、訓練に通う間に収入が途絶えることに不安を持つ人が多い。（母子家庭等就業・自立支援センター）
- ・就労支援サイトへの登録制で、提携企業への就労へつなげる活動をやっている。就労経験のない主婦を、服装等の基本的なところから指導するキャリアカウンセリング等も行う。提携企業は、トップがひとり親経験者、あるいはひとり親家庭の子どもといった方であるところが多い。（ひとり親家庭の支援グループ）
- ・母子生活支援施設の入所者が最初に求めるのは安全と安心である。身体的にも精神的にも疲弊して入所してくるので、まず母親の回復とケアを心がける。いきなり就労を勧めるのではなく、まず職員との信頼関係を築き、母親が休養して自分自身を取り戻せるようにする。その中でだんだんと働くエネルギーを蓄えさせていく。（母子生活支援施設）

² 児童扶養手当は、離婚が成立していないなくても児童が父親から引き続き1年以上遺棄されていると認められる場合は児童扶養手当を受給できる。

- ・母子生活支援施設では、母子がアパートの一室に居住しているのと同じ形態を取っている。普通の家庭のように、自宅で食事をし、可能であれば母が仕事に行き、子どもたちは保育園や学校に通う。母子で一緒に生活できる空間を保障することで、母子の愛着が湧き、精神の安定が図れ、子どもが健全に成長する、と考えている。(母子生活支援施設)
- ・夫やパートナーから脅された為、または生活費の不足を補う為借金をした、という多重債務者はいる。特定調停の情報提供や、自己破産の申し立て手続きで簡易裁判所に同行する、債権回収会社と交渉し返済計画を立て直す、などの支援を行う。(母子生活支援施設)

【支援をめぐる課題に関する指摘】

- ・雇用構造が変化しない限り、児童扶養手当の重要性が減ることはない。(ひとり親家庭の支援グループ)
- ・女性全体に対する就労機会の差別がある。パート採用は女性が圧倒的に多く、正規・非正規の選択肢が少ない。また、社会保障の対象になるのを避ける為に、女性の労働時間を月間120時間以内等に制限する企業が多い。(母子生活支援施設)
- ・児童扶養手当は、現状でも少ないので、もっと国からの支援が欲しい。また、生活保護や児童扶養手当など金銭的支援を与えるだけでなく、就労に関する講座の受講を義務付けるなど、就労支援の充実も図ってほしい。(ひとり親家庭の支援グループ)
- ・母子家庭においては、高等教育の段階から負担が重くなり、学費の高さもあり子どもが不十分な教育しか受けられなくなる。修学資金の貸し付け等の充実が望ましい。(ひとり親家庭の支援グループ)
- ・DVなどで夫が離婚に応じない場合、児童扶養手当が離婚後でないと受け取れないといった問題がある。(男女共同参画センター)
- ・ハローワークと母子家庭等就業・自立支援センター、就労支援の窓口が二つあることが、対象者の混乱を生む。(ひとり親家庭の支援グループ)
- ・行政側の母子自立支援員は、当施設設置自治体では、全員パート・非常勤である。そういう支障側相談員の身分保障も、改善すべき課題である。(母子生活支援施設)
- ・父子家庭の支援が少ないことが気になる。色々な問題があるのに、そのままになっているのではないか。(マザーズハローワーク)

ウ. 労働問題への対応

(労働団体、労働相談窓口、マザーズハローワーク等)

公的な労働相談窓口では、労働相談や職業訓練及び労働問題等に関するセミナーを行っており、相談者と企業との紛争解決に向けた個別労使紛争の斡旋も行っている。民間の労働相談窓口では、相談者の状況や要望に応じて、相談のみで終了する人や行政の労働相談窓口や労働団体を紹介する人など様々であり、個別の相談内容に対応して支援を

している。労働団体においては、企業との団体交渉を支援するケースもあるが、相談のみで対応したいという相談も多く、その場合は公的機関等を紹介することもある。マザーズハローワークなど、女性の就労支援の場では、本人の就労希望に応じた就労先の斡旋をしているが、母子家庭をぜひといった企業は少ない。母子家庭の場合は保育の確保もあわせて行っている。

支援に当たっての課題としては、同一価値労働同一賃金の原則に基づいてパート労働者等の労働価値を適正に評価する必要性や、派遣社員の派遣が途切れる期間の給与補償の問題、短時間正社員制度やワークシェアリングなどの新たな制度に対する期待などが示された。また、メンタルな問題を抱える人々についての予防策の浸透と社会復帰できる仕組みの検討、保育所や学童保育の充実、女性労働問題に関する民間の相談窓口に対する補助の充実を求める意見があった。

【支援内容の例】

- ・労働相談、職業訓練・労働問題等に関するセミナーの開催、各種調査等を行っている。
相談だけでの対応に加えて、相談者と企業側との紛争を両者の同意のもとに斡旋する個別労使紛争解決の機能も有している。(公的労働相談機関)
- ・相談内容によって、話をするだけで済む人はスタッフやフェミニストカウンセリング学会の人が対応をし、解決策が必要であれば、国の行政機関である労働局の総合労働相談窓口や、全国の女性ユニオンを中心とした窓口を紹介する。(女性労働の民間支援団体)
- ・今すぐ法的手段に訴えたいというより、まず話を聞いてもらいたいという相談が多く、上司とどのようにうまくやっていったら良いのか、といったアドバイスを欲しがる。その職場の仲間と共に仕事をして居続けたいと思う人達は、戦うことを選択したくない。どうにか、その職場で協調しつつ生き延びたいと思う人が多い。従って、電話相談だけで済む人もいる。(女性労働の民間支援団体)
- ・企業との団体交渉を行うケースもあるが、相談のみで終わるケースも多い。相談者の中には団体交渉するというプロセスを嫌う人もいて、そういう時は公的な労働相談機関を紹介している場合もある。(労働団体)
- ・マザーズハローワークでの相談は、「求職申込書」に就職希望（就業形態、希望する仕事、希望地、希望勤務時間・休日など）を記入してもらったうえで、最初の聞きとりを行う。その後はサービスメニューを提示した上で求職者の希望に応じて、当ハローワークで提示した求人や公開されている求人を見て職業相談を行い、求職者が面接希望先を選択し、当ハローワークから企業に連絡を入れて紹介を行う。(マザーズハローワーク)
- ・母子家庭の母については、助成金があるものの、母子家庭の母を是非ともという企業は少ない。(マザーズハローワーク)
- ・母子家庭の場合は、保育所の確保を就業活動に併せて進める。(マザーズハローワーク)

ク)

【支援をめぐる課題に関する指摘】

- ・ユニオンなどに訴えて個別紛争を処理していくことは、企業が行なった結果に対する処理に過ぎないと感じる。本来は職場の状況を改善すべきと思う。労働協約を守っているEUを見習うべきと思う。(女性労働の民間支援団体)
- ・同一価値労働同一賃金の原則を推進すべく、パート労働者の労働価値を適正に評価することが必要であり、パート労働者自体が労働価値に気付くプログラムの開発実施が望まれる。(女性労働の民間支援団体)
- ・派遣社員について、契約期間が満了し次の派遣先が決まるまでの間など困っている期間に何か貸し付けができるものがあれば良いと思っている。(労働団体)
- ・パート労働法の施行により、正社員転換制度ができたものの、実際の転換はまだ少ない。一方正社員になっても、現状では長時間労働などがあり、労働環境が良くなるわけではない。厚生労働省が推進している短時間正社員制度にも期待。(女性労働の民間支援団体)
- ・労働時間が長く不払い残業等も多いことが問題。労働時間規制だけをしても実効性は不十分であり、仕事を分け合って労働時間を短くするワークシェアリング等の取組も必要ではないか。(公的労働相談機関)
- ・就職活動時の一時保育施設はあるもの、企業側が「保育所が決まっていること」を採用の条件にするのに対し、保育所側は「就職が決まっていること」を入所の条件にしており、この調整が難しい。このおおもとの原因は保育所不足にある。就職活動中の一時保育施設などを含めた保育所が充実していけば、やりやすくなる。(マザーズハローワーク)
- ・学童保育（小学校）の充実（5時以降の対応も含めた）が急がれる。小学校入学前は保育所が使えたが、小学校入学後に子どもを預ける場所がないと離職する母親も見られる。(マザーズハローワーク)
- ・女性労働問題に関しても民間の相談窓口に対して政府からの補助金が出ればよい。(女性労働の民間支援団体)
- ・メンタルの問題を抱える人々について、その予防策を浸透させると共に、一度不調になった後に社会復帰できるようにそれを支援する仕組みが必要である。たとえ無給であっても休暇を一定期間とれる仕組みが整備されが必要ではないか。(公的労働相談機関)

エ. 若者の自立支援

(若者自立塾、地域若者サポートステーション等)

自立することが困難なニート等の若者への支援に当たって若者自立塾や地域若者サポートステーションにおいては、まずは自信を取り戻すための支援として、生活技能訓

練、スタッフ同行での就労体験等の機会を持つなどの取組をしている。また、対象者の状況に応じてはクリニックでの服薬治療との組み合わせもしている。家庭環境に問題を抱えた子どもの利用が多い自立援助ホームにおいては、生活の場の提供と再出発に向けて相談援助、生活指導、就労支援等を行っている。他方、全日制高校においては、進路が決まらない生徒への対策として、自分とのつながりを感じながら進路について考えられる機会を持つために、地元企業等と連携した職場見学や労働者の権利についての学習等を含むキャリア教育を推進している。

支援に当たっての課題としては、「就労支援」の枠組みでは支援できない心の問題や発達障害等を抱えた若者が増えており、総合的な支援が必要とされていて支援機関間の連携が課題であること、そして支援に当たっては自己肯定感を回復して対社会的な不安を払拭することを第一に重視すべきとの意見があった。また、「出口」となる就労機会がキャリアアップにつながりにくい非正規雇用が中心となってしまう問題も指摘された。

困難を抱える高校生等への支援をめぐっては、定時制高校の削減に伴って、入学できない生徒が出たり、遠隔地の学校に通学せざるをえない結果、就労時間の削減による収入減で授業料を払えずに最悪の場合中途退学に至ってしまう問題などが課題として指摘された。そのような中、複雑な事情を抱える子どもに対する職業指導やカウンセリング等のソーシャルワーク的な専門的支援の必要性を指摘する意見があった。また、アルバイト等労働者でもある高校生に対する労働相談機能の充実、在学中に妊娠・出産する女子生徒の教育と保育及び仕事の保障、定時制高校の生徒の卒業後のフォローを担う地域ネットワーク等の必要性を指摘する意見があった。また、中卒や高校中退などの15歳から18歳の年齢層の就職が厳しく、この年齢層の就労支援の少なさについて問題提起する意見があった。

【支援内容の例】

- ・自信を取り戻すための生活技能訓練（SST）を重視して取り組んでいる。ニートなどの若者たちは大きな不安を抱え、社会に入れない状況にあるので、まずはスタッフと一緒に協力事業所においてジョブトレーニング・就労体験をする機会を持ち、現場の人々に感謝されたり、声をかけられたりすることで、漠然と抱いていた不安や自信のなさを解消していくようにサポートしている。（若者自立塾、地域若者サポートステーション）
- ・対象者の状況に応じて服薬治療との組み合わせ方を判断している。①健康的なパターンに入っていくことで改善を図る人、②かなりの症状とつらい経験があるために服薬治療と行動療法の組み合わせで改善を図る人、③焦燥感が極めて強いために服薬治療を先に行って改善を図る人など。ただ全体としては服薬治療でクリニックが問題を抱えすぎであるようを感じている。（若者自立塾、地域若者サポートステーション）
- ・来所した相談者には、総合相談・心理相談をしながら本人の状態の把握や課題の整理、

今後の行動計画等を実施している。その後、次のステップとして、ジョブトレーニングというものがあることを紹介しながら、事前準備の話をしていく。その後、ジョブトレーニングの説明会に参加してもらい、どんな事業所があり、自分がどんな仕事ができるのかを面談して決めていく。受け入れ先が決まったら、そこでジョブトレーニングの開始となる。（地域若者サポートステーション）

- ・進路が決まらない生徒が多いことへの対策として、地元企業、近隣大学、県などと協議会を設け、キャリア教育推進のための活動（インターンシップ、職場見学体験など）を行っている。自分との繋がりを感じられないと、キャリア教育も意味がないので、卒業生の働いている職場見学、地元の企業で職場見学体験等を行っている。労働者の権利についても学べるようにしている。（全日制高校）
- ・自立援助ホームにおいては、自立に失敗した児童、自立の見通しがつかない児童に対して生活の場の提供と再出発に向けて相談援助、生活指導等を行い、社会的に自立ができるように努めている。児童と一緒に目標を立て、児童相談所、福祉事務所、司法関係、公共職業安定所、雇用主等の関係者並びに関係機関とのネットワークを図り、就労の場の開拓等自立に向けた支援を行っている。（自立援助ホーム）
- ・来所した相談者には、総合相談・心理相談をしながら本人の状態の把握や課題の整理、今後の行動計画等を実施している。その後、次のステップとして、ジョブトレーニングというものがあることを紹介しながら、事前準備の話をしていく。その後、ジョブトレーニングの説明会に参加してもらい、どんな事業所があり、自分がどんな仕事ができるのかを面談して決めていく。受け入れ先が決まったら、そこでジョブトレーニングの開始となる。（地域若者サポートステーション）

【支援をめぐる課題に関する指摘】

- ・ニート等のきっかけは、学校時代にいじめ、ひきこもりなどの挫折体験が多く、漠然と「社会に通用しないのではないか」という不安感を過剰に抱えているケースが多い。支援としては、学校の中だけの指導ではなく、本人が活動するチャネルを拡げるという意味で、職場体験などをして実際に「通用する」ことを実感し、自己肯定感が持てるようにしていくことが必要。技能の判定、資格などよりも、それ以前にまずは対社会的な不安を払拭することが重要。（若者自立塾、地域若者サポートステーション）
- ・もっとケース会議が他のサポート機関と頻繁に開ける機会があると良い。そうすれば、さまざまタイプの専門家が集中して結論を導き出せるが、実際には一つのケースに関係者が集まって会議をすることなどは時間が取れずなかなか難しい。それを補うために、他の支援機関に引き継ぐ時に（相談者の了解をとった上で）相談者のケース情報を共有するための共通のフォーマットを作成中である。（地域若者サポートステーション）
- ・地域若者サポートステーションでは、「就労支援」の枠組みでは支援できない利用者が増加し、総合支援窓口としての機能が求められている。発達障害を持つ若者等への

継続支援が難しい。また、支援側の体制は整いつつあるが、一度「正規のルート」から外れた若者は「非正規雇用」の「単純作業」が中心の労働から始めるが、キャリアアップに繋がらないといった、「出口の狭さ」をめぐる問題がある。(若者自立塾、地域若者サポートステーション)

- ・定時制高校の削減で、遠い距離を通う生徒は、アルバイトを短縮せざるを得ず、収入が減少して、最悪の場合、授業料を払えず中退する。近隣県では、近くの定時制が廃止になったために交通費を出せずに2時間かけて歩いて遠い定時制に通学する生徒がいる。他の県では、廃止に伴う定数減で定時制に入れないと子どもが出ていている。また、特別ニーズ（発達障害等）を抱えた子どもが全日制に進めず、集中的に定時制に集まっている傾向もある中、1校当たり、1クラス当たりの生徒数が増加し、全日制よりも複雑な事情を抱える生徒の細かなケア難しい状況がある。学校を回って職業指導やカウンセリングを専門にやってくれる人がいると良い。（定時制高校）
- ・定時制の女子生徒の妊娠率は、全日制よりも高い傾向がある。その場合には、子どもを生みたいという子が多く、出産した生徒や子どものいる生徒の保育と仕事、教育の保障が課題となっている。（定時制高校）
- ・定時制高校等の困難な状況を抱える生徒の卒業後の就労状況等をフォローし、相談に応じるなどケアができる地域ネットワークが必要。（定時制高校）
- ・スクールカウンセラーは週1、2回の訪問では活用が難しく、心理的な相談にしか乗れないので、家庭問題などにも対応できるスクールソーシャルワーカーのようなものが必要。教師は家庭に踏み込めないが、そうした立場の人なら職域的にそこまで関わっていける。（全日制高校）
- ・既に多くの高校生が、アルバイト等の形で労働者として市場に出ている現状がある。しかし、このような生徒は、労働基準監督署などには行かない。そのため、こうした機関と連携して、学校の中に労働相談の機能を持つるとよい。キャリアカウンセラー（若者就職支援センター及びハローワーク）は利用しているが、その人が常駐してくれる、あるいは巡回型で定期的に来てくれる等が望ましい。（全日制高校）
- ・最近の景気の悪さから就職先の希望に沿うどころか、10代で採用してくれる事業所が全くといっていいほどなくなってきた。職安に行っても求人票には18歳以上（高卒）というものばかり、何とか年齢を考慮してもらい面接までたどりついても採用不可の返事ばかりである。いくら高校進学率が高くなっているとはいえ、数%は中卒者である。ニート、フリーターなど20歳以上の者に対する自立支援・援助については、施策も人材もそろってきているようだが、若年者20歳未満（15歳から20歳未満）に対する支援が整っていない³。特に15歳から18歳未満の就労自立支援についての相

³ 自立援助ホームの利用対象年齢は、義務教育を終了した児童（18歳未満）であったが、平成20年11月に成立した児童福祉法の一部を改正する法律により、20歳未満に引き上げられた（平成21年4月1日施行）。

談機関がないのが現状。児童相談については福祉分野であり、労働分野の就労支援等管轄機関とうまく連動していないと思う。（自立援助ホーム）

オ. 外国人支援

行政からの委託を受ける等して母国語での相談を受け、内容にあわせて行政とも連携した支援をしている。支援の内容は、離婚手続きの支援、DVシェルターでの保護、住居や就業先の確保支援、生活保護申請など非常に多岐に及ぶ。各種の申請手続きに当たっては、日本語のフォローのために同行支援を基本としている団体もある。また、子どもへの支援として、ボランティアスタッフが学校に出向いて子どもの学習補助を行う取組もみられる。

在留外国人への支援に当たっての課題としては、外国人の交流や相談等の支援拠点の必要性、国際相談の体制整備、日本語教育の機会の充実、DV等で保護された外国人女性の生活再建に向けた母国語での支援の必要性についての意見がみられた。外国人の子どもの就学機会の保障や、第二言語としての日本語教育の必要性を指摘する意見もあった。

【支援内容の例】

- ・電話相談の対応までを行政から業務委託を受けており、その後の個別対応（行政機関への同行、DV被害者の夫との話し合い、家探しなど）は必要に応じてボランティアで行っている。（外国人支援の民間機関）
- ・母国語で相談を受け、どんな問題を抱えているかを十分に把握し、内容に合わせて行政側に連絡を取ったり、話し合いの場に通訳を派遣したりしている。相談によっては、相談者が住む地域の保健師に連絡をして、家庭訪問で家庭状況を確かめてもらうこともある。（外国人支援の民間機関）
- ・シェルターでDV被害の外国人女性を保護した後は、転居先探しや生活保護申請、仕事探しなどを支援している。（外国人支援の民間機関）
- ・各種申請にはスタッフの同行を基本とし、日本語のフォローや、行政側の説明をやさしい日本語にするなどの支援を行っている。（外国人支援の民間機関）
- ・ボランティアスタッフが学校に出向いて外国人の子どもの学習補助を行う。（外国人支援の民間機関）

【支援をめぐる課題に関する指摘】

- ・外国人の交流を促進し、相談等の支援を行う拠点が各地域に必要である。また、外国人労働者に対して日本語の理解が進むような教育や情報提供の機会を充実させていくことが重要と考える。（外国人支援の民間機関）
- ・外国人の妻がDV等をきっかけにシェルターで保護され、離婚に至るケースもある。このような場合には、認知や養育費の問題も含めた離婚手続きや、生活再建に向けた各種制度の申請などについて母国語での支援を必要とする。（外国人支援の民間機関）

- ・国際相談を専門として位置づけられてはいないので、現在の機能・人員では国際相談を受ける体制にはない。今後、国際相談の体制をどのように整備していくのかが重要。外国人・その他の家族に関するケースにおいて、多種多様な異文化に対する知識や広い受容力を持つ職員が必要。(男女共同参画センター)
- ・自治体によって支援に対する意識がばらばらで、対応に大きな違いがある。意識の高い自治体の一つでは、外国人妻の来日と同時に地域の保健師が当団体の通訳を連れて家庭訪問をしていた。(外国人支援の民間機関)
- ・在留する外国人の子どもに、第二言語としての日本語(Japanese as a second language)を教育する機会・体制を充実すべきである。(外国人支援の民間機関)
- ・外国人家庭には義務教育への就学の義務が法律上位置づけられていないので、学校へ行っていない子どももいる。よって高校進学や就職もできない状態になっている。(外国人支援の民間機関)

力. 生活保護受給者等への支援

自立の概念を就労自立だけではなく社会生活や日常生活全般での自立も含めて捉え、NPOや福祉施設等とも連携したボランティア体験の場も活用するなどしながら、個々人の状況に応じた自立支援プログラムを進めている。生活困難の再生産を防ぐために、保護家庭の子どもを対象に高校進学支援の取組を行っているところもある。また生活保護を受給する人々を支援する施設では、健康管理の支援等も含めた支援が行われている。

支援に当たっての課題としては、相対的に低い学歴、若年の母が子育てしながら学び直すための支援、保護家庭の子どもに対する直接の支援の重要性を指摘する意見があった。また、生活保護制度で若年の失業者から高齢者まで多様なニーズを一つの制度でカバーをすることの困難や、生活保護に来る前の段階で相談・支援できる中間的支援の必要性に関する言及があった。支援を必要とする女性のニーズに応じて当事者本位で必要な支援ができるように施設間や制度間の連携の重要性等について指摘する意見もあった。

【支援内容の例】

- ・最近は自立の概念をより広く捉えて、就労自立だけではなく社会生活や日常生活全般での自立も含めて個々人の状況にあった自立支援プログラムを進めている。従来は、就労自立を最優先し、ハローワークと連携することが中心だったが、地域のNPOや福祉施設等とも連携し、就業体験をしてもらったり、社会生活自立、日常生活自立のためにボランティアを体験させたりしている。(福祉事務所)
- ・貧困の再生産を防ぐと共に、保護家庭の子どもに直接に支援する重要性も考えて、中学3年生を対象に、NPOと連携して高校進学支援プログラム、高校進学希望者学習支援プログラムという勉強会を行っている。普通科高校に進学できる子は少なく職業科高校が多い。受験勉強を機会にして子ども達が孤立化しないような子どもの居場所

を提供している。(福祉事務所)

- ・女性専用の更生施設(要保護者に生活扶助を行う施設)では、様々な生活困窮や疾病、DV被害等の問題を抱えた入所者への支援として、それぞれの生活課題に沿った個別支援を行っている。具体的には、施設内の作業やプログラムへの参加、服薬管理・通院同行、就労支援、金銭管理・債務整理等を行っている。精神疾患を抱えているため一般の就労自立が困難な人も多く、そのような人々に対しては、精神障害者作業所や病院等のデイケアにつなげるなど日中活動の場を確保したり、所内プログラムへの参加を促進したりして、日常生活のリズムを整えることを目指した支援を行っている。また、退所者への支援として、近隣アパートを借り上げたステップハウスでの支援、2年間の通所・訪問事業、OG契約をして随時相談対応に応じる等の支援を行っている。(女性専用の更生施設)
- ・路上生活経験者等も含め、地域での自立した生活が困難な人を対象に住宅保障をする宿泊所で、24時間体制で職員を配置して支援している。入所者が疾患者の場合は生活習慣病をはじめ、認知症、精神疾患、難病、感染症などを併せ持っていることが多いため、往診や通院サポートなど個々に合ったケアを行っている。また、宿泊所を出て独立可能な人には、公営住宅やアパートへの移住支援を行っている。(女性専用の宿泊所)

【支援をめぐる課題に関する指摘】

- ・低学歴、若年の母が再チャレンジできるような支援が十分とはいえない。ひとり親で、かつ実家からの援助も受けられにくい場合に、学び直しや資格取得の機会を持つどうしても、子どもの育児や経済的な問題から難しい⁴。(福祉事務所)
- ・貧困の連鎖を断ち切るために、生活保護受給世帯など困窮世帯の子どもの教育機会が確保されるよう、進学支援・学習支援など子どもへの直接の支援を充実させていくことが重要である。このような支援は、困窮家庭の子どもの多様な居場所づくりという点でも役立つ。(福祉事務所)
- ・各種社会保障のセーフティーネットとして生活保護が位置づけられているが、若年の失業者の場合は3ヶ月で立ち直れるかも知れず、疾病や高齢者の場合は死ぬまで保護を受けざるを得ないかもしれない。同じ制度でこれらすべてをカバーするのは無理があり、実態に即したきめ細かな制度の組み分けが必要ではないか。また、生活保護に来る前の段階で相談、支援できる、中間支援的な機関や制度が必要。(福祉事務所)
- ・制度には対象とするニーズを限定してしまう側面があり、狭間のニーズを救いにくい。制度間の連携が必要であると共に、NPO等の行政以外の活動者との連携した共助の仕組みが必要である。(福祉事務所)
- ・女性の福祉に関わる施設として、婦人保護施設、母子生活支援施設、女性専用の更生施設などがあるが、それぞれの施設の根拠法が異なり、十分に連携できていない。対象者のニーズには共通する部分も多いので、支援を必要とする女性のニーズに応じて

⁴ 生活保護受給世帯については、生活保護制度で生業扶助等を適用し、資格取得を支援している。

- 当事者本位で必要な支援が提供できるように、女性福祉に関わる施設や制度の間の連携がさらに深められるとよい。（女性専用の更生施設）
- ・食事等の生活に必要なものがすべて提供される従来型の施設ではなく、生活の組み立てを自分で考えて徐々に慣れていくことを支援する、自炊もできるようなグループホームのような支援の仕組みが必要ではないか。（女性専用の更生施設）

【先進事例】

生活保護世帯に対する高校進学支援

貧困の再生産を防ぐと共に、保護家庭の子どもに直接に支援する重要性も考えて、中学3年生を対象に、NPOと連携して高校進学支援、学習支援のプログラムを行っている。普通科高校に進学できる子は少ないが、受験勉強を機会にして子ども達が孤立しないような機会を提供しており、不登校の子どもが学習支援の場には来て、友人や支援する大人との信頼関係をつくり、ほとんどが高校進学に至るなどの効果が現われている。

キ. 多重債務者への支援

多重債務の解消と生活再建は、家族・親族の協力体制をつくりながら、貸付、破産手続き支援等を行っている。借金の原因に病気・失業・DV・依存症などがあり、その解消が困難な場合は、債務整理と並行して関係機関との連携を図る。

支援に当たっての課題に関する意見としては、多重債務者支援の体制に自治体による差があること、背景にある問題の裾野が広がっており、関係機関間の連携が必要であることが指摘された。

【支援内容の例】

- ・多重債務の解消と生活再建は、債務者本人だけでの解決を図ることには限界があるので、相談員は、一人で悩んでいる相談者には家族・親族の協力体制づくりと生活再建のための支援を行う。仮に貸付をする場合は、家族を連帯保証人にして、世帯に貸し付ける形を取り、家計全体から返済する計画を立てる。（多重債務整理の民間支援機関）
- ・借金の原因の解消が困難な場合、具体的には病気・失業・DV（配偶者間暴力）、ギャンブル依存症などの場合は、債務整理と並行して関係機関との連携をはかる。（多重債務整理の民間支援機関）

【支援をめぐる課題に関する指摘】

- ・まだ自治体によって支援体制に差がある。都道府県よりも市町村レベルの差のほうが大きい。人口の少ない村などでは、人・モノ・カネが不足して、なかなか支援体制を作れない。（多重債務整理の民間支援機関）
- ・家族関係、精神的な問題、収入・就労等、背景に抱える問題の裾野が広がってきて

る。多重債務支援の機関だけでは補いきれない面があり、関係機関との連携が必要である。(多重債務整理の民間支援機関)

ク. 障害者への支援

障害者への支援としては、ホームヘルプサービス等の具体的な支援のほか、同じような障害を持つ者同士が気持ちや体験を共有しあうピアカウンセリングが重視して取り組まれていた。また、障害者の性を大切にするという点で、同性介助を重視して取り組んでいる例もみられた。

障害者に対する支援をめぐっては、制度が整備されてくることに伴って利用要件が厳格化して支援が行き届かない場面が生じていること、また、利用者が高齢者になって介護保険制度対象となる際にサービス量が減少してしまう問題等が指摘された。また、障害を抱える人が様々な社会的役割を担えるように、子育てのほか、通勤・通学などの家庭内での役割を果たすことや社会参加を支援する柔軟な仕組みとなることを求める意見があった。障害があるとみられるが手帳がないといった人が支援の対象から漏れてしまうなど制度の狭間のニーズを救う必要性を指摘する意見もあった。

【支援内容の例】

- ・障害者に対するホームヘルプサービス等を事業として行っているほか、当事者に対する支援としてピアカウンセリングを行っている。テーマによって集まる人々は様々であるが、お互いに体験や気持ちを話し合い、障害を持ちながら地域で生活していく上での自信を身につける場となっている。ピアカウンセリングの参加者は女性の方が多い。(障害者の自立生活センター)
- ・同性介助を重視して取り組んでいる。小さい頃から施設等で育ち性を大切にされてこなかった障害者が、その性を取り戻す過程が重要であるとの考えに基づく。また、介助者側にとっても介助場面でのセクシュアル・ハラスメントを防ぐ目的がある。(障害者の自立生活センター)

【支援をめぐる課題に関する指摘】

- ・障害者支援の制度が整備されてくることに伴って、逆に制度の利用要件が厳格化し、生活の中で支援を利用できる場面が限定されてしまったり、支援を行うには資格を必要とされることでボランティアの活動範囲が狭まったりして、支援が行き届かない場面が生じてしまう弊害が生じている。かつてのように多少曖昧な部分が残っていた方がよかったですもある。(障害者の自立生活センター)
- ・全身性障害などの場合、障害者の制度のもとで月に620時間の支援を得ていたものが、65歳になって介護保険制度に移行するとサービス量が激減してしまうという問題がある。特例も認められるが、命の危険があるなど要件が厳格である。(障害者の自立生活センター)
- ・障害を持つ女性に対する支援として、自分で子どもを育てたいと考える障害女性に対

する子育て支援の充実が必要である。現行の様々な制度は、支援が困難を抱える本人に対するものになりがちであるが、母親としての役割を果たすことについても支援がほしい。同様に、通勤・通学などの社会的役割を担う際の社会参加に対する支援も重要である。(障害者の自立生活センター)

- ・障害者手帳に該当していなくても、支援の必要な人はいる。手帳にもとづく公的支援には限界がある。このような狭間にいる人達の支援体制の構築等も課題である。(福祉事務所)

(参考 1)

監視・影響調査専門調査会 委員名簿

平成 21 年 2 月 23 日現在
(50 音順、敬称略)

○ 大沢 真知子	日本女子大学教授
※岡本 直美	日本労働組合総連合会副会長
◎※鹿嶋 敬	実践女子大学教授
勝又 幸子	国立社会保障・人口問題研究所部長
神田 道子	独立行政法人国立女性教育会館理事長
黒崎 伸子	日本 B PW 連合会前会長
潮谷 義子	熊本県立大学客員教授
神野 直彦	東京大学教授
住田 裕子	弁護士
袖井 孝子	お茶の水女子大学名誉教授、東京家政学院大学客員教授
橘木 俊詔	同志社大学教授
畠中 誠二郎	中央大学教授
山谷 清志	同志社大学教授
横田 洋三	中央大学教授

(会長：◎印、会長代理：○印)

(男女共同参画会議議員：※印)

(参考2)

生活困難を抱える男女に関する検討会メンバー

平成20年9月9日現在
(五十音順、敬称略)

- 阿部 彩 国立社会保障・人口問題研究所国際関係部第2室長
- 鹿嶋 敬 実践女子大学教授
- 小杉 礼子 労働政策研究・研修機構（JILPT）人材育成部門 統括研究員
- 桜井 陽子 (財)横浜市男女共同参画推進協会理事
- 白波瀬 佐和子 東京大学大学院人文社会系研究科准教授
- 袖井 孝子 お茶の水女子大学名誉教授
- 橋木 俊昭 同志社大学教授
- 湯澤 直美 立教大学コミュニティ福祉学部 福祉学科准教授

○：座長

(参考3)

**監視・影響調査専門調査会における審議状況
(新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について)**

(平成20年6月13日の男女共同参画会議において、「監視・影響調査専門調査会の今後の進め方について」を決定)

第30回会合(平成20年7月17日開催)

○新テーマ「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について(仮題)」について

第31回会合(平成20年10月3日開催)※生活困難を抱える男女に関する検討会と合同開催

○有識者ヒアリング

橋木 俊詔委員

阿部 彩委員

○これまでの意見と当面の作業について

第32会合(平成20年12月5日開催)※生活困難を抱える男女に関する検討会と合同開催

○有識者ヒアリング

婦人保護施設 施設長

湯澤 直美委員

○生活困難を抱える男女に関する検討会における検討状況について

第33回会合(平成21年2月23日開催)※生活困難を抱える男女に関する検討会と合同開催

○生活困難を抱える男女に関するヒアリング結果の実施状況及びとりまとめ案について

○新たな経済社会の潮流における生活困難を抱える男女について とりまとめに向けた論点整理 骨子(案)について

第34回会合(平成21年3月9日開催)※生活困難を抱える男女に関する検討会と合同開催

○新たな経済社会の潮流における生活困難を抱える男女について とりまとめに向けた論点整理(案)について

(参考4)

生活困難を抱える男女に関する検討会における審議状況

第1回会合（平成20年9月9日開催）

- 本検討会の目的と進め方について

第2回会合（平成20年10月3日開催）※監視・影響調査専門調査会と合同開催

- 有識者ヒアリング

橋木 俊詔委員

阿部 彩委員

- これまでの意見と当面の作業について

第3回会合（平成20年11月4日開催）

- 文献レビューについての中間報告

- 特別集計の分析方針について

- 支援機関、団体等へのヒアリング調査について

第4回会合（平成20年12月5日開催）※監視・影響調査専門調査会と合同開催

- 有識者ヒアリング

婦人保護施設 施設長

湯澤 直美委員

- 生活困難を抱える男女に関する検討会における検討状況について

第5回会合（平成20年12月24日開催）

- 有識者ヒアリング

よこはま若者サポートステーション 戸塚施設長

- 支援機関・団体等のヒアリングについて

第6回会合（平成21年2月10日開催）

- 支援機関・団体に対するヒアリング結果のとりまとめ（中間案）について

第7回会合（平成21年2月23日開催）※監視・影響調査専門調査会と合同開催

- 生活困難を抱える男女に関するヒアリング結果の実施状況及びとりまとめ案について
- 新たな経済社会の潮流における生活困難を抱える男女について とりまとめに向けた論点整理 骨子（案）について

第8回会合（平成21年3月9日開催）※監視・影響調査専門調査会と合同開催

- 新たな経済社会の潮流における生活困難を抱える男女について とりまとめに向けた論点整理（案）について